

博士論文

韓国における農村居住アジア出身結婚移住女性の日常世界
—女性たちの日常的「実践」に注目して—

一橋大学大学院・言語社会研究科

LD091008

具 美善

目次

序章.....	1
1. 研究背景と目的	1
2. 先行研究の検討	3
3. 研究方法	6
4. 調査地とインフォーマント	8
4.1 調査地の概要	8
4.2 キー・インフォーマント	10
5. 用語の説明.....	12
6. 論文の構成.....	13
第1章 理論的背景	14
1. 国際移動の「女性化」	14
2. 韓国における結婚移住女性	16
2.1 結婚移住女性の増加背景	16
2.2 結婚移住女性の表象.....	19
3. 社会的弱者の日常的実践.....	25
4. エイジェンシー・アプローチ	27
第2章 韓国における「多文化化」と「多文化家族」	29
1. 韓国における「外国人住民」	29
1.1 華僑	29
1.2 外国人労働者.....	30
1.3 結婚移民者	32
1.4 留学生.....	33
1.5 難民	34
2. 多文化家族の現状.....	35
3. 多文化家族をめぐる法律及び政策	42
3.1. 国籍法	42
3.2 多文化家族支援法	45
3.3 多文化家族に対する支援政策	46
4. 小結.....	49
第3章 家庭生活.....	51
1. 結婚に至るまでの背景と動機	51
2. 結婚移住女性が直面する生活上の困難.....	59
2.1 期待はずれの生活環境	59
2.2 コミュニケーションの問題.....	61

2.3 生活文化の差.....	64
2.4 韓国の家父長的家族文化	69
3. 家族との関係	72
3.1 嫁姑関係	72
3.2 夫婦関係	79
3.3 母子関係	86
4. 小結	92
第4章「多文化家族支援センター」で学ぶ結婚移住女性	94
1. 全国の「多文化家族支援センター」	94
2. 論山市多文化家族支援センターの概要	102
2.1 論山市に多文化家族支援センターができるまでの道のり	102
2.2 多文化家族支援センターとなったことで起きた変化	103
3. 教育の実態	104
3.1 韓国語教育	105
3.2 教材と「隠れたカリキュラム」	107
3.3 韓国文化教育	115
4. 小結	118
第5章 結婚移住女性の日常的「実践」	119
1. 戦略的「順応」・「同化」	119
1.1 社会文化的「順応」	119
1.2 構造的「同化」	123
2. 日常的「抵抗」	127
3. 経済活動	133
4. 韓国内に広がる同国人コミュニティ	136
4.1 家族・親族	136
4.2 同国人結婚移住女性のコミュニティ	138
5. 地域社会の市民として	141
6. 小結	145
終章	147
参考文献	153

表目次

＜表 0.1＞	キー・インフォーマント	11
＜表 1.1＞	出身国別外国人妻の数	18
＜表 2.1＞	就業資格別外国人の数	32
＜表 2.2＞	結婚移民者の数	33
＜表 2.3＞	留学生の推移	33
＜表 2.4＞	学位課程別外国人留学生の数	33
＜表 2.5＞	留学生の出身国	34
＜表 2.6＞	難民認定者の数	34
＜表 2.7＞	年度別難民認定者の数	35
＜表 2.8＞	国籍別難民認定者の数	35
＜表 2.9＞	多文化家族実態調査の対象者数	36
＜表 2.10＞	居住地域別結婚移住女性	37
＜表 2.11＞	結婚移住女性の入国年度	37
＜表 2.12＞	出身国別入国年度	38
＜表 2.13＞	出身国別結婚移住女性の学歴	39
＜表 2.14＞	結婚移住女性の平均年齢と夫との歳の差	39
＜表 2.15＞	地域別出会いのタイプ	40
＜表 2.16＞	出身国別出会いのタイプ	41
＜表 2.17＞	多文化家族の世帯所得	41
＜表 2.18＞	多文化家族の年齢別子どもの数	42
＜表 2.19＞	社会統合支援対策の主な内容	47
＜表 2.20＞	多文化家族生涯周期別オーダーメイド型支援の主な内容	49
＜表 3.1＞	義父母との同居歴	73
＜表 3.2＞	子どもの人数と年齢	87
＜表 4.1＞	全国の多文化家族支援センターの数	94
＜表 4.2＞	多文化家族支援センター委託機関	97
＜表 4.3＞	多文化家族支援センターの支援事業の内容	98
＜表 4.4＞	年度別多文化家族支援センターの利用者数	98
＜表 4.5＞	韓国語教育の内容	99
＜表 4.6＞	多文化家族統合教育の内容	100
＜表 4.7＞	就業連携及び就業事業の内容	101
＜表 4.8＞	相談支援の内容	101
＜表 4.9＞	論山市多文化家族支援センターのプログラム	105
＜表 5.1＞	インフォーマントの国籍の状況	124

図目次

<図 0.1> 韓国の地図	8
<図 0.2> 忠清南道の地図	8
<図 4.1> 多文化家族支援センターの事業推進図	96
<図 4.2> 教材の登場人物	107
<図 4.3> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 2』 17 課	108
<図 4.4> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 1』 20 課	109
<図 4.5> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 2』 3 課	110
<図 4.6> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 3』 10 課	111
<図 4.7> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 4』 2 課	111
<図 4.8> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 3』 7 課	113

写真目次

<写真 0.1> 町の中の国際結婚仲介業者の店	9
<写真 1.1> 国際結婚の広告垂れ幕	20
<写真 1.2> 国際結婚の広告垂れ幕	20
<写真 3.1> 論山市の中心地	61
<写真 3.2> 論山の風景	61
<写真 3.3> 胎教音楽会に参加している女性たち	91
<写真 4.1> テレビに「移住女性のビックママ」として紹介された具玉蘭氏	102
<写真 4.2> 論山市移住女性センターの風景	103
<写真 4.3> 韓国語教育の風景	106
<写真 4.4> 韓国語訪問教育の様子	106
<写真 4.5> 訪問指導士の会議の様子	106
<写真 4.6> 料理教室の風景	116
<写真 4.7> キムジャンの風景	116
<写真 4.8> 韓国文化教育の風景	117
<写真 4.9> 韓国文化教育の風景	117
<写真 4.10> 合同結婚式の風景	117
<写真 4.11> 合同結婚式の風景	117
<写真 5.1> 子どもの初誕生日パーティの風景	121
<写真 5.2> 姑のお誕生日にある結婚移住女性が作った韓国料理	121

＜写真 5.3＞論山市にあるエスニックストアー……………	128
＜写真 5.4＞ベトナム出身女性とその夫たち……………	128
＜写真 5.5＞カンボジア出身女性の育児風景……………	130
＜写真 5.6＞ベトナム出身女性の育児風景……………	130
＜写真 5.7＞卵農家で働く女性たち……………	134
＜写真 5.8＞工場で働く女性たち……………	134
＜写真 5.9＞老人ホームで働く女性たち……………	134
＜写真 5.10＞メロン農家で働く女性たち……………	134
＜写真 5.11＞中国語講師の資格を取るため教育を受けている中国出身女性たち……………	136
＜写真 5.12＞ベトナム出身女性の講義風景……………	136
＜写真 5.13＞出産を迎えている結婚移住女性とその母親……………	137
＜写真 5.14＞ベトナム出身母をもつ子どもたち……………	139
＜写真 5.15＞カンボジア出身女性たちのコミュニティ……………	140
＜写真 5.16＞フィリピン出身女性たちのコミュニティ……………	140
＜写真 5.17＞ボランティア活動の風景……………	142
＜写真 5.18＞ボランティア活動の風景……………	142
＜写真 5.19＞ボランティア活動の風景……………	142
＜写真 5.20＞ボランティア活動の風景……………	142
＜写真 5.21＞祭りの風景……………	144
＜写真 5.22＞祭りの風景……………	144
＜写真 5.23＞小学校の多文化祭りの風景……………	144
＜写真 5.24＞地域のスポーツ大会の風景……………	144

序章

1. 研究背景と目的

人の移動はグローバル時代の大きな特徴とも言える。多くの人々が国境を越えることで、様々な地域で多様な人種、言語、文化、宗教が交わる環境が広がりつつある。韓国も例外ではない。長い間「単一民族神話」が語られてきた韓国社会で、近年在留外国人の数が増加し続けている。韓国の法務部(日本の法務省に相当)によれば、1990年には4万9千人に過ぎなかった在留外国人の数が2007年初めて100万人を突破し、2013年末現在は韓国国民の3.14%に該当する157万人まで増加している。つまり、1990年と比べると23年間で在留外国人の数が32倍に増加したことになる。

このような現象は韓国社会や韓国人にとって新しい経験である。長い間韓国社会では「国民」と「民族」が同一視され、「民族主義」は韓国社会を統合し、団結させるための有用な手段であった。既に100年前から韓国社会で居住し続けている華僑の永住資格を認めたのが近年の2002年であったことだけを見ても韓国社会においてどれほど民族イデオロギーが強いかを察することができる¹⁾。

このように保守的な韓国社会で、2005年以降「多文化」に対する議論が飛躍的に広がり、社会的イシューになっている。「多文化」に対する関心は政府や市民団体、メディア、学界などの多様な領域で現れているが、そうなった背景に「結婚移住女性」の存在がある。

1992年韓国と中国の国交正常化をきっかけに、韓国人男性の結婚難に悩む農漁村地域の行政は、中国の朝鮮族女性との結婚を積極的に推進した。その後、2000年代に入ってから、国際結婚仲介業者の増加とともに、こうした韓国とアジア諸国の間の経済格差を利用した国際結婚は、農村地域だけではなく全国的に広がった。韓国の統計庁によれば、1990年には国際結婚の比率が1.2%に過ぎなかったが、2004年初めて10%を超える11.2%を占め、ピークだった2005年には13.5%まで上昇した。これらの国際結婚の多くは「韓国人男性と外国人女性」の組み合わせであり、韓国人男性と結婚し、韓国で居住する結婚移住女性の数は2014年現在20万人を超えている。勿論、この数は50万人を超える外国人労働者の数に比べれば多い数ではない。しかし、結婚移住女性は、一定期間が過ぎれば本国に帰国する存在として見なされる外国人労働者とは違って、韓国に定住し、韓国人の男

¹⁾2007年8月、UN人種差別撤廃委員会(Committee on the Elimination of Racial Discrimination)は、韓国で「純粋な血統」(pure blood)、「混血」(mixed-blood)のような用語が使われていることから、人種的優劣性の観念が韓国社会に広がっていると指摘し、外国人に対するあらゆる差別を禁止するよう勧告した。

性との間で生まれる子どもを養育する存在としてみなされ、外国人労働者とは全く違う次元で受け入れはじめた。すなわち、「韓国人の枠」でも「外国人の枠」でも捉えられない「新しい市民」が登場したのである。

「結婚移住女性」という新しい市民の登場とともに、その対応に迫られた韓国政府は2005年以降「社会統合政策」を打ち出した。まず2006年4月「混血および移民者の社会統合基本方向」と「結婚移民者家族の社会統合支援対策」が発表され、韓国史上初めて「多入種、多文化社会への転換」が宣言された。その後2008年には国際結婚家庭を支援するための「多文化家族支援法」が制定され、全国に渡って「多文化家族支援センター」が設置されるようになった。このように、民族の同質性が強調されてきた韓国社会において、「多文化」に対する関心が高まり、移住者に対する国家レベルの支援政策が講じられるようになったことは極めて意義深い。しかしながら、韓国政府が他の外国人は排除し、結婚移住女性だけを支援政策の対象として受け入れた背景には、単純に結婚移住女性の数が増加したためだけではなく、韓国社会の父系家族の危機と少子高齢化の社会問題を解決してくれる「資源」として結婚移住女性が捉えられたからである(キム・ヒョンミ, 2007; キム・ヘスン, 2008)。実際に政府の文献の中でも結婚移住女性とその家族に支援が必要な理由を父系家族維持と少子高齢化問題と関連付けており²、支援の内容も韓国語・韓国文化教育及び養育支援が主である。結婚移住女性は、韓国の家父長的な家族文化に一方的に同化することが期待され、「嫁」、「妻」、「母」としての伝統的な役割を遂行することが「望ましい適応の基準」とされる。しかしながら、結婚移住女性がいくら役割期待に答えても彼女たちは「われわれ」の枠に入ることができず周辺的な位置に置かれる。結婚移住女性は人種的に、そして社会的に「欠乏した」存在としてみなされるからである。結婚移住女性は、常に貧困、無知、啓蒙対象、被害者、犠牲者、支援対象、低い階級などのキーワードで語られ、絶え間なく他者化されている。

それでは、このような社会的抑圧や偏見が漂う韓国社会で結婚移住女性たちはどのように日々を過ごしているのだろうか。本研究では、結婚移住女性たちが経験した、また現在経験している日常を記述することで、彼女たちの日常世界を明らかにすることを試みる。特に、注目するのは、次の二点である。まず一つは、いかにして韓国社会が結婚移住女性を「他者化」「定型化」しながら彼女たちに同化や再生産労働の圧力をかけているのか、という点である。韓国社会が結婚移住女性を「新しい市民」として受け入れた背景とともに、

²たとえば、2008年に発表された「多文化家族生涯周期別オーダーメイド型支援強化対策」では、多文化家族の純機能について「特に農村地域の出産率を増加させ、低出産・高齢化現象を抑制する」と説明している。

具体的にいかなる方法で彼女たちを再社会化させていくのかを見ていきたい。もう一つは、当事者である結婚移住女性がこうした韓国社会の要求や圧力にいかに対応しているのか、という点である。特に彼女たちが韓国の社会的要求や圧力に対応しながらも、自分の意図に合わせて積極的に交渉・妥協・抵抗しながら生活戦略を立てていく彼女たちの日常的「実践」に注目したい。その理由は、結婚移住女性は韓国社会において弱い立場にいることは間違いないが、それに対応していく力があると思われるからである。彼女たちを与えられた条件の中で受動的に生きる存在としてではなく、より望ましい生活のために自分を取り巻く環境を理解し、自ら選択し、何らかのアクションを起こしていく存在として捉えることで、限られた選択肢のなかでも、自らの人生を切り開こうとする姿が明らかにできると思われる。

2. 先行研究の検討

韓国で多文化家族及び結婚移住女性に関する研究が本格的に始められたのは、2000年代に入ってからである。初期の研究は主に結婚移住女性を支援する NGO 団体や女性団体、自治体によってなされたものが多い³。これらの研究では実態調査を通じて人身売買的な国際結婚の問題点や結婚移住女性が韓国生活で経験する差別や人権侵害、コミュニケーションの問題、家庭暴力などの状況を浮き彫りにさせ、支援政策の必要性を訴えた。こうした研究は、政府レベルの支援政策を導かせたことに大きな意義があるが、あまりにも結婚移住女性の被害者的な側面だけを強調したあまり、結婚移住女性を無力で判断能力のない存在として定型化する結果となった。

その後、2000年代半ば以降からは多文化家族に対する社会的関心と共に社会福祉学、女性学、社会学、人類学、教育学などの多様な分野の研究が蓄積されてきた。これらの研究の中で最も多いのが結婚移住女性の韓国生活適応に関するものである。結婚移住女性の家族生活適応と満足度に関する研究⁴では、滞在期間、教育水準、家族構成、相手文化に対する態度、夫婦間のコミュニケーション、社会的支持などが結婚移住女性の韓国生活満足度にどのような影響を及ぼしているかを分析する。これらの研究では、夫婦間のコミュニケーションが円滑で、社会的支持が高いほど、結婚移住女性が韓国生活にうまく適応し、結婚満足度も高いことが示されている。また、結婚移住女性が韓国生活に適応する際に直面

³江原道庁, 강원도청 (2001) ; 이·कुムヨン, 이금연 (2003) ; 光州女性開発センター, 광주여성개발센터 (2003) ; ウィホム, 위훙 (2003) ; 박·ヒョンジョン, 박현정 (2004) など。

⁴ヤン·スンミ, 양순미 (2006) ; 박·ジョンスクほか박정숙 외 (2007) ; 김·ハンゴン, 김한곤 (2009) ; チョン·ミョンヒ 정명희 (2011) など。

する苦難や葛藤の実態を明らかにした研究も多数見られる⁵。これらの研究では、アンケート調査やインタビュー調査を通じて、結婚移住女性がコミュニケーションの問題、文化的葛藤、経済的な問題、子どもの教育、社会的偏見などで困難な状況に置かれていることを明らかにし、女性たちへの支援を呼びかけている。

そして、結婚移住女性の韓国生活適応類型に関する研究⁶や適応段階について分析した研究⁷も蓄積されつつある。まず、適応類型に関する研究では、Berry の文化適応戦略モデル理論に基づいて、結婚移住女性の異文化適応類型を分析している。Berry の文化適応戦略理論とは、他の国に移住した個人が自文化と移住先の文化、双方の文化とどのような関係を築くかについて類型化が行われるものである。類型は4つに想定されているが、双方との関係を重視する「統合類型」、相手文化を重視する「同化類型」、どちらとも関係が弱い「周辺化類型」、自文化のみを重視する「分離類型」である。

チェ・ヘジ (2009) の研究では、346 人の結婚移住女性のうち 37% が「周辺化類型」、30% が「統合類型」、18% が「分離類型」、15% が「同化類型」を見せており、ヤン・ソヨン (2014) の研究では、236 人の結婚移住女性のうち「統合類型」が 44.5%、「同化類型」が 25.8%、「分離類型」が 16.1%、「周辺化類型」が 16.1% を占めた。前者の研究では「周辺化類型」が一番高い比率を示したが、後者の研究では反対に「周辺化類型」が一番低い比率を示している。また、イム・ウンミほか (2010) の研究では、中国出身女性からは「統合類型」が、フィリピン出身女性からは「周辺化類型」が多く見られ、イ・ヨンスンとイ・ヨンジェ (2013) の研究では、「同化類型」はベトナム出身女性、「分離類型」はフィリピン出身女性から多く見られた。そして、バン・スンヒョン (2008) の研究では、20 代より 30 代のほうが、フィリピン出身女性よりベトナムと中国出身女性のほうが「同化類型」と「統合類型」が多く見られた。研究者によって分析結果が異なることから、結婚移住女性の適応類型は一概に言えないことが窺える。一方で、結婚移住女性たちの適応段階を ク・チャスン (2007) は、①混沌と葛藤の段階、②周辺を察してトライする段階、③周りと調和しつつ自分の位置を探す段階、④共同体の構成員として根を下ろす段階として分析した。また、カン・ユミほか

⁵チェ・ウンソン, 채운선 (2007) ; 김·히주·운·송기영 김희주·은선경 외 (2007) ; Чон·기송 정기선 (2008) ; Ю·미기영·김·기영, 엄미영·김규리 (2008) ; 이·미진·김·히요민, 이미정·김현민 (2011) ; 안·옥희 외 (2011) ; 윤·민스·이·헤기, 윤명숙·이혜경 (2011) ; 이·산노, 이상노 (2014) ; 이·에리, 이애련 (2014) など。

⁶한·진영 외 (2008) ; Чон·치송, 정천석 (2008) ; Бан·순진, 반승현 (2008) ; Ч·헤지, 최혜지 (2009) ; 김·히주, 김희주 (2009) ; 이·운미, 임은미 (2010) ; 이·ヨンスン·이·ヨン제 이용순, 이용재 (2013) ; 이·헤리·치·민호, 이혜림, 조민호 (2014) ; 이·지혜 외 (2014) ; ヤン·ソヨン, 양소영 (2014) など。

⁷ク·チャスン, 구차순 (2007) ; 칸·유미 외 (2010) ; 혼·다라기 외 (2012) など。

(2010) は、①差異と葛藤の段階、②理解と配慮の段階、③相互に合わせていく過程、④安定的な適応段階として分析した。そして、ホン・ダラギほか(2012)の研究では、①ハネムーンの段階、②混沌の段階、③調和の段階、④自立の段階として、キム・オナム(2009)では、①不安と孤立の段階、②混沌と格好の段階、③肯定的な関係形成と受容力拡張段階、④生涯開発段階として結婚移住女性の適応過程を分析している。これらの研究では、いずれも結婚移住女性たちが異文化ストレスと葛藤を乗り越えながら最終的に安定的な適応期に到達すると述べている。

以上のように、結婚移住女性に関する研究は短時間に多数蓄積されてきたが、既存の研究では結婚移住女性の適応の規準を、女性たちが韓国の社会的、文化的環境に自らを合わせていく過程として捉えた研究が多い。そのため、結婚移住女性の不適応の要素を韓国語・韓国文化に対する理解不足とみなし、結婚移住女性に対する韓国語・韓国文化教育支援の強化を訴えるのである。しかし、他の文化に適応していくことは、既に身についていた自国の文化を捨てて相手の文化に染まることなく、適応過程において、既に身についている自国の文化と新しい文化の両者を溶け込ませ、両国を超越した一個人としての行き方や価値観を作り上げていくことを意味するのであろう。それに、もう一つ指摘しなければならないことは、結婚移住女性をただ韓国文化に「順応」「同化」されていく「受動的な存在」として捉えている研究が多いことである。これらの研究では結婚移住女性が韓国に適応しながらも、それを自己流に作り換え、新たなもの、新たな関係を構築する、彼女たちの多様な顔が見えない。もちろん、こうした研究に疑問を差し込み、結婚移住女性の「主体性」や「行為性」に焦点を合わせた研究もないわけではない。ユン・ヒョンスク(2005)は、被害者ディスコースの既存研究を批判し、フィリピン女性を事例に、彼女たちが国際結婚の選択過程や韓国社会適応の過程において主体的に行動していることを明らかにした。彼女たちは結婚過程において人身売買の被害者ではなく、自らが結婚移住に積極的に関わった行為者であり、韓国社会へ適応していく過程においても韓国の家父長的秩序に抵抗したり、フィリピンの伝統と英語能力という文化資源を活用しながら自分なりの生活世界を構築していると示した。

また、イ・ヘギョン他(2006)は、朝鮮族の結婚移住女性を偽装結婚をしてまでも家族の生存を守ろうとする主体として捉えている。特に 朝鮮族女性たちのトランスナショナルな家族ネットワークに注目し、結婚移住女性自らが家族戦略を主導していく主体であると分析する。そして、キム・ジョンソン(2010)は、フィリピン出身結婚移住女性が遂行する多様な戦略を見ながら彼女たちが出身国と韓国にまたがって、両国の資源を選択的に活用しながら家族生存戦略を拡張させていることを明らかにした。こうした研究では結婚移住女性たちが韓国の社会的、制度的な制約の下におい

でも、主体的で積極的な行為者であると同時にトランスナショナルな主体であることを主張し、結婚移住女性はただ「受動的でかわいそうな存在」ではないことを明らかにしたことに大きな意味がある。本研究においてもこのような視点に立ち、結婚移住女性たちが主流社会に一方的にコントロールされる受動的な存在ではなく、構造的な制約の下でも積極的に妥協・調節しながら自分の人生を変化させていく「行為者」であることを描き出すことを試みる。

しかしながら、結婚移住女性の主体性を強調する研究も含めた既存の研究の多くは、短期間の現地調査、あるいは、インタビューやアンケート調査が用いられており、調査結果は序例化や類型化によって提示されることが多く、女性たちの具体的な日常世界が見えてこない。つまり、長期間のフィールドワークによるエスノグラフィーの手法を取り入れた研究はほとんど見当たらない。韓国語が堪能ではない結婚移住女性を対象に1回、2回のインタビュー調査やアンケート調査を行うことだけでは彼女たちの「生きられた経験」を理解するのに限界があると考えられる。

従って、本研究ではインタビューやアンケートだけに頼る研究方法ではなく、長期間のフィールドワークを通して結婚移住女性の日常世界を明らかにしたい。

3. 研究方法

本研究では、長期間の参与観察とフォーマル及びインフォーマルなインタビュー、写真やビデオによる記録など、エスノグラフィー・アプローチを中心としながらも、ライフストーリー分析といった手法を部分的に活用し、結婚移住女性の日常世界の諸相を明らかにする。

エスノグラフィーとは、「実際に現地に赴いて比較的長期間滞在し被調査者と生活を共有しながら、集団や組織の文化を観察・記述する方法」である（古賀 1997:72）。しかし、古賀は、当初は特異な文化をもつ「未開の民族」を調査する方法として普及したこの方法が、コロニズムの解消やエスニシティの変質などによって、現在では都市や学校など近代社会の内部にも適応されるようになってきたと述べている。

エスノグラフィーの特徴のひとつはデータの収集方法にあるが、ハマスリーとアトキンソン(1983)は、「長期にわたって、人々の日常生活に参加し、そこで起きる事柄を見、語られることを聞き、質問する。実際、調査者は、研究上関心のある問題を明らかにするために、利用しうるあらゆるデータを片っ端から集める」と述べている（Hammersley & Atkinson 1995:1）。佐藤（1992:66）は、こうした調査者の姿勢を「恥知らずな折衷主義」として、蘭（2000:45）は、対象の側面の特質に応じて多様な調査方法を兼用する「方法的折衷主義」として表現するが、本研究で、エスノグラフィー・アプローチを用いる理由

は次の二つである。第一に、長時間の現地調査を通じて、従来の短期間の現地調査やインタビューやアンケートによる調査では明らかに出来なかった結婚移住女性の日常世界が繰り広げられる場の具体的な状況や、ある結果をもたらす過程を明らかにすることができるからである。第二に、当事者の声を聞くことだけではなく、その背景までも把握することができるので、より深層的な解釈が可能になる。

一方で、エスノグラフィーは、一般化できない、もしくは客観的ではないという批判も受けやすい。しかし、文献調査などの方法を組み合わせ、かつ、データを可能な限り提示することで、より説得力のある解釈を生み出すことが可能になると考えられる。

本研究のフィールドワーク調査は2008年1月から2014年9月にかけて行われた。毎年2回以上、3ヶ月以上を調査地で過ごしたが、特に2011年には調査地の「論山市多文化家族支援センター」で韓国語講師をしながら一年間参与観察を行った⁸。支援センターでの参与観察だけではなく、地域の祭りや行事に参加したり、結婚移住女性の家で一緒に料理を作ったり、家族旅行に同行したり、子どもの学校の保護者会に参加したりしながら、結婚移住女性の日常世界を観察した。また、ベトナム出身9名、フィリピン出身8名、中国出身4名、モンゴル出身3名、カンボジア出身3名、計27名の女性にライフストーリー・インタビューを行った。「ライフストーリーは、個人のライフ（人生、生涯、生活、生き方）についての口述の物語である。また、個人のライフに焦点を合わせてその人自身の経験をもとにした語りから、自己の生活世界そして社会や文化の諸相や変動を全体的により解こうとする質的調査法の一つのことでもある」（桜井 2012：6）。

ライフストーリーインタビューは、韓国語で行ったが、韓国滞在3年未満の女性とのインタビューは、韓国語上級レベルの同国出身女性が同席した。インタビューは、基本的に同意を得て録音し、録音データから逐語記録を作成した後、意味内容を変えないことを前提に補足・修正等の整理を加え、ライフストーリーを作成した。その後、筆者が和訳した。しかしながら、本論文で使用するすべての会話を録音したわけではない。なぜならば、インフォーマントと食事をしながら、旅行をしながら自然な雰囲気で行ったインフォーマルな会話を全て録音することは不可能だったからである。しかし、録音できなかった場合は、メモを取り、できるだけ素早く語順通りに再構成した。

⁸ 筆者は韓国政府公認の韓国語教員資格を取得している。

4. 調査地とインフォーマント

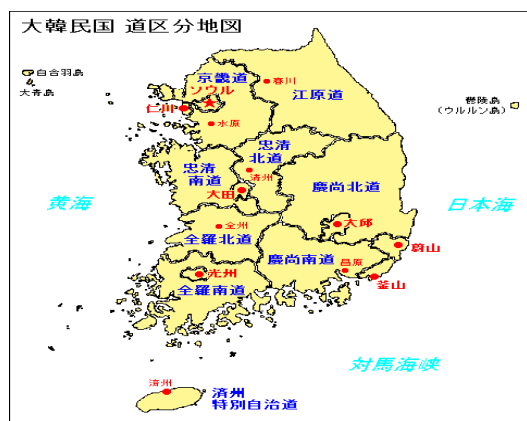
4.1 調査地の概要

本研究の調査地は、忠清南道(チュンチョンナムド)・論山(ノンサン)市である。忠清南道は、大韓民国・中西部に位置しており、北は京畿道に、東は忠清北道と大田広域市に、南は全羅北道に接している。

忠清南道は、天安(チョナン)市、公州(コンジュ)市、保寧(ポリョン)市、牙山(アサン)市、瑞山(ソサン)市、論山(ノンサン)市、鷄龍(ケリョン)市、唐津(タンジン)市の8つの市と、錦山(クムサン)郡、扶余(プヨ)郡、舒川(ソチョン)郡、青陽(チョンヤン)郡、洪城(ホンソン)郡、礼山(イエサン)郡、泰安(テアン)郡の7つの郡で構成されている。

本研究の調査地である論山市は、新兵教育機関である陸軍訓練所⁹があることで知られている。陸軍訓練所があるということで、面積 554.85km²、2013 年現在人口 128,965 人の比較的に小さい町であるにもかかわらず、高速鉄道である KTX が停車する。

論山市には大企業は存在せず、農業を主とする典型的な農村地域である。特産品はイチゴで、「YESMIN」という名前でブランド化されている。毎年4月にはイチゴ祭りが開かれ多くの観光客が訪れる。



<図 0.1> 韓国の地図



<図 0.2> 忠清南道の地図

典型的な農村地域である論山市も他の農村地域と同様に速いスピードで高齢化が進んでおり、2013 年現在 65 歳以上の人口が 20.94%を占めている¹⁰。世界保健機構 (WHO) の定義によれば、65 歳以上の人口が総人口に占める割合が、7%~14%を高齡化社会、14%~21%を高齡社会、21%を超高齡社会とするが、論山市は超高齡社会に近い。当然、農作業

⁹韓国に陸軍訓練所は、江原道の春川市と忠清南道論山市に2か所ある。陸軍訓練所では服務先が決まるまで約一か月間基本軍事訓練を受ける。

¹⁰ 論山市ホームページ <http://www.nonsan.go.kr> (検索日 2013 年 7 月 25 日)

や高齢者の介護の人手不足は深刻な問題であり、未婚男性の結婚難にも悩まされている。そして、こうした人手不足と男性の結婚難に「救世主」となるのが外国人労働者及び結婚移住女性である。2013 年末現在、論山市に居住する外国人は、男性 1,499 人、女性 1,622 人、総計で 3,121 人である。しかし、この数は合法滞在外国人の数であり、「不法残留外国人」を含めるとその数はより増加すると予想される¹¹。論山市に居住する外国人のうち、結婚移住女性は 721 人であり、出身国別にみると、ベトナム 242 人、中国 209 人、フィリピン 135 人、カンボジア 54 人、日本 40 人、モンゴル 14 人、タイ 5 人、その他 22 人である。ベトナム出身の結婚移住女性が最も多く、次に中国、フィリピンの順である。

論山において国際結婚が広がったのは他の地域と同じく 2005 年以降である。その前までは親戚や知人の紹介を通じて韓国人男性と結婚した中国の朝鮮族女性、あるいは、統一教会を通じて韓国人男性と結婚した日本人女性、フィリピン女性が居住していたものの、国際結婚が一般的ではなかった。しかし、2005 年以降論山市においても国際結婚業者が出現しはじめた。〈写真 0.1〉は筆者が撮影した論山市内の国際結婚仲介業者の写真である。2008 年当時論山市には 5 ヶ所の国際結婚仲介業者が営業をしており、国際結婚がもはや珍しいことではなくなっていた。

一方で、本研究で、論山市を調査地とした背景及び理由は次の通りである。

2008 年当初、筆者は、韓国における「ムラの国際結婚¹²」を調べるため、いくつかの農村地域を訪れた。しかし、元々閉鎖的で保守的な農村社会であるうえに、その当時はしばしばマスコミで「偽装結婚」や「結婚移住女性の失踪」事件が報道されており、結婚移住女性の家族は、「よそ者」との接触を遮断していた。また、「多文化家族支援センター」のような施設からも、調査協力を得ることは簡単ではなかった。

こうした状況の下で、第 4 章で詳しく述べるが、当時 NGO であった「論山市移住女性支援センター」で、ボランティアとして韓国語を教える条件で調査協力を得ることができた。



〈写真0.1〉町の中の国際結婚仲介業者の店
(2008 年筆者撮影)

¹¹実際、筆者が現地調査で農家を訪ねた際、多くの「不法残留外国人」に出会った。

¹²「ムラの国際結婚」という言葉は、1980 年代、韓国より先に日本の農村部で始められた日本人男性とアジア出身女性の国際結婚を指すことばである。この言葉は、メディアで用いられ、定着した。武田 (2011: 61)によれば、「カギ・ガッコウをつけたのは、それぞれの論者が自由恋愛による結婚とは異なる諸相を『ムラの国際結婚』の中に認めたからである」という。

その後、この支援センターは、2009年7月から論山市の認可を得て政府機関である「論山市多文化家族支援センター」となったのである。

論山市は、典型的な農村地域である点、長い間男性の結婚難に悩まされ、他の農村地域と同様に2005年以後「ムラの国際結婚」が爆発的に増えた点から見て、韓国における典型的な「ムラの国際結婚」の現状を把握することができると考えられる。もちろん、単純に一般化することはできないにしても、論山市ならではの特徴がないからこそ、調査地として適切であると考えられる。

4.2 キー・インフォーマント

2008年1月から2014年9月までの間、論山市で多くの結婚移住女性に出会った。その中でも、信頼関係を保つラポール関係を築いた女性は、〈表0.1〉で示すように、27人の女性である。出身国別では、ベトナム出身9人、フィリピン出身8人、中国出身4人(すべて朝鮮族)、モンゴル出身3人、カンボジア出身3人である。

彼女たちの結婚時期をみると、1997年～2005年に結婚した女性が7人、2006年～2010年の間に結婚した女性が20人である。多くの女性たちが仲介業者による国際結婚が急激に広がった2005年以後結婚したことが分かる。女性の年齢は20代が10人、30代が12人、40代が4人、50代が1人であり、夫の年齢は30代が4人、40代が17人、50代が5人、60代が1人である。結婚移住女性は20代と30代が多く、夫の場合は40代が多い。学歴を見ると、女性の場合、小学校卒以下5人、中卒以下3人、高卒以下11人、短期大学・大卒以下8人であり、夫の場合は、中卒以下6人、高卒以下17人、短期大学・大卒以下2人である。職業は、女性の場合は主婦や工場作業員、清掃員などが多く、夫の場合は運送業や建設業、自営業、農業などが多い。農村地域であるのにもかかわらず、農業だけでは生活ができないため、兼業農家の家庭が多いことも特徴である。家族の形態は、半数を超える17人の女性は拡大家族で、残りの10人の女性は核家族である。ところが、第3章で詳しく述べるように過去に舅や姑と同居した経験がある女性までを含めると、拡大家族の比率は70%を超える。

一方で、これらの夫婦の出会いのタイプは大きく3つに分けることができる。知人や親戚の紹介で出会ったケースが13人、仲介業者を通じて出会ったケースが9人、統一教会を通じて出会ったケースが5人である。しかし、出会いのタイプとは関係なく、共通して言えることは、出会いから結婚までの期間が驚くほど短いことである。出会いから結婚までの期間を見ると、3日以内が11人、1週間以内が13人、1週間以上は3人にすぎない。いわば、典型的な「ムラの国際結婚」のケースとして捉える事が出来る。

<表 0.1>キー・インフォーマント

区分	出身国	結婚	年齢 妻/夫	学歴 妻/夫	職業 妻/夫	家族形態	出会いのタイプ
V-1	ベトナム	2006	33/43	大卒/高卒	事務員/工場作業員	拡大家族	知人紹介
V-2	〃	2008	27/31	小学校卒/高卒	清掃員/宅配員	拡大家族	仲介業者
V-3	〃	2009	38/57	中卒/中卒	清掃員/警備員	拡大家族	仲介業者
V-4	〃	2010	27/41	中卒/高卒	主婦/運送業	拡大家族	知人紹介
V-5	〃	2009	32/死亡	小学校卒	飲食店店員	拡大家族	親戚紹介
V-6	〃	2010	26/40	大学中退/大卒	主婦/警備員	核家族	親戚紹介
V-7	〃	2010	22/38	高卒/高卒	工場作業員/店員	拡大家族	知人紹介
V-8	〃	2009	26/41	高卒/高卒	農業	拡大家族	仲介業者
V-9	〃	2010	33/39	中卒/高卒	主婦/自営業	拡大家族	仲介業者
P-1	フィリピン	2000	40/45	短大卒/?	工場作業員/農業	拡大家族	統一教会
P-2	〃	2006	31/43	高卒/高卒	掃除員/工場作業員	核家族	知人紹介
P-3	〃	2009	28/46	高卒/高卒	事務員/建設業	拡大家族	知人紹介(夫再婚)
P-4	〃	2008	28/44	高卒/高卒	飲食店店員/軍人	核家族	仲介業者(夫再婚)
P-5	〃	2001	49/58	大卒/中卒	工場作業員/農業	拡大家族	統一教会
P-6	〃	2010	32/49	大卒/高卒	農業	核家族	知人紹介
P-7	〃	2005	29/38	大卒/高卒	工場作業員/会社員	核家族	統一教会
P-8	〃	2000	40/48	大卒/高卒	英語講師/自営業	拡大家族	統一教会
C-1	中国(朝鮮族)	2004	34/48	高卒/高卒	介護員/運送業	核家族	親戚紹介
C-2	〃	1997	46/54	高卒/中卒	主婦/建設業	拡大家族	知人紹介
C-3	〃	1996	51/51	高卒/高卒	通訳員/会社員	核家族	知人紹介
C-4	〃	2006	35/41	短期大卒/高卒	主婦/運送業	核家族	親戚紹介
M-1	モンゴル	2009	38/48	高卒/中卒	事務員/工場作業員	核家族	統一教会
M-2	〃	2005	36/55	高卒/中卒	主婦/運送業	拡大家族	知人紹介(妻再婚)
M-3	〃	2006	30/44	高卒/大卒	主婦/会社員	拡大家族	仲介業者
K-1	カンボジア	2007	26/49	小学校卒/高卒	主婦/建設業	拡大家族	仲介業者
K-2	〃	2006	29/60	小学校/中卒	清掃員/農業	核家族	仲介業者(夫再婚)
K-3	〃	2006	33/47	小学校卒/高卒	自営業	拡大家族	仲介業者

5. 用語の説明

①結婚移民者

日本においては「移民者」という言葉は使われていないが、韓国では「移民」の人をさして「移民者」と呼ぶ。2007年に制定された「在外外国人処遇基本法」第2条第3号では、「結婚移民者」を「大韓民国の国民と婚姻したことがあるか、婚姻関係にある在韓外国人」と定義している。その後2008年に制定された「多文化家族支援法」では、韓国国籍を取得した外国人配偶者も「結婚移民者」に含む。すなわち、「結婚移民者」とは、「韓国人男性と結婚し韓国に居住する外国出身女性」と「韓国人女性と結婚し韓国に居住する外国出身男性」を指す法的用語である。本稿では、政府の文書を引用する際には「結婚移民者」の用語をそのまま使うことにする。

②結婚移住女性

「結婚移民者」は、「韓国国民と結婚し韓国に居住する外国出身者」を指す法的用語である反面、「結婚移住女性」は法的用語ではないが、韓国人男性と結婚し韓国に居住する外国出身女性を指す言葉である。特に、「発展途上国出身外国人妻(婚姻帰化者も含む)」を指す言葉として一般的に用いられている。

本研究では、統計資料を説明するときは、先進国出身女性も含めた意味で「結婚移住女性」という用語を用いるが、その他の文脈では「発展途上国出身外国人妻」を指す言葉として使っている。

③多文化家族

2008年9月から施行された「多文化家族支援法」では「多文化家族」を次の通り規定している。①結婚移民者と「国籍法」第2条から第4条(2条出生, 3条認知, 4条帰化)の規定による韓国国籍者で構成された家族、②「国籍法」第3条及び第4条による韓国国籍者と同法第2条から第4条の韓国国籍者で構成された家族、である。

分かりやすく言えば「多文化家族」とは「出生、認知、帰化による韓国の国民と外国出身者(婚姻帰化者も含む)で構成された家族」を指す言葉である。この定義では、たとえ「多文化」な背景をもっていたとしても、外国人同士で構成された家族は「多文化家族」の範囲に含まれず、「多文化家族支援法」で定められている支援を受けることができない。

6. 論文の構成

本論文は、序章と終章のほか、5つの章から構成されている。以下に、各章の内容について概略する。

第一章では、本研究の理論的背景について論じる。まず、世界的に「移民の女性化」の現象が進み、「再生産労働の国際分業」と呼ばれる現象が起きようになった背景について述べた上で、その一例として韓国の結婚移住女性を取り上げる。なぜ韓国で結婚移住女性が急増するようになったのか、また、彼女たちが韓国社会でどのように位置づけられているかについて見ていく。そして、社会的弱者のストラテジーについて理論的に検討する。

第二章では、韓国に居住する「外国人住民」を概観した上で「多文化家族」の特性とその家族に対する政府の政策について考察する。具体的には2009年行われた「多文化家族実態調査」のデータを提示しながら多文化家族の現状と特徴を明らかにする。そのほか、関連法や政策などを概観する。

第三章では、家庭における結婚移住女性の日常世界を記述する。まず韓国人夫と結婚移住女性がお互いに国際結婚を選択した背景や思惑にギャップがあったことを明らかにした上で、結婚移住女性が家庭の中で直面する困難について述べる。そして、嫁姑関係、夫婦関係、母子関係などの家族関係にも焦点を当て、家庭における結婚移住女性の日常世界の全体像を描くことを試みる。

第四章では、結婚移住女性の家庭以外の「居場所」として「多文化家族支援センター」を取り上げる。全国に211カ所ある「多文化家族支援センター」は、結婚移住女性の居場所でもあり、結婚移住女性の再社会化教育が行われる公的な教育機関でもある。ここで何が、いかに教えられているかを考察することで、韓国社会が結婚移住女性たちにいかなる「再社会化」を求めているのかを明らかにすることができると思われる。

第五章では、結婚移住女性たちの日常的「実践」について考察する。社会的弱者である女性たちがいかにして韓国社会の要求や圧力に対応しながら、自らの脆弱な立場を組み立て直していくのかを見ていきたい。

最後に、終章では各章の議論をまとめる。

第1章 理論的背景

1. 国際移動の「女性化」

グローバル時代であると言われる現代において、国際的な人の移動がかつてない規模とスピードで活発に進んでいる。国際移住機関（IOM=International Organization for Migration）の算定によると、2010 年現在他国に移り住んでいる移住者の数は世界総人口の約 3.1%にあたる 2 億 1,400 万人に上るといふ。この数は、世界人口の約 100 人のうち 3 人が移住者であるということを意味する。この数を多いとみるか少ないとみるかは、ひとによって意見が分かれるかもしれないが、生まれ育った土地を離れることに伴う困難や障害の大きさを考えるなら、これほど多くの人々が国境を越えているという現実には、やはり驚くべきことであるに違いない。ひとが国境を越える理由や条件はさまざまである。しかし、現代において、生活のあらゆる局面で進むグローバル化がその大きな背景を作っていることには、誰も異議を唱えないだろう。もちろん、グローバル化にも多様な側面がある。しかし、見逃すことができないのは、冷戦体制の崩壊後、世界の経済体制が資本主義によって画一化され、「市場経済至上主義」と呼ばれる考え方が世界の大きな潮流になってきたことである。グローバルな規模で展開するようになった「市場経済至上主義」は、「持てる国」と「持たざる国」の間の国家間経済格差の拡大をもたらし、そのことが人間の国際的移動の爆発的な増加を生む原因となったと見られている。

代表的な国際移民研究者であるカースルズとミラーは、現代の移民の傾向として、①より多くの国が受入国としても送り出し国としても移民の移動に影響を受けるようになってきた「移民の地球規模化」(Globalization of Migration)、②主な地域で国際移動が量的に増大している「移民の加速化」(Acceleration of Migration)、③労働力移動、難民、定住移民と多様なタイプの国際移動の「移民の多様化」(Differentiation of Migration)、④あらゆる地域であらゆるタイプの移民において女性が重要な役割を担うようになってきた「移民の女性化」(Feminization of Migration)があることを指摘している（カースルズ・S&ミラー・M. J. 1996:8-9）。特に、近年の国際移動において注目されていることは、1980 年以降急激に進んでいる「移民の女性化」である。柄谷（2010）によると、1960 年には出身国以外の所で住む女性が約 3500 万人であったのに対して、2005 年には約 9500 万人の女性が異国で暮らしているという。また、コーエンとケネディ（2003）も、量的な面や社会学的な面で、女性移民が新たな段階に入りつつあることは明らかであると述べる。サッセン（2004）は、女性が国境を越える理由を経済のグローバル化と結びつけて捉えている。

経済のグローバル化は途上国の経済を悪化させ、こういう状況から生き残るため、また利潤形成のため、そして交換可能な通貨を獲得するための非国家的アクターとして女性の移住が行われると指摘している。一方、パレーニャス（2001）は、女性が国境を超える要因としてジェンダー不平等を指摘する。女性の単身移民は家族戦略であるだけでなく、本人が背負っている扶養義務から逃れるための個人の隠れた戦略でもあるという。例えば、フィリピン社会では、未婚の女性が未婚の男性より父母の扶養責任が重く、家族のために犠牲となる「従順的な娘」としての役割が社会的に強要されるため、その義務や責任から脱出するために移住を選択する女性も存在するという。しかし、パレーニャスは移住を通じて女性も、家父長制規範から解放されることなく、受入国の家父長制に再統合されるという見解を示している。

1980年代半ば以降、特に1990年代に入ってから、アジアでも「移民の女性化」は目立った現象となっている。アジアにおける「移民の女性化」の特徴は、建設部門や農業部門といった生産領域とは別に、再生産労働領域に関わる女性の移動の割合が高いことである。再生産労働とは、社会構造を維持し強化するために必要とされる労働力のことである。タン・ダム・トゥルンの定義を借りれば、大きくいって再生産労働とは、①人間の再生産・生殖、②ライフサイクルを通じて人間を維持したり持続させたりする活動・家事労働、子ども・高齢者のケア、介護労働、性サービスなど、③社会システムの再生産という三つの局面を含むものである（Truong 1996: 146）。つまり、『再生産領域』とは、「生命、人間、労働力の再生産に関わる領域、したがって、人の誕生から死に至る再生産の総過程を包みこんでいるのである」（足立 2008: 235）。

近年の移民研究では、このような事態を「再生産労働の国際分業」（Truong 1996; Parrenas 2001）及び「再生産領域のグローバル化」（足立 2005）という枠組みで捉え、移住女性が移住先で主に「再生産労働」の担い手となっていることを明らかにしている。

先進国と呼ばれる国々において、女性の社会進出の上昇、人口の高齢化、公共サービス削減が進んでおり、家事、育児、介護などの再生産労働に隙間が発生しつつあるが、この隙間を埋めているのは、福祉国家でも、男性でもなく、途上国の女性なのである。つまり、先進国の再生産労働の需要が高まったことで、途上国の女性たちがこれらの活動の担い手として先進国に大量に移動しているということである。そして、その担い手は、家事労働者、看護師、介護師、セックスワーカーといった有償の再生産労働職に従事する女性だけではなく、国際結婚の配偶者、すなわち、無償の再生産労働者として移動する女性たちも大きく包摂している（Truong 1996; 伊藤 1996）。特に、国際結婚を通じた移住は、労働移

住に比べ移住の費用があまりかからないことや受入国で合法的に定住が保障されることから、途上国の未婚の女性たちに移住の一つの形式として受け入れられている。

韓国においてもこうした「移民の女性化」の現象は著しい。特に韓国人男性との結婚を通じて韓国に移住してくる結婚移住女性が 2000 年代に入ってから急激に増加している。少子高齢化が進む韓国で再生産労働の問題は深刻になりつつあり、そのような問題を解決してくれる「解決者」として、結婚移住女性が受け入れられているのである。いわば「再生産労働の国際分業」及び「再生産領域のグローバル化」と呼ばれる典型的なパターンであると言える。

2. 韓国における結婚移住女性

2.1 結婚移住女性の増加背景

韓国で結婚移住女性が急激に増加したのは 1990 年代以降である。1992 年の韓国と中国の国交正常化以降、韓国人男性の結婚難に悩む農村地域の行政が、韓国人男性と中国の朝鮮族女性との結婚を取りまとめたのがきっかけであった。多くの農村自治体は、中国の農村地域の視察・研修の名目で未婚の韓国人男性を選抜し、中国見地で朝鮮族女性と見合いすることを積極的に後押ししたのである。その後、2000 年代に入り、特に 2000 年代半ばから韓国人男性とアジア出身女性の国際結婚は農村だけではなく、ソウルなどの首都圏においても驚くほど急増した。そうなった理由を大きく二つ挙げることができる。まず一つは、1997 年韓国で起きた通貨危機である。通貨危機以降、韓国政府は労働市場の改革を進めたため、雇用に対する一連の規制緩和を進めた。その結果、大規模なリストラとともに、正社員として働ける職場が減少した。こうした雇用上の変化は、就職難を深刻化させ、不安定雇用を増幅させた。そして、このことを起因として、都市でも階層間の生活格差が広がるようになった。その結果、都市における低所得層の男性は結婚市場においても周辺化されてしまい、結婚相手を見つけることが難しくなったのである。もう一つの理由は、1999 年 8 月に、国際結婚仲介業の設立が許可制から申告制に変更されたことである（申告さえすれば営業可能）。これによって仲介業者の数が大幅に増加し、「花嫁輸入国」も中国、フィリピン、ベトナム、カンボジアなどに広がったのである。

韓国人男性とアジア出身女性の国際結婚において特徴的なのは、外国人妻の出身国の変化である。＜表 1.1＞の韓国人男性と結婚した外国人妻の国籍を見てみると、全体的に中国人の女性（朝鮮族を含む）が多数を占めている。しかし、注目すべきなのは 2000 年前後からの外国人妻の出身国の変化である。2000 年前後からフィリピン人女性との結婚が上昇し

ている。2000 年までフィリピンは「その他の国」に含まれているため、それ以前の正確な数値の把握は難しいが調査が始まった 2000 年にはすでにフィリピン人女性の数が 1,174 人を数えている。また、2003 年からは、ベトナム人女性の数が急激に増加し、中国に続いて二番目に多い数を占めている。そして、2006 年からは、カンボジア女性との結婚の増加が目立つ。このように、外国人女性の出身国の変化が著しいのは、国際結婚の仲介業者の活動と密接な関係があるといえる。1992 年中国との国交正常化以降、朝鮮族女性は同じ民族であることから最も人気のある結婚相手とされたが、その中には最初から韓国で働くことだけが目的だった、いわゆる「偽装結婚」で韓国に移住してきた女性も少なくなかった。この問題が社会的に 이슈となると、次第に朝鮮族女性との結婚が忌避されるようになったのである。その後、仲介業者らはその代案として、フィリピン女性に目を向け、営業に乗り出した。ところが、フィリピン女性との結婚は、肌の色からその子どもが「純粋な韓国人」ではないことがすぐばれてしまい、いじめを受けやすいとの噂が広がったため、次第に人気がなくなったのである。その後、2000 年代半ばからは、比較的に「韓国人の肌色に近い」ベトナム女性やカンボジア女性との結婚が大幅に増加している。

＜表 1.1＞出身国別外国人妻の数

年度	外国人妻	中国	ベトナム	フィリピン	日本	カンボジア	アメリカ	モンゴル	その他
1990	619	88	*	*	175	*	268	*	88
1991	663	106	*	*	224	*	232	*	101
1992	2,057	429	*	*	1,223	*	249	*	156
1993	3,109	1,851	*	*	826	*	230	*	202
1994	3,072	2,043	*	*	561	*	227	*	241
1995	10,365	8,450	*	*	1,412	*	188	*	315
1996	12,647	9,271	*	*	2,370	*	228	*	778
1997	9,266	7,362	*	*	1,075	*	213	*	616
1998	8,054	4,688	*	*	1,004	*	1,514	*	848
1999	5,775	2,883	*	*	1,248	*	280	*	1,364
2000	6,945	3,566	77	1,174	819	1	231	64	1,013
2001	9,684	6,977	134	502	701	2	262	118	988
2002	10,694	7,023	474	838	690	2	267	194	1,210
2003	18,751	13,347	1,420	928	844	19	322	320	1,569
2004	25,105	18,489	2,461	947	809	72	341	504	1,482
2005	30,719	20,582	5,822	980	883	157	285	561	1,449
2006	29,665	14,566	10,128	1,117	1,045	394	331	594	1,498
2007	28,580	14,484	6,610	1,497	1,206	1,804	376	745	1,858
2008	28,163	13,203	8,282	1,855	1,162	659	344	521	2,135
2009	25,142	11,364	7,249	1,643	1,140	851	416	386	2,093
2010	26,274	9,623	9,623	1,906	1,193	1,205	428	326	1,969
2011	22,265	7,549	7,636	2,072	1,124	961	507	266	2,150
2012	20,637	7,036	6,586	2,216	1,309	525	526	217	2,222
2013	18,307	6,058	5,770	1,692	1,218	735	637	266	1,931

出所：統計庁(人口動態統計年報より筆者再構成) *はその他に含まれている

このように国際結婚が増加したのは、やはり韓国男性の結婚難が大きな原因であったと言える。しかし、ここで注目しなければいけないことは、韓国人女性の結婚に関する行動選択に大きな変化が生じたことである。女性の高学歴化や社会進出が進む中で、近年の韓国人女性の結婚離れは著しく、初婚年齢も上昇を続けている。女性政策研究院によると、2010年基準で25歳～39歳までの結婚適齢期の韓国人女性の未婚率は35.5%である。これは、2005年の27.4%より8.1%上昇した数値であり、また、2000年当時の18.3%と比べ

ると2倍近く高い数値である。女性の結婚離れの背景には、高学歴化と労働市場への参入により、結婚や夫に依存することなく精神的・経済的に自立することが可能になった、あるいは、そうした道を模索しはじめた韓国人女性の行動選択がある。女性の社会進出は当然女性の地位の向上につながり、ジェンダー関係の変化をもたらす。しかしながら、ジェンダー関係が変化したにもかかわらず、伝統的家族形態をなんとか維持しようとする努力が、国際結婚の活路を作り上げたという点に注目する必要がある。たとえば、韓国では65歳以上の人口比率が2000年に7.2%に達しており、少子高齢化が進んでいる。高齢化社会においては、高齢者の介護やケアの問題が重要になるが、韓国の伝統的な家族制度のもとでは、こうした役割のほとんどは女性が担っていた。ところが、かつて女性の役割であった介護労働から女性が撤退しはじめると、その代役を果たす人が必要となる。しかし、社会保障や社会福祉の面で、高齢者介護はまだ十分に制度化されていないため、こうした労働は引き続き私的な領域で補充しなければならない。特に高齢化が進む農村地域では、この問題は深刻である。ここに結婚移住女性を受け入れる素地が生まれたのである。

しかしながら、こうした形の国際結婚が大規模になされるには、個人のプライベートな努力だけでは不十分である。国際移住を希望する外国人女性と外国人妻を受け入れようとする韓国人男性を繋げるのは国際結婚仲介業者らである。これらの仲介業者らによって、韓国人男性と途上国出身女性の国際結婚は実現されるのである。

2.2 結婚移住女性の表象

以上のように、結婚移住女性たちは韓国の再生産労働の担い手として登場したわけだが、彼女たちには、あるレッテルがついている。それは、「売買婚を選択した女性」というレッテルである。そのため、彼女たちは「経済的な理由で愛情のない結婚をせざるをえなかった可愛そうな女性」、もしくは「愛情のない結婚をただけに、いつ家族を捨てて逃げてもおかしくない危険な女性」として見られる。

結婚移住女性にこうしたレッテルが付くようになったのは結婚仲介業者の広告が始まりであった。2008年6月15日から施行された「結婚仲介業の管理に関する法律」によって、性・人種差別的な国際結婚広告が禁じられるまで、韓国で「ベトナム女性は絶対逃げません」、「再婚、年寄り、障害者の方歓迎」、「バージン保障」、「カード、後払い可能」といった国際結婚の広告を道で見かけることは難しいことではなかった。

こういった広告は人権の立場から多くの人権団体、女性団体から批判された¹³。それだけではなく、2007年6月13日アメリカの国務部の「2007年人身売買報告書」においてもこうした国際結婚広告が取り上げられるまでとなった。しかしながら、こうした国際結婚をめぐる女性の商品化はあまり驚くべき新しい事実ではない。キム・ヒョンミ(2005)は、近年韓国で行われている韓国人男性とアジア出身女性の国際結婚が、西欧で先に始まった「通販花嫁(mail-order bride)」事業とその脈を一緒にすると指摘する。「通販花嫁」は女性の身体を購入することができる商品として扱い、男性がインターネットの商品リストから自分の好みに合う女性を選んでクレジットカードで代金を払えば、その女性は国境を越えて「配達」される仕組みになっていた。これらは、女性を商品化しているという点から同様の問題があるが、韓国の場合は、子供から大人まで一般市民が毎日のようにこうした広告を目にするという環境であったためより深刻な問題であった。そして、こうした広告によって簡単に「結婚移住女性＝お金で買える女性」もしくは、「結婚移住女性＝人身売買の被害者」という図式が形成され、広がったのである。

国際結婚広告で形成されはじめた結婚移住女性のイメージは、その後、あらゆるメディアを通じて定着されてきた。例えば、2006年4月21日朝鮮日報は、「ベトナム女性たち



<写真 1.1> 国際結婚の広告垂れ幕。

垂れ幕には「ベトナム国際結婚、経費は後払い/初婚/再婚/障害者」と書いてある。

出所:<http://www.peoplepower21.org/International/592065>



<写真1.2> 国際結婚の広告垂れ幕。

垂れ幕には「ベトナム、絶対逃げません、」と書いてある。

出所: http://migrant.or.kr/amc/index.php?mid=m19&sort_index=regdate&order_type=asc&page=2&document_srl=165880

¹³このような国際結婚広告を糾弾するため、2006年11月、多くの女性団体及び人権団体はデモを開いて国家人権委員会に陳情書を提出した。それをうけて政府は2007年7月から集中取り締まりに入り、2007年12月14日「結婚仲介業の管理に関する法律」を制定、2008年6月15日から施行した。

の希望の地、コリアへ」というタイトルで、現地仲介業者を通じて行われているベトナム女性と韓国男性の国際結婚事例をルポ形式で報道した¹⁴。記事には韓国男性の前に番号札をつけて集まったベトナム女性たちの顔写真が載せられており、「韓国の王子様、私たちを連れて行ってください」という言葉が書かれている。以下は記事の一部である（著者訳）。

ベトナム女性ウェオッセン(20歳)氏。彼女は16日の朝祭壇に香をたいた。ホーチミン市に位置した結婚情報会社「シクロ」の事務室兼宿舍。国際結婚を夢見る他の10人の女性たちの間で彼女は「いい男に会えるようにお願いします」と祖先に祈った。キムチや味噌チゲを作りながらウェディングドレスを見上げるベトナム予備新婦たちはみんな「コリアンドリーム」を切実に夢見ていた。

竹のソファが置かれている応接室。韓国人男性一人が座っている。貧困からの脱出を夢見るベトナム女性11人は緊張した。膝を抱えてうずくまる女性の顔の上に韓国男性の視線が過ぎ去った。「申し訳なくて選べません。女性たちを2階に上がらせてください」20分で韓国人男性はこれ以上の面接を諦めた。

お母さんが食堂を経営する仁川に住む無職の金ジャンホ(35・仮名)氏。金氏は初婚の相手を探していた。「お母さんと一緒に暮らそう」という話に、付き合っていた彼女と別れた金氏はベトナムで配偶者を探している。

金氏は11人の実物面接以外に動画面接も試みた。隣の部屋に移った彼は、「2006年4月」と書かれている1時間30分程度のCDを視聴した。モニターには胸に番号札をつけた150人あまりの女性たちが順番に登場した。顔から足までカメラのアングルはなめるように写す過程を繰り返した。これも20分で彼は諦めた。既に金氏は前の面接で会った11人の女性のうち2人に目をつけていた。ウェオッセン氏は、その一人だった。金氏がウェオッセン氏ともう一人の小柄の女性(21歳)に質問した。

「私は今は無職ですがこれから就職するつもりです。年寄りのお母さんが小さい食堂



¹⁴この記事は、ベトナムの女性団体や学界、政府からも強く批判され、結局朝鮮日報が謝罪する始末になった。

をしていますがお母さんと一緒に住めますか？」2人の女性はうなずいた。(下略)
(筆者訳)

記事からは経済的に優位にいる韓国人男性と貧しいベトナム女性という二項対立的な視覚で国際結婚を眺める韓国社会の視線が窺える。彼女たちはひたすら「王子様の選択だけを待っている無能な女性」として定型化されているのである。

メディアは、特定の・制限的な意味を、普遍的・自然な現実的なものとして創り出す。スチュアート・ホール(1996)は、メディアが表象する現実とは、ある事実に対する透明な反映ではなく、ディスコースによって特定の意味を持たせる意味作用の実践の産物であると指摘する。特にテレビのような視覚メディアは新聞や雑誌のような文字メディアに比べて特定の意味が「当然な」ものとして広がりやすいことから強力な力を持っているといえる。

2000 代半ば以後、韓国では多文化家族への関心とともに多文化家族や結婚移住女性が登場する番組が著しく増加した。代表的に 2005 年末から国営放送局 KBS 時事教養番組である「ラブ人アジア(리브인아시아)」が多文化家族を本格的に取り上げた。この番組は結婚移住女性の人生と結婚過程を眺望する番組として、彼女たちが結婚に達する過程、また、韓国生活での困難、韓国社会への編入過程などを見せている。その後、2007 年 11 月から民営放送局 SBS で「ラブ人アジア」と類似のフォーマットの「姻戚はじめまして(사돈처음 뵙겠습니다)」という番組が放映され始めた(2008 年 7 月廃止)。この番組は、制作意図として結婚移住女性が韓国で幸せに生活している姿を見せることで今まで否定的であった国際結婚や結婚移住女性のイメージを変えることを挙げており、実際その功労が認められ 2008 年の 5 月に保健福祉家族部の長官賞を受賞した。番組の内容は、大きく 3 つの柱でできている。前半部では主に韓国の農村地域に在住している結婚移住女性の韓国生活の様子が紹介される。ここでは、彼女たちが言語や文化の差、経済的な厳しさの中でも韓国家族や近所の人々と接しながら明るく幸せに生活している姿を見せてくれる。また、後半部では、取材チームが結婚移住女性の出身国に行き、彼女たちが育った地域の人々の生活ぶりや環境、彼女たちが結婚前にどのような生活をしていたかを見せてくれる。そして、後半部では、彼女たちの家族を韓国に招いて、番組のスタジオで韓国の家族と初めて顔合わせをする場面が演出される。しかし、注目すべきなのは、この番組に出演している結婚移住女性たちの共通的な特性である。女性たちは農村地域で舅・姑と同居しており、子どもを持つ専業主婦である。つまり、出演できる前提条件が、家父長的家族規範が強く残っている農村で嫁として妻として母親として生活していることである。結婚移住女性は伝統的な

家父長的価値観とライフスタイルを積極的に実践する存在として、韓国の農村を韓国女性性の代わりに守る「農村の英雄」として提示される。貧しい農家で舅姑の面倒を見ながら子育てをする様子は視聴者の涙を誘う。それに、中半部で見せられる結婚移住女性が育った町の様子はまだ開発される前の状態であり、彼女たちの実家は経済的に厳しい状況である。中には水上家屋で育った女性もあり、山奥で育った女性もいる。こういった結婚移住女性の出身国の状況を見せる理由は、番組を視聴する韓国人のノスタルジアを刺激するためであると見て取れるが、そこには発展を成し遂げた韓国人の優越感が感じられる。もちろん、結婚移住女性が育った環境を見せてくれることは、彼女たちの社会的背景を理解するのに役立つかもしれない。しかし、結果として「女性結婚移住者＝貧困国の女性」というイメージが固まったと言える。

一方で、韓国テレビでの結婚移住女性の登場は、バラエティ番組だけではなく、ドラマや映画などのジャンルにも多く見られる。もはや 2005 年以後ドラマの中で結婚移住女性が登場することは珍しいことではない。中でも、体表的な作品は 2007 年 6 月から 2008 年 2 月まで放送された「黄金新婦 (황금신부)」である。このドラマはベトナム人母と韓国人の父の間に生まれた主人公女性が、精神的病気を抱えている韓国人男性と結婚し、韓国社会や家庭で様々な葛藤を抱えながらも明るく生きていく姿を描いたものである。このドラマは最高視聴率 31.1% を記録するほどの人気ドラマであった。ドラマの中の男性主人公は名門大学を卒業したエリートであるが、付き合っていた彼女が自分を裏切って金持ちの家の男と結婚したことで、精神的病気を抱えるようになった人物である。彼の母は精神的病気を抱えている自分の息子と結婚してくれる韓国人女性はいないと思い、息子の嫁を探しにベトナムに赴く。そこで現地の国際結婚仲介業者で働く女性主人公に出会うことになる。そして、男性主人公の母は自分の息子に精神的病気があるということを知らせないまま二人を結婚させる。その後、女性主人公を韓国に連れてきた姑は、彼女にアオザイを脱ぐように命令し、周りの人に嫁をベトナム女性ではなく在米韓国人であると紹介する。つまり、ベトナム人である女性主人公は在米韓国人より「下位主体」として描かれる。さらに、ドラマの中で女性主人公は、歩き方や表情、行動などから単純に韓国語が下手な外国人以上に、「無知で劣等な存在」として描かれている。このドラマは結局男性主人公が完治しハッピーエンドで終わったが、ハッピーエンドとなった背景には、夫の病気が治るように献身的に支え、犠牲を払う女性主人公の姿がある。すなわち、結婚移住女性たちは「無知で劣等な存在」でありながらも、現代の韓国女性ができない、やろうとしない、無条件的な献身と犠牲に耐える「純粋な存在」として描かれているのである。しかしながら、結婚移

住女性が「純粋な存在」として認められるためには、まず「結婚の真実性」を証明しなければならない。いわばこの結婚が「偽装結婚」ではないことを証明する必要がある。それは2007年 KBS1 で放送されたドラマ「山の向こうの南村には (산너머남촌에는)」に見ることができる。このドラマは農村で暮らす人々の日常のエピソードを描いており、ここにもベトナム花嫁が登場する。結婚適齢期を逃した村長の息子は仲介業者を通じてベトナムへ行きベトナム女性と結婚する。そしてベトナム花嫁が韓国に入国する当日に男性は期待に膨らんで空港へ向かう。だが花嫁は空港に現れない。その事実を自分の父に電話で伝えると、父の隣にいた人は「逃げたんじゃないの。最近結婚だけして入ってこない女性が多いらしいよ。下の村のベトナム花嫁も初めから結婚生活を続けるつもりはなく、すぐ逃げたらしい」と話す。さらに、空港で搭乗者名簿を確認する航空会社の女性職員は男性の後に「逃げ出したに決まっていますでしょう。」と語る。ドラマの中で結婚移住女性は常に疑わしい存在として見られる。しかし、実際に花嫁が遅れて出た理由は、かばんを失くしたためであった。その後、二人は無事に村に到着するが、村の人たちの疑惑は時間が経っても決して消えない。男性の友達は花嫁が逃げられないようにパスポートを奪い隠すように真剣に忠告する。友達の言葉通り男性はパスポートを奪い隠す。そして、数日後女性が本当にパスポートを持って消える事件が起こる。もちろん後で彼女がベトナムにいるお母さんの手術費を用意するため、仕事探しに出かけたという事実が判明する。だが、男性は女性が働くために自分と結婚したと考え、ベトナムに戻れと激怒する。しかし、彼女は自分は決して夫を裏切ったわけでも、偽装結婚をしたわけでもないと主張する。また同時に自分が韓国で働くために結婚した事実も否定しない。彼女にとって結婚生活をする 것과韓国で働くことは両立可能なことであるからである。しかし、ここで注目すべきことは、韓国人夫にとってはその二つは絶対両立不可能なことであるという事実である。夫がベトナム人妻に期待していたのは、家庭で嫁・妻としての役割を果たすことであり、自分の子供を生んでくれることであったのだ。すなわち、結婚移住女性たちは「純粋な花嫁」なのか、それとも韓国で働くために入ってきた「不純な労働者」なのか、という両極端的な認識の中で判断されるのである。

以上のように、結婚移住女性は、いずれも他者として、一方的に描かれている。しかし、彼女たちは自ら語れない。なぜならば、彼女たちは韓国社会において典型的な「サブアルタン(subaltern)」であるからである。スピヴァグ(1998)は、西欧の男性知識人たちとインドの男性知識人たちのそれぞれ違う政治的立場によって相反した姿で表象されるインドの下層階級女性たちの存在を言及する。彼女によれば植民地支配を正当化しようとする西欧

の男性知識人たちは未開な第三世界の男性に虐待を受ける被害者としてインド女性を表象する反面、インドの男性知識人たちは文化侵略に抵抗してインドの伝統を誇らしく継承する伝統の守護者として自国の女性たちを表象するのである。重要なのは当事者であるインドの下位階級女性たち、いわゆるサバルタンは発言権を有してないので、西欧、あるいはインドの男性たちによって自分たちの意志とは関係ない姿で歪曲されるという事実である。同じく韓国社会において結婚移住女性は自ら語る位置に置かれているより主流社会の成員によって一方的に語られ、規定される立場に置かれている。そしてこのような一方的な語りは様々な言説空間に置いて互いに参照され利用されながらそれが知識として流通してゆく。そして、その知識はやがて正当性が付与されて、人々にとって「当然な」ものとして受容されてゆくのである。

3. 社会的弱者の日常実践

上で確認したように韓国における結婚移住女性たちは一方的に語られる社会的弱者である。しかし、だからといって、一方的に社会的構造に飲み込まれる存在として捉えることはできない。なぜなら、人間は構造から完全に自由になることも、構造に完全に埋め込まれることもあり得ないからである。

近年文化人類学においては、奴隷、病者、農民、民衆など、主に社会的に抑圧を被っている人々や苦しみを抱えた人々を解釈する際にしばしば「抵抗」や「戦術」という概念が用いられる（牛山 2006：191）。一般に、日常において弱者が強者に対抗するために二つの種類の抵抗を行うことが推測されている（松田 1999:194-218）。まずひとつは組織的で、革命を志向し、支配権力の打倒を目的とする抵抗である。もうひとつは、革命の意図を持たない日常的な抵抗である。前者には、代表的にフーコーの権力論が挙げられる。フーコーは、「権力のあるところには抵抗があること、そして、それにもかかわらず、というかむしろまさにその故に、抵抗は権力に対して外側に位するものでは決してない」とし、抵抗に革命の可能性を見出している（フーコー 1986:123）。一方で後者は、社会的弱者の日常的抵抗を描いたスコットが挙げられる。彼は、フーコーのように革命の意図を持ったものだけを抵抗と呼ぶことに疑問を差し込み、もっと個人的で日常的でささやかな行為を、異なる意味での抵抗として捉えた。スコットは、『弱者の武器（Weapons of the Weak）』において、マレーシアの小作農民が自分たちを搾取しようとする資本家に対して用いた抵抗の枠組みを記述している（Scott 1985）。彼は、小作農民が行うサボタージュや偽りの服従、感情偽装、常習的な着服、ゴシップ、偽装された無知、職場脱走などを一種の抵抗として描いている。これらの抵抗様式は、組織も資金も持たない個々人の小作農民であっても日

常的に実行することができるものであり、これらの行為はまったく革命の意図はもたず、むしろシステムに適合しながらその中でなんとか生き延びるためのものである。

農民の抵抗の目的は、直接支配的システムを転覆したり変化させたりすることにあるのではなく、むしろ今日、今週、この季節を生き延びることにある (Scott 1985:301)。

マレーシアの小作農民の日常的行為を抵抗として描いたスコットの意図は、従来抵抗として解釈されてこなかった行為を抵抗として解釈することによって、人間がただ社会やシステムに飲み込まれる存在ではなく、抵抗したり積極的に動いたりする積極的な存在であることを示すことであった。スコットと同様に、セルトーは、弱者が社会システムを直接転覆するのではなく、その中で何とかやっていくための日常的な実践を「戦術」という概念で捉えた。セルトーは、『日常実践のポイエティーク』において、日常実践における人々の行為を「戦術」(tactics)として、「戦略」(strategy)と対比させて次のように定義している。戦略とは「おのれに固有なものとして境界線をひけるような一定の場所を前提しており、それゆえ、はっきりと敵とわかっているもの（競争相手、敵方、客、研究の『目標』ないし『対象』）にたいするさまざまな関係を管理できるような場所を前提にしている」ものである。これに対して戦術とは「これといってなにか自分に固有なものがあるわけでもなく、したがって相手の全体を見おさめ、自分の区別できるものがあるわけでもないに、計算を測ること」である (セルトー 1987:25-26)。戦術の具体的な例としてセルトーは、スペインに植民地化されたインディオが従順に従う振りをしながら、自分たちの利益に即するように行動することを挙げている。

たとえば、スペインはインディオの植民地化に成功したが、実はその「成功」がいかに両義的なものであったのか、つとに明らかになっている。かれらインディオたちは、押し付けられた儀礼行為や表象に従い、時にはすすんでそれをうけいれながら、征服者がねらっていたものと別のものを作りだしていたのだ。かれらはそれらを忌避したり変えたりしたわけではなく、それらをちがった目的や機能、自分たちが逃れるべくもないそのシステムとは異質^{エトランジェ}な準拠^{レフェランス}にもとづいた目的や機能に利用しながら、それらをくつがえしていたのである (セルトー 1987:14-15)。

セルトーが述べた「戦術」の概念は、スコットの「抵抗」の概念と非常に近く、実際「抵

抗」と「戦術」は同じような意味合いで使われている。スコットとセルトーが目指したのは、社会やシステムを変える力を持っていない個々人でありながらも、それに対して積極的、戦術的に働きかけながら生きていこうとする肯定的な人間像を描くことであった。

このような視点は、韓国における結婚移住女性の日常生活を見ていくうえで、非常に示唆に富む。なぜならば、結婚移住女性たちは、国家間序列関係に影響され、社会的偏見を受けることはもちろん、韓国社会や韓国家族から韓国の文化、価値観への同化を迫られ、家庭内においても弱い立場に追い込まれているからである。したがって、本研究ではスコットとセルトーのパースペクティブを引き付け、韓国社会における結婚移住女性たちが、いかにして韓国社会に対応しながらも、その中で生き延びるための日常的「抵抗」及び「戦術」を実践していくのかを見ていくことにする。

4. エイジェンシー・アプローチ

上の「抵抗」と「戦術」概念において前提とされているのは、人間はどのような状況に置かれても行動する力があるということであろう。

フーコーは、人間を描く際に「主体」という言葉を使い、これを権力に従属する存在として描いた。しかし、ポスト構造主義以降、こうした人間のあり方の捉え直しが起こり、「エイジェント(行為主体)・エイジェンシー(行為する力)」という概念が登場した。これは、人間を構造ないし秩序によって抑圧されながらも、構造と秩序と交渉し、それらを変革していく可能性を秘めたものとして捉えるような概念である(末廣 2000)。

人間は単に構造の中に埋め込まれただけの存在ではないし、反対に、一切の束縛から自由な主体でもありえない。エイジェンシー研究は、構造を否定したり、過小評価するためではなく、構造的な制約に対処し、それを克服していく個人の「差別化された経験」を理解するためのアプローチなのである(チョン・ヒョンジュ 2009)。このようなアプローチは、最近フェミニズム研究でしばしば用いられているが、こうした研究では、従来「被害者」として位置づけられてきた外国人家事労働者やセックスワーカー、結婚移住女性を積極的な「行為者=エイジェント」として捉える。

たとえば、青山(2007)は、『「セックスワーカー」とは誰か』において、「セックスワーカー」として働くタイ人女性たちを、「自分たちを拘束する可能性のある社会的条件をみずから作り出したり維持したりもする社会の成員」であると同時に、「構造に対してももっぱら受身ではあるわけではなく、変化の過程に組み込まれていること自体によって、今度は構造の力を変えていく可能性も必然的にもっている」社会的行為者として捉えている(青山 2007:3)。そして、「セックスワーカー」女性たちの「行為者」としてのあり様を「人生

の過酷な部分を生き延び、必要とあれば社会の規則と期待に同調し適応し、しかも、その経験とそこで付与されたアイデンティティと付き合い、あるいは乗り越える方法を想像したのである。彼女たちはその結果（そしてほとんどの場合それを意図することなく）、一人ひとりが一度にしたことはいかに小さくても、社会的行為者として社会に変化を生み出していたのである」と述べている（青山薫 2007:41）。

また、シンガポールで働くインドネシア人とフィリピン人の家事労働者の日常を描いた上野(2011)も、家事労働者を「グローバル経済や近代世界システムの犠牲者とみなすだけでは、第三者が彼女たちを、運命に対して抗することができない無力で弱い存在として規定することにつながり、さらなるスティグマを強化するという点で、二重の被害者化として作用しかねない。何より彼女たちの人生の重要な局面での決定や、苦難な状況で編み出す種々の奮闘をも見過ごさせてしまう恐れがある」と指摘しながら、「彼女たちを単なる弱者としてではなく、諸関係のなかで動き、また動かされる^{アクター}行為者として捉えてみると、限られた選択肢のなかで、実にさまざまなアイデアを考案することで自分の安全を守り、自分の人生を切り開こうとする姿が見えてくる」と述べている。

このような「アクター」・「エイジェント」・「エイジェンシー」という視点は、韓国における結婚移住女性の日常世界を記述する上で非常に重要であると思われる。なぜならば、彼女たちの日常世界を「同化・順応」や「抵抗」に本質化することなく、既存の支配的秩序に拘束されると同時に、巧みに交渉しながら変革していく彼女たちの実践を捉えていくことができるからである。

第2章 韓国における「多文化化」と「多文化家族」

1. 韓国における「外国人住民」

1990年代以降、韓国において在留外国人の数が大幅に増加している。序章でも述べたように韓国在留の外国人の数は2007年8月に初めて100万人を突破し、2013年現在、総人口の3.14%に該当する1,576,034人を記録している。

これらの在留外国人の中で、90日を越える長期在留者の数は1,219,192人であり、90日以下の短期在留者の数は356,842人である。ここでは長期在留者を中心に、①華僑、②外国人労働者、③結婚移民者、④留学生、⑤難民の順で、それぞれの現況について述べる。

1.1 華僑

韓国社会で華僑社会が形成されたのは1882年壬午軍乱¹⁵の際、清の軍隊とともに40人の商人が朝鮮に入ったことに由来する(イ・ジョンファ 2014:53)。その後、植民地時代になってからその数は急激に増加し、1942年には8万人を超える華僑が中国との貿易を中心に商人として生活していた。しかし、1948年の大韓民国政府の樹立後、韓国と中国との関係が断絶されると、中国との貿易が生活の基盤であった彼らは、経済的に苦しい状況となった。さらに、李承晩政権に続いて朴正熙政権も1968年にわずかな土地が所有できるように改正したものの、政権掌握直後の1961年の外国人土地法で実質的に土地所有を禁止するなど、華僑経済力を抑制し続けた。このような状況の中で多くの華僑は中国や台湾、あるいは第三国へ移住することを選び、韓国国内での華僑は徐々に減少してきた。2002年現在韓国で生活している華僑の数は2万人余りであり、彼らのほとんどは中国の山東省出身者とその子孫である(チャン・スヒョン 2004)。

華僑が韓国に定着してから既に100年を超えているが、2002年永住権制度が導入される前まで彼らは5年に1回(1997年までは3年に1回)居住ビザを更新しなければならなかった。その後、2002年にはじめて華僑の永住資格が認められるようになり、また2006年に改正された「公職選挙法」によって、ようやく地方選挙での投票権が得られることとなった¹⁶。在留外国人の増加により華僑に対する政策も少しずつ緩和されてはいるものの、社会的な偏見と差別な残存しており、韓国における華僑は現在も社会的マイノリティとし

¹⁵1882年7月に朝鮮の首都漢城で起きた、日本の侵略と閔氏一族の腐敗、売国政策に対して立ち上がった軍人たちの反乱。

¹⁶永住権を取得して3年が経過した19歳以上の外国人は、地方選挙で投票することができるようになった。

て生きている。

1.2 外国人労働者

韓国は1960年代半ば以降、ドイツや中東などの国に労働力を輸出する国であったが、1990年に入ってから外国から労働力を輸入する国となった。外国人労働者は専門性を必要とする熟練労働者と専門性を必要としない非熟練労働者に分けることができるが、ここでは非熟練労働者を中心に述べる。

韓国は長い間、非熟練労働者の入国を禁じていたが、1980年代後半から景気の上昇、高学歴化等によって3K業種¹⁷での労働力不足が顕在化し、中小企業を中心に外国人労働者の受け入れを求める声が高まった。その声に対応すべく、韓国政府は、1990年に入ってから、非熟練外国人労働者の受け入れ政策をうちだすようになったのである。

韓国で現在、非熟練労働者として働いている外国人は、大きく二つのグループに分けることができる。まず、一つのグループは、「雇用許可制度」によって韓国に入国した外国人労働者集団である。「雇用許可制度」は、韓国政府が国内で労働力を確保することができない、従業員300人未満、あるいは、資本金80億ウォン以下の製造業、建設業、農畜産業、漁業等の中小企業に、合法的に外国人労働者の雇用を許可する制度である。この制度は2004年8月から施行されているが、この制度の根幹となるのが、1993年に導入された「産業研修生制度」である。これは、日本の研修・技能実習生制度に類似したものであるが、導入初期から研修手当に関するトラブル、研修生に対する暴力等の人権侵害などが指摘されていた。研修生は、実質的には「労働者」であるにもかかわらず、「研修生」という名の下で低賃金を強要され、労働基準法の適用や社会保障制度から除外されたため、多くの研修生が職場から離脱して不法滞在者となった。これは深刻な社会問題と認識され、その対応策として始められたのが、「雇用許可制度」である¹⁸。これに伴い、出入国管理法施行令等も改正され、雇用許可制度を利用して入国する外国人のための「非専門就業」という在留資格が新設された。労働力送り出し国は、2004年には、フィリピン、モンゴル、スリランカ、ベトナム、タイ、インドネシアの6カ国であったが、2006年には、ウズベキスタン、パキスタン、カンボジアの3カ国が追加され、2007年には中国、バングラデシュ、ネパール、キルギス、ミャンマーの5カ国、2008年には東ティモールが追加され、2014年現在15カ国である。

「雇用許可制度」によって韓国に入国した外国人労働者の就業期間は、原則として3年で

¹⁷ 日本でいう3K（キツイ、キタナイ、キケン）は、韓国では3D（Dirty、Difficult、Dangerous）業種という。

¹⁸ 2007年までは、「産業研修生制度」と「雇用許可制度」が並行されたが、2007年「産業研修生制度」が廃止され「雇用許可制度」に単一化された。

あるが、更新の手続きを経て、最長4年10ヶ月¹⁹まで延長できる。

つぎに、もう一つのグループは、中国や旧ソビエト連邦地域から来た韓国系外国人の集団である。1999年に制定された「在外同胞²⁰の出入国及び法的地位に関する法律」によって、在外同胞は、国民に準じる法的地位を付与され、韓国国内で就業できるシステムが整えられた。しかし、韓国で就業が可能な在外同胞は、韓国の戸籍に記載されている者及びその直系尊属・卑属の中、8村以内の血族または4村以内の親戚から招待を受けた40才以上(2003年5月10日以降30歳に変更)の外国国籍同胞で限定されていた。さらに、中国および旧ソビエト連邦地域に住む韓国系外国人は、この「在外外国人同胞」の範囲から除外されていた。これは中国などの同胞に在外同胞滞留資格を付与する場合、国内労働市場で韓国人と葛藤が発生する恐れがあったからである。ところが、これは明らかに差別であったため、結局韓国系中国人によって提起された憲法訴訟審判請求で、憲法不一致判決が下された。このような経緯で、2005年上半期から法務部の主管で外交通商部、労働部など関係部署が協議を重ね、2007年「訪問就業制度」が始められた。「訪問就業制度」とは、中国及び旧ソビエト連邦地域に住む満25歳以上の韓国系外国人を、国内単純労働業種で働かせようとする政策である。就業期間は、「雇用許可制度」と同じく、原則として3年で、最長4年10ヶ月である。

<表2.1>は、就業資格別外国人の数を表しているが、就業目的で韓国に在留している外国人は、2013年末現在549,202人である。そのうち、合法・不法を問わず、熟練労働者は50,166人であり、非熟練労働者は10倍に近い499,036人を数える。表から非熟練労働者の内訳を見ると、非専門就業(E-9)が246,695人、船員就業(E-10)が12,163人、訪問就業(H-2)が24,178人である。この表からも確認できるように、韓国における非熟練労働者のほとんどが「雇用許可制度」によって韓国に入国した外国人労働者集団と、「訪問就業制度」によって韓国に入国した韓国系外国人集団であることがわかる。

¹⁹最長就業期間を4年10ヶ月とする理由は、5年以上韓国に滞在すると永住権の申請ができるからである。韓国では原則的に非熟練労働者の定住を認めておらず、「循環原則」を取っている。

²⁰「在外同胞」とは、次のいずれかに該当する者をいう。(在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律第2条) 1. 大韓民国の国民であって外国の永住権を取得した者又は永住する目的で外国に居住している者(在外国民)。 2. 大韓民国の国籍を保有していた者又はその直系卑属であって外国国籍を取得した者のうち大統領令が定める者(外国国籍同胞)。

<表 2.1>就業資格別外国人の数

区分		総計	熟練労働者	非熟練労働者
総滞在者の数		549, 202	50, 166	499, 036
合法滞在		478, 616	45, 379	433, 237
不法滞在		70, 586	4, 787	65, 799
区分		総滞在数	合法在留者	不法滞在者
総計		549, 202	478, 616	70, 586
熟練労働者	小計	50, 166	45, 379	4, 787
	短期就業 (C-4)	460	299	161
	教 授 (E-1)	2, 637	2, 620	17
	会話指導 (E-2)	20, 030	19, 948	82
	研 究 (E-3)	2, 997	2, 987	10
	技術指導 (E-4)	222	220	2
	専門職業 (E-5)	667	643	24
	芸術興行 (E-6)	4, 940	3, 436	1, 504
	特定活動 (E-7)	18, 213	15, 226	2, 987
非熟練労働者	小計	499, 036	433, 237	65, 799
	非専門就業 (E-9)	246, 695	191, 637	55, 058
	船員就業 (E-10)	12, 163	7, 685	4, 478
	訪問就業 (H-2)	240, 178	233, 915	6, 263

出所：法務部（2013 年）『出入国・外国人政策統計年報』

1.3 結婚移民者

韓国で「結婚移民者」という言葉が公式に使われるようになったのは、2007年制定された「在韓外国人処遇基本法」以降である。「結婚移民者」とは、韓国人との結婚を通じて韓国に移住してきた外国人配偶者を表す用語であるが、2014年7月現在、結婚移民者の数は240,203人に上る。男女別に見ると、男性が26,214人、女性が213,989人であり、女性が圧倒的に多い。結婚移民者については本章の二節でより詳しく述べることにする。

＜表 2.2＞結婚移民者の数

年度	合計			国籍未取得者			国籍取得者		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
2014	240,203	26,214	213,989	149,764	21,953	127,811	90,439	4,261	86,178

出所：行政自治部(2014年7月)『外国人住民調査現状』参照

1.4 留学生

教育科学技術部の資料によれば、2003年12,314人だった留学生は、毎年急速に増加して2007年には49,270人、2010年には87,480人、2011年には89,537人に昇り、翌年からはその数が少し減少して2012年には86,878人、2013年には85,923人を数えている。2004年と2013年を比較すると10年間に約5倍ほど増加したということがわかる。

＜表 2.3＞留学生の推移

年度	2003	2004	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
留学生の数	12,314	16,832	49,270	63,952	75,850	83,842	89,537	86,878	85,923

出所：教育科学技術部(2013)『2013年国内外外国人留学生統計』参照

外国人留学生は、2000年代に入ってから、韓流ブームと政府の留学生受け入れ政策の影響で大幅に増加した。韓国政府は2004年に初めて留学生受け入れ計画である「Study Korea Project」を立ち上げた。これは2010年までに留学生を5万人まで増やそうとするプロジェクトで、この目標が2007年に達成されると、2012年再び「Study Korea 2020 Project」をスタートさせた。このプロジェクトは、2020年までに留学生を20万人まで増やそうとする計画である。外国人留学生の現況を学位課程別に見ると、大学在学が35,503人、大学院修士課程が16,115人、大学院博士課程が5,097人で、学位取得を目的に韓国に入国した場合が外国人留学生全体の過半数をはるかに越えている。一方で、語学研修生は17,498人、その他の研修生は7,460人を数えている

＜表 2.4＞学位課程別留学生の数

機関	大学	大学院		語学研修	その他の研修
		修士課程	博士課程		
数	35,503	16,115	5,097	17,498	11,710

出所：教育科学技術部(2013)『2013年国内外外国人留学生統計』参照

＜表 2.5＞は、国籍別の外国人留学生の数を表したものであるが、中国が 50,343 人で全体の 58.6%を占めている。その次が日本（5.1%）、モンゴル（4.5%）の順である。

＜表 2.5＞外国人留学生の出身国

国	中国	日本	アメリカ	ベトナム	台湾	モンゴル	その他	合計
数	50,343	4,344	2,668	2,998	1,690	3,902	19,978	85,923
比率 (%)	58.6	5.1	3.1	3.5	2.0	4.5	23.3	100.0

出所：教育科学技術部（2013）『2013年国内外国人留学生統計』参照

1.5 難民

1981 年難民の地位に関する条約では、「難民」を「人種、宗教、国籍、若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又は望まないもの」と定義している。韓国は 1992 年にこの難民条約を批准し、1994 年から難民地位認定申請を受けているが、2000 年になるまで一人も難民として受け入れなかった。その後、国内外の批判に直面し、2001 年に初めて難民を受け入れ始めたが、2013 年末まで難民として認定された数は 377 人にすぎない。1994 年から 2013 年までの間 6,643 人が難民申請をして、そのうち 4,653 人の審査が終ったが、8.1%に該当する 377 人のみが難民として受け入れられた。男女別にみると、3,906 人の男性が難民申請をし、そのうち 6.5%に当たる 254 人が難民として受け入れられ、女性の場合、747 人が申請をし、16.5%に当たる 123 人が難民として受け入れられた。女性の方が認定率が高い。

＜表 2.6＞難民認定者の数

区分	総数	男性	女性
審査終了者の数	4,653	3,906	747
認定者の数	377	254	123
認定率	8.1%	6.5%	16.5%

出所：法務部（2013）『2013 年出入国・外国人政策統計年報』参照

年度別の認定者の数は、＜表 2.7＞の通りであるが、2009 年以降は以前と比べて高い認定率となっている。

＜表 2.7＞年度別難民認定者の数

総計	93～03	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
377	14	18	9	11	13	36	70	47	42	60	57

出所：法務部（2013）『2013 年出入国・外国人政策統計年報』参照

難民認定者の国籍別の数を見ると、ミャンマーが 149 人、バングラデシュが 75 人、二つの国だけで半数を上回っている。

＜表 2.8＞国籍別難民認定者の数

総計	ミャンマー	バングラデシュ	コンゴ	エチオピア	イラン	ウガンダ	その他
377	149	75	28	22	13	9	81

出所：法務部（2013）『2013 年出入国・外国人政策統計年報』参照

ここまで韓国に長期滞在している「外国人住民」について概観した。韓国社会において着実に「多文化」が進んでいることが窺える。しかし、結婚移住女性は他の外国人住民とは違う次元に位置づけられている。第 2 節では結婚移住女性と韓国人男性で構成された「多文化家族」の現状を明らかにし、第 3 節ではどのような法律や政策によって結婚移住女性が「特別に」扱われているかについてみていく。

2. 多文化家族の現状

ここでは、2009 年に行われた「多文化家族実態調査」を基に多文化家族の現状と特徴について述べる。2008 年制定された「多文化家族支援法」第 4 条では、3 年ごとに多文化家族の実態調査を実施し、その結果を公表しなければならないとされている。そのため、この法律が制定された以降、2009 年と 2012 年にそれぞれ政府レベルの実態調査が行われたが、ここでは 2009 年の実態調査を取り上げる。なぜならば、2012 年の調査はサンプル調査で、多文化家族 15,341 世帯だけを対象にしたのに比べて、2009 年の調査は「多文化家族支援法」の制定後初めて行われた実態調査であったことから、全ての多文化家族を調査対象にしたからである。約 3000 人の調査員が多文化家族 131,702 世帯（韓国人男性+外国人女性 120,146 世帯、韓国人女性+外国人男性 11,556 世帯）を訪問し、調査票を配布・回収した。その結果、

73,669世帯の調査が完了し、地域別、性別、国籍別の加重値が掛けられた。＜表2.9＞は、加重値が適用された結果であり、分析はこのデータに基づいて行われている。

＜表2.9＞多文化家族実態調査の対象者数

出身国	全体		
	全体	男性	女性
中国(朝鮮族)	39,834	3,679	36,155
中国(朝鮮族以外)	36,040	3,218	32,822
ベトナム	25,700	139	25,561
フィリピン	8,762	146	8,616
モンゴル	1,835	35	1,800
タイ	1,733	30	1,703
カンボジア	2,645	22	2,623
日本	5,445	449	4,996
北米・オーストラリア・ 西ヨーロッパ	2,417	1,863	554
その他	7,291	1,975	5,316
合計	131,702	11,556	120,146

出所:女性家族部 (2009年)『2009年多文化家族実態調査』から筆者再構成

分析されたデータから、ここでは「韓国人男性＋外国人女性」で構成された多文化家族120,146世帯を中心に見ていくことにする。

まず、＜表2.10＞は、居住地域別の結婚移住女性の数を表しているが、結婚移住女性が多最も多く居住する地域は京畿道(23.8%)で、次がソウル(19.4%)ある。仁川(6.2%)まで合わせると49.5%の結婚移住女性が首都圏（ソウル、京畿道、仁川）で生活している。このデータから「韓国人男性＋外国人女性」の国際結婚が、農村地域だけではなく全国に渡って広がっていることが窺える。しかし、韓国の人口は極端に首都圏に集中しているため、農村地域の方が地域社会に占める結婚移住女性の比率は高い。

＜表 2. 10＞居住地域別結婚移住女性

地域	人数	比率
全国	120,146	100.0%
ソウル	23,300	19.4%
釜山	5,759	4.8%
大邱	4,125	3.4%
仁川	7,399	6.2%
光州	2,671	2.2%
大田	2,610	2.2%
蔚山	2,528	2.1%
京畿道	28,636	23.8%
江原道	3,673	3.1%
忠清北道	4,118	3.4%
忠清南道	6,944	5.8%
全羅北道	5,335	4.4%
全羅南道	6,420	5.3%
慶尚北道	6,911	5.8%
慶尚南道	8,359	7.0%
済州島	1,358	1.1%

出所: 女性家族部 (2009 年)『2009 年多文化家族実態調査』から筆者再構成

そして、＜表 2. 11＞の結婚移住女性が韓国に入国した時期をみると、1990 年以前が、0.8%、1990 年～1994 年までが 2.9%、1995 年～1999 年までが 14.3%、2000 年～2004 年までが 26.3%、2005 年以後が 55.7%を占めている。2000 年代に入り、特に 2005 年以降、結婚移住女性が著しく増加したことが窺える。

＜表 2. 11＞結婚移住女性の入国年度

1990 年以前	1990～1994	1995～1999	2000～2004	2005 年以後	合計
0.8%	2.9%	14.3%	26.3%	55.7%	100.0%

出所: 女性家族部 (2009 年)『2009 年多文化家族実態調査』から筆者再構成

また、＜表 2. 12＞は、出身国別の韓国入国時期を示したものであるが、時期別にある特徴が見られる。全般的に 1990 年以前には日本出身女性が多く(全体の 31.6%)、1990 年～1994 年の

期間には中国の朝鮮族女性が圧倒的に多い(全体の 57.9%)。その後も中国の朝鮮族女性は 2004 年まで高い割合を占めているが、2005 年以降からは急激に減少している。フィリピン出身女性の場合も 1990 年以降徐々に増加率が上昇し、2005 年以降減少している。一方で、朝鮮族以外の中国出身女性は 1990 年から 2005 年以降まで徐々に増加しており、ベトナム出身女性とカンボジア出身女性の場合は 2005 年以降急激な増加率を見せている。

＜表 2.12＞出身国別入国年度

区分	1990 以前	1990～ 1994	1995～ 1999	2000～ 2004	2005 年 以後	合計
中国(朝鮮族)	24.6%	57.9%	53.1%	44.7%	16.6%	30.5%
中国(朝鮮族以外)	15.7%	17.1%	17.7%	21.5%	33.5%	27.5%
ベトナム	3.1%	1.2%	2.1%	8.5%	33.0%	21.0%
フィリピン	2.0%	3.5%	8.0%	10.1%	5.7%	7.1%
モンゴル	0.9%	—	1.3%	1.8%	1.5%	1.5%
タイ	0.2%	0.2%	1.2%	2.7%	0.9%	1.4%
カンボジア	0.1%	—	0.1%	0.3%	3.6%	2.1%
日本	31.6%	15.6%	12.6%	3.4%	1.6%	4.3%
北米・オーストラリア 西ヨーロッパ	6.2%	1.3%	0.6%	0.6%	0.2%	0.5%
その他	15.4%	3.2%	3.4	6.4%	3.3%	4.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出所: 女性家族部 (2009)『2009 年多文化家族実態調査』から筆者再構成

つぎに、出身国別の結婚移住女性の学歴を表したものが、＜表 2.13＞である。結婚移住女性の 36.5%が中学校卒業以下の学歴であり、大学以上の学歴は 20.8%に過ぎない。特徴的なのは、出身国によって大きな差異がみられることであるが、他の出身国女性に比べて、ベトナムとカンボジア出身女性の学歴が低いことが分かる。ベトナム出身女性の場合、中学校卒業以下が 61.9%を占めており、カンボジア出身女性の場合 66.4%が中学校卒業以下である。このような特徴は、＜表 2.14＞の結婚移住女性の平均年齢と韓国人夫との歳の差にも同じく現れる。＜表 2.14＞を見ると、結婚移住女性の平均年齢は 33.3 才で、韓国人夫は 43.2 才である。約 10 才の歳の差がみられる。しかし、ベトナム出身女性とカンボジア出身女性の場合、それぞれの平均年齢は 24.3 才、23.5 才で比較的に若く、夫との歳の差もそれぞれ 17 才、17.5 才で、他の出身国女性より離れていることが分かる。

＜表 2. 13＞出身国別結婚移住女性の学歴

区分	小学校以下	中卒	高校卒	大学以上
全体	8. 5%	28. 0%	42. 7%	20. 5%
中国(朝鮮族)	5. 9%	28. 3%	52. 6%	13. 2%
中国(朝鮮族以外)	4. 8%	32. 1%	44. 5%	18. 5%
ベトナム	20. 0%	41. 9%	34. 1%	4. 0%
フィリピン	1. 6%	2. 7%	38. 3%	57. 3%
モンゴル	1. 7%	10. 2%	26. 6%	61. 5%
タイ	14. 6%	16. 9%	36. 8%	31. 7%
カンボジア	31. 4%	35. 0%	23. 8%	9. 8%
日本	0. 2%	1. 0%	39. 5%	59. 3%
北米・オーストラリア・西ヨーロッパ	1. 4%	0. 0%	7. 4%	91. 1%
その他	3. 6%	9. 5%	35. 7%	51. 2%

出所: 女性家族部 (2009)『年多文化家族実態調査』から筆者再構成

＜表 2. 14＞結婚移住女性の平均年齢と夫との歳の差

区分	外国人妻	韓国人夫	歳の差
全体	33. 3	43. 2	9. 9
中国(朝鮮族)	39. 5	46. 2	6. 7
中国(朝鮮族以外)	33. 9	42. 7	8. 8
ベトナム	24. 3	41. 3	17. 0
フィリピン	31. 7	42. 6	10. 9
モンゴル	31. 3	41. 3	10. 0
タイ	34. 5	41. 6	7. 1
カンボジア	23. 5	41. 0	17. 5
日本	40. 0	42. 3	2. 3
北アメリカ	38. 3	40. 3	2. 0
その他	32. 0	40. 9	8. 9

出所: 女性家族部 (2009)『年多文化家族実態調査』から筆者再構成

一方で、＜表 2. 15＞は、居住地域別出会いのタイプを表したものである。＜表 2. 10＞で確認したように、結婚移住女性の 49. 5%がソウル、京畿道、仁川の首都圏に居住しているが、首都圏居住の多文化家族の場合、結婚仲介業者を通じて結婚した比率が他の地域より低い。首都圏居住の多文化家族の出会いのタイプは、友達や同僚の紹介で結婚したケース

が一番多く、次が家族や親戚の紹介で出会ったケースである。一方で、首都圏以外の地域ではいずれも仲介業者を通じたケースが最も多く見られる。

＜表 2. 15＞地域別出会いのタイプ (単位：％，人)

地域	仲介業者	家族・親戚の紹介	友達、同僚の紹介	宗教機関を通じて	自ら	その他	計(数)
全国	25.1	23.3	23.1	6.4	18.2	3.9	100.0(117,855)
ソウル	12.4	23.3	28.2	3.6	27.7	4.8	100.0(24,232)
釜山	28.4	23.9	22.8	3.9	16.7	4.2	100.0(5,686)
大邱	33.8	22.8	20.0	4.8	15.0	3.6	100.0(3,969)
仁川	17.6	24.6	28.2	3.8	21.4	4.4	100.0(7,543)
光州	31.2	22.8	22.8	8.3	10.4	4.5	100.0(2,618)
大田	32.5	22.5	20.7	5.3	15.1	3.9	100.0(2,542)
蔚山	37.5	24.3	21.0	3.8	11.5	1.8	100.0(2,381)
京畿道	16.7	24.7	26.0	4.5	23.5	4.6	100.0(28,895)
江原道	31.0	23.3	18.0	15.6	9.1	3.0	100.0(3,479)
忠清北道	33.5	24.0	21.3	8.1	10.4	2.7	100.0(3,842)
忠清南道	33.6	24.7	18.0	9.1	11.2	3.3	100.0(6,519)
全羅北道	37.8	22.8	18.1	13.0	6.1	2.2	100.0(4,915)
全羅南道	37.5	21.3	16.6	17.1	4.9	2.6	100.0(5,565)
慶尚北道	43.0	19.9	15.5	8.2	10.5	2.9	100.0(6,393)
慶尚南道	39.6	20.7	16.9	8.0	12.1	2.8	100.0(7,994)
済州島	38.8	20.8	19.9	5.0	12.2	3.4	100.0(1,282)

出所：女性家族部（2009年）『年多文化家族実態調査』から筆者再構成
（1990年以降結婚した者だけを対象としている。）

出会いのタイプは、女性の出身国別によってもその差異が見られる。中国の朝鮮族女性は、家族・親戚の紹介(40.1%)、朝鮮族以外の中国出身女性は友達、同僚の紹介(31.6%)が最も多い割合を見せている。しかし、ベトナム、カンボジア、モンゴル出身女性の場合、仲介業者を通じて結婚した比率が高い。特に、カンボジアの場合、84.2%の女性が仲介業者を通じて韓国人男性と出会った。そのほか、日本(71.8%)、フィリピン(31.6%)、タイ(25.0%)出身女性は宗教機関を通じた結婚の比率が最も高い割合を見せた。

＜表 2. 16＞出身国別出会いのタイプ

(単位：％, 人)

区分	仲介業者	家族・親戚の紹介	友達、同僚の紹介	宗教機関を通じて	自ら	その他	計(数)
全体	27.0	24.1	22.9	6.7	15.8	3.5	100.0(108,771)
中国(朝鮮族)	8.7	40.1	26.7	1.1	20.2	3.3	100.0(32,544)
中国(朝鮮族以外)	20.8	21.6	31.8	0.7	20.8	4.3	100.0(30,809)
ベトナム	66.6	17.4	10.6	0.7	3.1	1.6	100.0(22,475)
フィリピン	19.6	16.1	22.9	31.6	6.4	3.4	100.0(7,349)
モンゴル	32.1	14.0	25.7	5.5	19.2	3.5	100.0(1,667)
タイ	9.7	18.4	23.6	25.0	15.5	7.8	100.0(1,571)
カンボジア	84.2	7.1	4.5	1.8	1.8	0.5	100.0(2,385)
日本	1.4	2.6	6.2	71.8	13.2	4.9	100.0(4,701)
北米・オーストラリア・西ヨーロッパ	0.0	9.4	22.8	5.8	56.2	5.8	100.0(434)
その他	19.8	11.7	21.8	5.2	33.0	8.5	100.0(4,836)

出所: 女性家族部 (2009)『2009 年多文化家族実態調査』から筆者再構成

つまり、＜表 2. 15＞と＜表 2. 16＞をまとめてみると、首都圏より地方のほうが仲介業者を通じた結婚が多く、女性の出身国別に見ると、カンボジア、ベトナム、モンゴル、フィリピンの順で仲介業者を通じた結婚の比率が高い。

次に、＜表 2. 17＞は、「韓国人男性＋外国人女性」で構成されている多文化家族の世帯所得を表したものである。一ヶ月の平均所得をみると、100 万ウォン～200 万ウォン(38.6%)が一番多く、次が 200 万ウォン～300 万ウォン(18.5%)である。100 万ウォン未満世帯も 21.5%を占めており、高所得層ともいえる 500 万ウォン以上の世帯は、14.3%にすぎない。2009 年韓国全国の 2 人以上世帯の月平均所得が、3,299,000 ウォンだったことから考えると、多くの多文化家族が低所得層であることが窺える。

＜表 2. 17＞多文化家族の世帯所得

区分	50 未満	50 ～100 未満	100 ～200 未満	200 ～300 未満	300 ～400 未満	400 ～500 未満	500～600 未満	600 ～700 未満	700 以上 未満	分からない	計
計(%)	5.1%	16.4	38.6	18.5	5.4	1.6	0.8	0.4	0.6	12.5	100.0

出所: 女性家族部 (2009)『2009 年多文化家族実態調査』から筆者再構成

最後に、「韓国人男性＋外国人女性」で構成された多文化家族の子どもは＜表 2. 18＞で示しているように、全体で 94, 591 人である。年齢別にみると、6 歳未満が 64. 7% で最も多く、小学校の就学年齢である 6 歳～11 歳が 23. 9%、中学校の就学年齢の 12 歳～14 歳が 4. 5%、高校の就学年齢の 15 歳～17 歳が 1. 3%、18 歳以上が 2. 6%である。小学校以下の子供が多い理由は、多くの結婚移住女性たちが、2005 年以降に結婚したためであると考えられる。

＜表2. 18＞多文化家族の年齢別子どもの数

区分	数	比率
全体	94, 591	100. 0%
6 歳未満	64, 015	67. 7%
6 歳～11 歳	22, 601	23. 9%
12 歳～14 歳	4, 308	4. 5%
15 歳～17 歳	1, 244	1. 3%
18 歳以上	2, 423	2. 6%

出所: 女性家族部 (2009)『年多文化家族実態調査』から筆者再構成

3. 多文化家族をめぐる法律及び政策

3. 1. 国籍法

まず、結婚移住女性たちに関わる代表的な法律は「国籍法」である。韓国憲法は第 1 条に「大韓民国の主権は国民にあり、すべての権力は国民に由来する」とし、韓国が国民主権に基づく国民国家であることを唱えている。国民たる要件は、国籍法において血統主義を基本原則としているが、外国人は一定の要件を備えて、審査を受けた後、韓国国籍を取得することも可能である。結婚移住女性の場合、1997 年 12 月に国籍法が改正される前までは、韓国人男性と結婚するだけで直ちに韓国国籍の取得が可能であった。しかし、既に述べたように、1992 年の韓国と中国の国交正常化以降、韓国人男性と中国の朝鮮族女性の国際結婚が増加する状況の中で、韓国国内での就労が目的で韓国人男性と結婚し、韓国国籍取得後女性が失踪するという、いわゆる「偽装結婚」が深刻な社会問題として浮かび上がった。そこで 1997 年 12 月に国籍法が改正され、偽装結婚を規制する効果的な方策として、結婚移住女性の国籍取得要件が設けられた。その要件とは、少なくとも 2 年間婚姻関係を維持することである。国籍法第 6 条第 2 項によると、韓国人配偶者と婚姻状態で韓国に 2 年間継続して居住している者や、韓国人配偶者と婚姻後 3 年が経過し、婚姻状態で韓

国に1年以上続けて居住している者に対して韓国国籍を許可するとされている。つまり、偽装結婚であるかどうかを判断するために婚姻期間の要件を設けたのである²¹。しかし、この国籍法の改正によって、国籍取得までの結婚移住女性の法的地位はきわめて不安定なものとなり、さらに韓国人夫への従属が強まる結果を生んだ。もちろん、結婚移住女性は「国籍法」第6条によって「簡易帰化」することができるので、他の外国人に比べて国籍取得要件が緩和されている。一般の外国人の場合、帰化申請は、韓国で5年間続けて居住しなければならないし、筆記試験と面接試験に合格しなければならない。しかし、結婚移住女性の場合は、韓国居住開始後2年が経過し、面接試験に合格すると韓国国籍の取得が可能である。すなわち筆記試験は免除される。ところが、帰化申請から取得まで最短でも約1年6ヶ月～2年程度かかる。つまり、結婚移住女性が韓国に入国してから少なくとも3年半ほどは不安定な法的地位に置かれることになるのである。

他方で、1997年の国籍法は、結婚移住女性の韓国国籍取得の要件を強化する反面、従来の父系血統主義から父母両系血統主義へと転換することを定めた。従来は父親が韓国人である場合にのみ、その子どもに韓国国籍が与えられた。そのため、母親が韓国人であっても父親が外国人であればその子どもは韓国人になることができなかった。しかし、この国籍法改正によって、父または母のどちらかが韓国人であれば、韓国国籍の取得が可能となったのである。つまり、この改正は、従来の国籍取得上の男女不平等の問題点を改善し、男女平等の父母両系血統主義を採択したという大きな意義をもっていたといえる。

しかし、ここで言う男女平等とは、韓国人男性と韓国人女性の間の男女平等であり、結婚移住女性にとっては、国籍取得要件の強化という条件が入ることで、国籍取得が韓国人の夫によって左右されるという不平等な関係を作る契機となったのである。

1997年国籍法の改正後、結婚移住女性が韓国に入国する際には「居住ビザ」が発給される。これらのビザの滞在期間は通常1年で、1年ごとに更新の手続きが必要である。ところが、ビザの更新にしろ、韓国国籍取得にしろ、夫の協力が無い限り結婚移住女性の在留資格は剥奪される。結婚移住女性が韓国国籍を取得する前に、夫が一方的に妻の身分保証を取り消すと結婚移住女性の韓国在留権は消失するわけである。例えば、夫の暴力などの理由で結婚生活を続けるのが困難な場合でさえも、その夫の協力が無いと韓国での在留は不可能となるのである。この法律は、もちろん偽装結婚を規制する面においてはある程度

²¹国籍法第6条（簡易帰化の要件）・第2項

韓国人と婚姻した外国人配偶者の場合、次の各号に該当するものは帰化許可が認められる。

- ・第1号：韓国人配偶者と婚姻状態で、韓国に2年以上継続して居住している者。
- ・第2号：韓国人配偶者と婚姻後3年が経過し、婚姻状態で韓国に1年以上継続して居住している者。

の効果があつたかもしれない。だが、一方でこの制度は、結婚移住女性の韓国在留権が夫に従属するといった不平等な夫婦関係を生み出す権力を、韓国人夫に付与する結果をもたらしたともいえる。実際に、韓国人夫が、この制度を悪用するケースが多く報告されている。例えば、ある結婚移住女性の場合、韓国に入国して1年後ビザの更新をしなければならぬのに、夫が妻の身分保証を拒否したため、不法滞在者となった。また、夫の暴力に耐えられずシェルターに逃げてきた結婚移住女性は、その夫が妻の身分保証を取り消したため、出国命令が告げられた(ソ・ラミ 2004)。このような問題点が次々と浮かび上がってきたため、韓国政府は2004年1月に再び国籍法を改正し、第6条2項に第3号と第4号の内容を付け加えた。第3号の内容は、韓国人配偶者が死亡あるいは失踪した場合や、韓国人配偶者の責任で結婚が破綻した場合には、結婚移住女性の国籍取得を認めるというものである。また、第4号の内容は、結婚破綻の責任が誰にあるかに関係なく、韓国人実子を養育する場合は国籍取得を認めるというものである²²。

しかし、この2004年改正国籍法においても、結婚移住女性の韓国国籍取得における根本的な問題点である、韓国人夫が結婚移住女性の韓国滞在権の成否を握っているという問題は解決できていない。法律が改正されても依然として韓国人夫によって結婚移住女性の韓国滞在権が決定されることには何の変化もないのである。

ところで、2010年韓国の国籍法において画期的な出来事が起きた。2010年5月4日、限定的に重国籍²³を認める改正国籍法が公布された。日本と同様、韓国の国籍法も重国籍を防ぐために国籍選択制度を導入していたが、この改正で、出生時から重国籍者、結婚移民者などの一部の外国人は国内で外国籍を行使しないという誓約書を提出することを条件に、外国籍を放棄しなくても韓国籍を保有できるようになった²⁴。この改正によって、結婚移

²² 国籍法第6条(簡易帰化要件)・第2項

- ・第3号：第1号と第2号の期間に満たないが、韓国人配偶者と婚姻状態で韓国に住所を持っていたところ、韓国人配偶者の死亡や失踪、他に韓国人配偶者の責任で婚姻生活を続けられなくなった者で、第1号または第2号の残余期間を満たし、法務部長官の許可をもらうもの
- ・第4号：第1号と第2号の期間に満たないが、韓国人配偶者との婚姻により出生した未成年の子どもを養育しているかまたは養育すべきものとして、第1号または第2号の残余期間を満たし、法務部長官の許可をもらうもの。

²³ 国籍法では、国籍を2個以上有する者をこれまでは「二重国籍者」の用語で表現していたが、この用語が3つ以上の国籍を有する者を含めていないことや出生時に子どもに外国国籍を取得させる目的で外国で出産するいわゆる「遠征出産」というイメージがあることから、改正法はそれを「複数国籍者」の用語に変更した。

²⁴ 複数国籍が認められる者

- ①配偶者が韓国人であり、その配偶者と婚姻生活を維持している結婚移民者で簡易帰化した者。
- ②韓国に特別の功労がある者又は優秀な外国人で特別帰化した者。
- ③国籍回復許可で国籍を取得した者で韓国に特別の功労がある者又は優秀な外国人に該当していると法務部長官が認めた者。
- ④未成年で海外で入養した後外国国籍を取得し外国で継続居住しながら国籍回復許可で国籍を取得した者。

住女性の出身国においても重国籍が認められる場合、出身国の国籍を放棄しなくても、韓国国籍取得が可能となったのである。

3.2 多文化家族支援法

つぎに、「多文化家族支援法」について触れたい。同法は多文化家族のみを支援するために制定された特別な法律である。これは 2006 年から 2007 年にかけて政策討論会や法律制定準備のための公聴会等が次々に開催された後、最終的に、2008 年 2 月 19 日、国会本会議において可決され、同年 3 月 21 日に公布されるにいたった。この法律の目的は、「多文化家族の構成員が安定した家族生活を営むことができるようにすることで彼らの人生の質を向上させ、社会統合に貢献することにある」（第 1 条）。同法において支援対象とされている「多文化家族」とは、韓国人と外国人(帰化外国人も含む)で構成されている家族のことを指す(第 2 条²⁵)。この法律の主な条文を取り上げてみると、多文化家族の構成員の支援施策の樹立と施行を国と地方自治団体の義務として定めており(第 3 条)、3 年ごとに多文化家族に対する実態調査を実施しその結果を公表しなければならない(第 4 条)。また、国及び地方自治体は、多文化家族に対する差別や偏見を予防するために、広報等の必要な措置を行うよう義務づけられている(第 5 条)。「多文化家族支援」に関する具体的な条項をみると、国と地方自治体は結婚移民者に基本的な情報を提供し、社会適応教育と職業教育・訓練などが受けられるようにする(第 6 条)、多文化家族が民主的で両性平等的な家族関係を維持できるように家族相談、夫婦教育、父母教育、家族生活教育などを推進しなければならない(第 7 条)、多文化家族内家庭暴力を防止するために努力しなければならない(第 8 条)、結婚移民者などが健康で安全に妊娠・出産できるように栄養・健康に関する教育、出産前後のヘルパー派遣、健康診断とその検診時の通訳などの必要なサービスを支援することができる(第 9 条)と定められている。また、子どもに関する支援政策として、第 10 条では、多文化家族の構成員である児童を差別してはいけないと定めており、なお、その児童の言語発達のために、韓国語教育のための教材支援および学習支援など言語能力向上のための必要な支援をすることができると示している。

⑤外国に長期居住し永住目的で満 65 歳以後に韓国に入国した者で国籍回復許可で国籍を取得した者。

⑥本人の意思にもかかわらず外国の法律等により外国国籍の放棄が困難な者で、大統領令で定める者。

²⁵ 「多文化家族支援法」第 2 条

1. 「多文化家族」とは次の各項目のいずれかに該当する家族をいう。

イ「在韓外国人処遇基本法」第 2 条第 3 号の結婚移民者及び「国籍法」第 2 条から第 4 条までの規定により大韓民国国籍を取得した者で形成された家族

ロ「国籍法」第 3 条及び第 4 条により大韓民国国籍を取得した者のような法第 2 条から第 4 条までの規定により大韓民国国籍を取得した者で形成された家族

この法律の特徴は「多文化家族」の定義にある。多文化家族の範疇に入り上に述べた支援を受けるためには、必ず夫か妻が韓国人でなければいけない。すなわち、外国人同士の家族は多文化家族としてみなされない。そもそも、この法律が出来上がった背景には、韓国人男性とアジア出身女性の国際結婚が急激に増え、それに伴う問題点も増えたことにある。たとえば、第2節でみてきたように、韓国人男性とアジア出身女性で構成された多文化家族は、仲介業者による結婚が多数であり、恋愛期間ゼロに近い超スピード結婚をしたケースが少なくない。当然ながら二人は共通言語を持たずお互いを知り合う十分な時間がなかったため、結婚後コミュニケーションの問題をはじめ、文化や慣習の違いなど、様々な問題を抱えている。さらに、これらの家族は経済的に韓国の平均を下回っている低所得層が多数である。そして、何よりも重要なことは、その家庭の子どもたちが増えつつあるということである。その子どもたちは少子高齢化に悩む韓国社会において大事な「資源」でもある。このような多文化家族を放置した場合、10年、20年後にはより高い社会的費用が発生するということで「多文化家族支援法」は誕生したのである。

3.3 多文化家族に対する支援政策

多文化家族支援法に先立ち、多文化家族に対する支援政策が国レベルで講じられるようになったのは2005年からである。それまで政府は、多文化家族に対する政策を持っていなかった。しかし、2000年前後から関連団体やマスコミにより国際結婚の問題点や結婚移住女性が置かれている状況が知られるようになると、社会問題として認識し、支援対策に取り組み始めた。中央政府は、まず2004年12月から2005年6月までの6ヶ月間、国際結婚や結婚移住女性に関する実態調査を行い、その実態調査を根拠として2005年8月16日、2005年11月25日、2006年4月26日の3回にわたり議論を重ね、支援対策の方針を策定した。3次対策は、2006年4月26日に、大統領を始め各部処庁²⁶の長官らが参加した第74回国定会議で決定した。この政策は、1次と2次の政策を包括的にまとめた総合的な政策で、「女性結婚移民者家族及び混血人社会統合支援対策」と名づけられた。この支援対策の重要課題は、次の7つの領域に分けて構成される。

²⁶ 部は、日本の省に当たる。

＜表 2. 19＞社会統合支援対策の主な内容

区分	内容
政策課題	① 脱法的な国際結婚仲介防止及び国際結婚当事者保護
	② 家庭暴力の被害者の安定的な滞在支援
	③ 女性結婚移民者の韓国社会早期適応及び定着支援
	④ 子どもの学校生活適応支援
	⑤ 女性結婚移民者の基礎生活保障及び保険サービス支援
	⑥ 社会的な認識改善及び業務責任者教育
	⑦ 推進体系構築

それぞれの内容を簡単に示すと、以下のようものである。

まず①では、脱法的な「国際結婚」を防止する側面から、「国際結婚」の仲介業者を管理する法律を制定することが課題として挙げられている。「国際結婚」の当事者を保護する側面からは、詐欺結婚、偽装結婚、伝染病感染を防止するために、在外大使館におけるビザ審査書類及び手続きの手順を標準化することとした。また、外国人女性に国際結婚に対する正確な情報を提供するための相談電話を設置することや、結婚移住女性の主要国であるベトナム、中国などの在韓大使館に国際結婚関連案内パンフレットを備えることも定められた。その一方で、韓国男性が「国際結婚」で直面する問題について事前に検討できるように、「国際結婚」関連の国内法、主要送り出し国の関連法、被害事例などの関連情報を提供することとした。

②では、家庭暴力でシェルターに逃げてきている結婚移住女性の場合でも、夫が一方的に妻の身元保証を取り消すことで不法滞在者になるという既存の制度を変え、夫が妻の身元証明を解消してもすぐに不法滞在者として分類せずに別途管理し、保護施設と協力して結婚移住女性の意見や事実確認などを通じて在留許可を決定すると定めた。なお、家庭暴力被害者の保護のため、6カ国語²⁷で相談が可能なホットラインの設置、外国人専用保護所を拡大することを決めた。

③では、結婚移住女性たちが韓国社会に早期適応し定着できるように、韓国生活に必要な情報提供と韓国語及び韓国文化教室を多く拡充することが決められた。具体的には韓国滞在、国籍取得、法律などの生活関連情報が各国語で収録された案内パンフレットを配布すること、また、韓国語及び韓国文化教育を充実するため、韓国語教室を拡大するほか、出身国家別韓国語教材を開発すること、テレビ教育放送で韓国語及び韓国文化教育プログ

²⁷ 英語、ロシア語、中国語、ベトナム語、タイ語、日本語

ラムを運営する方針を定めた。

④では、既存の教科書を検討・分析し、人種差別的な教育要素を持続的に修正していくこと、教科書に多文化理解、偏見克服を強調する教育要素を反映すること、また、学校教員に多文化教育を実施することで多文化教育の基盤を構築することに力を入れることが決められた。そして、放課後授業を通じて結婚移住女性の子供の学習を支援していくことが定められた。

⑤では、生活能力がない国籍取得前の結婚移住女性に対して最低生活費の支給、職業教育斡旋、医療サービス提供などの社会保障支援を強化することを示している。具体的な内容は、第一に、韓国国籍の未成年の子供を養育している国籍取得前の結婚移住女性を「国民基礎生活保障」の受給対象とすること、第二に、韓国国籍の未成年の子どもを養育している国籍取得前の結婚移住女性のうち、緊急な状況に置かれ、生計が困難な場合「緊急福祉支援法」の受給対象とすること、第三に、韓国国籍の未成年の子どもを養育している国籍取得前の結婚移住女性の中で、夫が死亡したり離婚した場合「母・父子福祉法」の受給対象にすることである。

⑥では、人種的・文化的な多様性を認め、お互いに尊重する社会的な雰囲気を作るため、公務員、社会福祉及び医療サービス従事者、農村福祉事業関係者などを対象に文化的偏見解消と多文化社会に沿うような多文化教育を実施することを決めた。また、一般国民の意識改善のため、公益広告・多文化理解講座の開催、視聴覚教材を開発し普及すると示している。

⑦では、結婚移住女性の家族に対する包括的な支援体系を構築することを決めた。全般的な移民政策は法務部で管轄するが、結婚移住女性に対するの支援政策は、家族政策の次元として女性家族部で主管する方針を策定した。

その後、2008年には「多文化家族生涯周期別オーダーメイド型支援強化対策」が発表された。この対策の主要な特徴は、家族の生涯周期を「結婚準備期」「家族形成期」「子供の養育期」「子供の教育期」に分けて、結婚準備期から子供の教育期までを体系的に支援するということである。詳しくは<表2.20>で見るように、「結婚準備期」には仲介業者による人身売買的な国際結婚を防止するための支援や国際結婚をしようとする予備配偶者の教育を推進課題としている。「家族形成期」には、結婚移民者の最も大きな壁であるコミュニケーション問題を解消するための支援や多様な生活情報提供などが盛り込まれている。また、この政策でもっとも比重が置かれているのが子供に対する支援であるが、「子供の養育期」には、妊娠・出産支援をはじめ、乳幼児保育に必要な支援内容が、「子供の

教育期」には、教育に必要な支援内容が主である。

＜表2. 20＞多文化家族生涯周期別オーダーメイド型支援の主な内容

生涯周期	政策課題	細部推進課題
結婚準備期	結婚仲介の脱法防止及び 国際結婚予定者事前準備支援	・国際結婚脱法防止及び結婚当事者人権保護 ・結婚移民予定者事前情報提供 ・予備配偶者事前教育
家族形成期	結婚移民者早期適応及び 多文化家族の安定的生活支援	・結婚移民者コミュニケーション支援 ・多様な生活情報提供 ・多文化家族生活保障 ・家族関係増進及び家族危機予防
子供の養育期	多文化家族の妊娠・出産・ 養育支援	・妊娠・出産支援 ・父母の子女養育能力養成 ・乳幼児保育・教育強化 ・父母・子女健康管理
子供の教育期	多文化家族の児童・青少年学習発 達及び力量開発強化	・児童言語・学習・情緒発達支援 ・児童・青少年力量開発支援 ・貧困・危機児童・青少年支援 ・父母の子女教育力量強化

一方で、上で述べた支援政策が実際に行われている場所は、全国に設置されている 211 ヲ所の「多文化家族支援センター」である。多文化家族支援センターについては、第 4 章で詳しく述べることにするが、これらの支援センターでは、韓国語教育、韓国文化理解教育、家族教育、家族相談といった基本プログラムのほかに各々の地域の特性にあわせて独自のプログラムを実施しており、多文化家族に対する施策の実質的な実行機関として機能している。

4. 小結

本章では、韓国における長期在留外国人を概観した上で「多文化家族」の特性とその家族に関わる法律や政府の政策について考察した。第一節では、韓国における長期在留外国人を①華僑、②外国人労働者、③結婚移民者、④留学生、⑤難民に分けその現況を記述した。「外国人住民」の中で一番長い歴史を持つ集団は華僑であり、2 万人余りが韓国で生活している。また、最も多い数の「外国人住民」の集団は、外国人労働者たちである。「雇用

許可制度」や「訪問就業制度」によって増え続けた外国人労働者たちは 50 万人に上る。そして、2000 年代半ば以降急激に増えたのが結婚移民者と留学生であり、24 万人余りの結婚移民者と 8 万 5 千人余りの留学生が韓国で生活している。一方で、多くはない人数ではあるが、377 人の難民も韓国に根を下ろしている。このように、韓国では着実に「外国人住民」が増えつつあり、「多文化」が進んでいる。しかし、これらの外国人のなかで「多文化政策」の中心になるのは「結婚移民者」のみである。特に韓国人男性と結婚して韓国で暮らしている「結婚移住女性」がその主人公である。

第 2 節では、2009 年の「多文化家族実態調査」を基に、韓国人男性と結婚移住女性で構成された多文化家族の特徴について分析した。分析結果をまとめると、全体の 82%が 2000 年以降に結婚し、約 50%がソウル、京畿道、仁川のような首都圏で居住している。また、結婚移住女性の平均年齢は 33.3 歳、夫の平均年齢は 43.3 歳であり、夫婦間の平均の歳の差は 9.9 歳である。だが、ベトナムとカンボジア出身女性の場合、比較的に若い 23 歳～25 歳の女性が多い。夫との平均の歳の差も、ベトナム出身の場合は 17 歳、カンボジアの場合は 17.5 歳である。このような特徴は女性たちの学歴にも表れるが、全体的に見ると高卒の女性が一番多いが、ベトナム出身女性とカンボジア出身女性の場合は、中卒以下が過半数である。つまり、結婚移住女性の間にも出身国による差異がみられる。そして、出会いのタイプを見ると、首都圏より地方のほうが仲介業者による結婚が多い。出身国別にはカンボジア、ベトナム、モンゴル、フィリピンの順で仲介業者を通じた結婚の比率が高い。経済的な面をみると、全国の月平均世帯所得 3,299,000 ウォンに達していない世帯が 78%で、多くが低所得層であることが窺える。一方で多文化家族の子供の数は 94,591 人であり、11 歳未満の子供が多数を占めている。

第 3 節では、多文化家族及び結婚移住女性に関わる「国籍法」と「多文化家族支援法」を概観し、政府の取り組みについて記述した。特に、「多文化家族支援法」は、他の外国人を排除し、韓国人と結婚した結婚移民者、その中でも韓国人男性と結婚したアジア出身女性たちを想定して制定された法律であり、この法律を根拠として様々な支援政策が講じられ実行されているのである。

第3章 家庭生活

1. 結婚に至るまでの背景と動機

前述したように韓国では韓国人と外国人で構成された家族を「多文化家族」と定義している。しかし、実際に「多文化家族」と呼ばれるのは、韓国の結婚市場で周辺化された韓国人男性と開発途上国アジア出身女性で構成された家族を意味する場合が多い。

そこで、一つの疑問が生まれる。なぜ民族主義の強い国で生まれ育った韓国人男性が、人種も言葉も文化も異なる外国人女性を妻として受け入れたのであろうか。彼らは結婚しない選択もあったはずであろう。また、結婚移住女性は、いかなる心境でよく分からない国、よく分からない男性と結婚を決心したのだろうか。これらの疑問を明らかにするため、本節では、結婚移住女性たちと韓国人夫たちの語りから、結婚の動機や背景について明らかにする。

まず、本研究のキー・インフォーマントである27人の女性の結婚タイプを見ると、主に3つに分類することができる。①友達や親戚からの紹介で結婚したケースが13人、②国際結婚仲介業者を通じて結婚したケースが9人、③統一教会の紹介で結婚したケースが5人である。しかしながら、結婚のタイプからどのような結婚が商業的な結婚であるかを判断することは難しい。なぜならば、友達や親戚の紹介で結婚したケースでもブローカーを通じた結婚と同様に金銭のやりとりがあった場合もあるし、統一教会を通じた結婚でも当事者が必ずしも信者ではなく、ただ国際結婚をする目的でこの教会に入ったケースが多く見られるからである(インタビューでも5人が統一教会を通じて結婚したが、実際の信者は一人のみであった。)

一方で、結婚のタイプとは関係なく全ての結婚に共通点が見られる。それは、出会いから結婚までの期間が驚くほど短いことである。27人の出会いから結婚までの期間を見ると、3日以内と答えた人が11人、4日～7日以内が13人、8日以上と答えた人が3人である。それぞれ結婚のタイプは異なるにしても、出会いから短い期間で結婚まで至っているのである。

このように超スピード結婚を決めた二人の結婚動機はいかなるものであろうか。まず、27人の女性に結婚に至る背景と動機について質問したが、「経済的に発展した韓国で生活してみたかった」及び「出身国の家族に役に立ちたかった」などの経済的な理由が主要な結婚動機となっていた。しかし、注意すべき点は、このような理由は、あくまでも主要な動機であるにすぎず、女性たちが婚姻を媒介として移住する理由は、経済的な側面だけでは説明できない多様な社会的背景や個人的な戦略がその中に存在していることである。伊豫谷登士翁(2007)も、「近代における移動は、経済的な窮乏が主たる理由であるとしても、

それは、しばしば未知なる世界をかいま見たいという野望であったり、さまざまな楔からの脱却であったりする」と指摘している（伊豫谷2007：5）。インタビューからみても彼女たちは経済的な理由の他にも、韓国男性に対する期待や自国男性に対する失望、自己実現の欲求の意志など、多様で多層的な動機があることが窺えた。

その例として、仲介業者を通じて結婚した K-1さんの事例は興味深い。カンボジア出身のK-1さんは、両親と姉と妹、弟をもつ6人家族である。親は家で惣菜を作って市場で売る仕事をしていた。子どもの時から生活は貧しかったので、彼女は学業を続けることはできず、小学校卒業後から親の仕事を手伝っていた。彼女の姉も小学校4年生までしか学校に行くことができず、工場で働いた。しかし、家族全員がいくら頑張っても生活は厳しいままであった。彼女は自分の人生に希望を見出すことができず、唯一の希望は外国に行くことだと思った。彼女が具体的に結婚移住を考えるようになったのは、彼女が16歳の頃、彼女のいとこがアメリカ人と結婚してアメリカに移住したのを見てからであった。しかし、いそこからアメリカでの生活が苦しいと言われ、アメリカ人と結婚することは断念した。その後、韓流の影響でカンボジアでも韓国ドラマを見ることができるようになり、彼女は、韓国人男性に対して好印象を持つようになった。彼女は、20歳になるやいなや韓国人と結婚するため自ら仲介業者の事務室を訪ねた。仲介業者の事務室で彼女は自分より23歳年上の韓国人男性と出会い、次の日に結婚式を挙げた。出会いから結婚まで2日という超スピード結婚であった。彼女は当時の思いを次のように語る。

私は貧しい家で生まれて、教育を受けることもできませんでした。もっと勉強したかったです。《夢はなんでしたか？》私の夢は歌手でした。歌手がだめなら音楽の先生になりたかったです。しかし、ここでは貧しい家で生まれると、いくら頑張っても貧しさから抜け出すことはできません。友達は中学校に行くのに私は断念せざるをえなかったです。その時本当に悔しかったです。《親に中学校に行きたいと話してみましたか？》いいえ。言えなかったです。姉は小学校も卒業できなかったです。だから中学校に行かせてなんて、とても言えませんでした。小学校が卒業できただけでも満足しなければいけない環境でした。だから、私の唯一の希望は外国に行くことでした。少し経済力のある外国人男性と結婚するのが唯一の希望でした。とにかくカンボジアの生活にうんざりしていました。

彼女の語りから、自分の力ではどうしようもない自国の環境から抜け出したいという強

い気持ちが窺える。彼女は目に見えるような希望のない未来より、よく知らない国、初めて出会った男性に期待を寄せた。よく知らないから、未来が分からないから不安なところもあるが、だからこそ希望も持てるのであろう。

一方で彼女の語りの中で、一つ興味深いことは彼女の自国男性に対する評価である。彼女は、カンボジア人男性を低く評価していて、結婚相手として望ましくないと語る。

私は子どもの時からカンボジアの男性と結婚する気は全然なかったです。これを言うのは恥ずかしいですが、カンボジア男性の性格はあまり良くないです。お酒が好きで、タバコが好きな人ばかりです。そしてお酒を飲むと妻を殴る男も多いです。《周りにそんな男がいましたか？》うちの父がそうでした。周りを見ても多いです。それを見て育ったので私は絶対カンボジア男性とは結婚しないと思ったわけです。韓国人の男性はせめて女性を殴ることはしないと思いました。

彼女は、父や周りのカンボジア男性について失望感を表す。お酒とタバコが好きで暴力的な自国男性と韓国ドラマでみるジェントルマンとしての韓国人男性を対比させて、韓国人男性への期待が膨らんだはずであろう。幸いに、K-1さんの夫はお酒もタバコもしない。彼女は、23歳年上の韓国人男性と出会ってから次の日に結婚式を挙げたが、お酒とタバコをしない韓国人男性と結婚したのは正解だったと語る。一方で興味深いことは、彼女以外にも自国男性に失望感を表す女性が少なくないことである。モンゴル出身のM-1さんとM-3さん、ベトナム出身のV-2さんとV-5さん、フィリピン出身のP-3さんとP-8さんも同様に自国男性に対する不信感を表した。M-1さんは次のように語る。

モンゴル人男性はお酒をたくさん飲みます。タバコも。そのためモンゴル人は長生きする人があまりいないです。お肉をたくさん食べるからその影響もあるかもしれないですね。食べすぎと飲みすぎで胃腸や肝臓が悪い人が多いです。うちの母と父も50代と60代で亡くなりました。普通そうです。韓国に来て驚いたのは年寄りが多いことです。モンゴルでは年寄りがそんなに多くありません。…… 私はお酒を飲む男は嫌いです。私には姉が二人いますが、義理の兄は二人ともお酒が好きです。お酒を飲むと酔っ払って結局夫婦喧嘩となります。何回もそれを目撃したので、私は絶対モンゴル人男性と結婚しないと決心しました。《M-1さんのご主人はどうですか？》夫はお酒も飲まないしタバコも吸いません。それが結婚を決めた大きな理由

でした。国と関係なく。…… 夫は高校生の時両親を亡くして苦労しながら育ったそうです。貧乏だと分かった上で結婚しました。お酒を飲まないというのは誠実な人に決まっていると考えました。誠実な人ならお金があまりなくても夫婦2人で努力すれば幸せになれる。

K-1さんとM-1さんの例から、本人の父や兄、周りの男に対する失望感が全ての自国男性に対する不信感へと変わったことが窺える。そして、それが外国人男性との結婚を選択する一つの理由となったことは間違いない。

一方で、M-2さんの場合は少し特別な結婚動機がある。5人兄弟の長女である彼女は21歳のときモンゴル人男性と結婚し娘を授かった。しかし、娘が8ヶ月になったばかりの頃、夫が交通事故で亡くなったのである。その後、働きながら一人で娘を育てていたが、苦しい生活は続いた。そんな中、モンゴル人男性からプロポーズされてその人との再婚も考えたが結局断念した。しかしながら、彼女はまもなく職場の近くの韓国食堂の社長の紹介で韓国人男性と再婚した。なぜ、彼女はモンゴル人男性ではなく、韓国人男性を再婚相手として選択したのだろうか。彼女は次のように語る。

夫がなくなった後、あるモンゴル人男性からプロポーズされました。《なぜその人と再婚しなかったですか？》その頃、モンゴルではある事件がありました。ある女性が娘を連れて再婚したんだけど、再婚した夫が娘に悪いことをしたんです。その男は捕まりました。その事件をみて、怖くなりました。《韓国人男性は大丈夫だと思いますか？》韓国人男性はモンゴルの男性よりましだと思います。…… 正直に外国に行きたい気持ちもありました。娘にいい環境を与えたかったです。私は豊かではない家庭の長女だったから何でも我慢しなければならなかったです。うちの娘には苦労してほしいありません。本当の父親をなくした娘が可哀想です。韓国に行くと娘を立派に育てることができると思いました。《夫も再婚ですか？》いいえ、初婚です。《夫には最初から娘がいることを伝えましたか？》はい。夫は娘を自分の戸籍に載せてくれるといいました。本当の娘のように育ててくれると約束してくれました。それに感謝して、結婚してから浮気など色々あったけど、我慢してたわけです。

M-2さんはモンゴル男性との再婚のチャンスがあったが、それを断念して韓国人男性と

の結婚を選択した。その背景には、自分の幸せはもちろん、娘によりいい環境を与えたいという希望があったのである。

彼女たちの語りからみるように、結婚移住女性の結婚動機は多様で多層的である。もちろん、彼女たちの結婚動機に経済的な側面があることは否定できない。論山で出会った多くの結婚移住女性たちは「より豊かな国で暮らすため」、あるいは「出身国の家族を助けるため」韓国人男性と結婚したと語った。しかし、彼女たちは決して経済的な理由だけで国境を超えたわけではなかった。自分を取り巻く環境を理解し、自分の人生をよりいい方向に持っていく戦略として国際結婚を選んだのである。そして、ここで注目しなければならないことは、それぞれの人の数だけ多様な移住のストーリーがあり、そのストーリーの中で彼女たちは積極的な行為者であったことである。彼女たちは「希望を持てない確実な未来」から「希望が持てる不確実な未来」を選択した冒険を恐れない女性たちである。

一方、結婚移住女性を妻として受け入れた韓国人男性の結婚背景や結婚動機はいかなるものであろうか。次の「東亜日報」の記事²⁸をみると、その背景や動機が垣間見える。

「私を理解する人が本当の配偶者」

不動産事業をするペク・デジュン氏(34)は、2004年頃お見合いをした韓国人女性らに何回も振られた。経済的能力を備えたペク氏が振られた理由はお母さんの介護のためであった。“胃癌手術を受けたお母さんがいる。結婚すると嫁としてお母さんの介護をしなければならない”という話に韓国人女性たちはペク氏とそれ以上会ってくれなかった。

ペク氏はお母さんが亡くなる前に結婚すべきだと考え、全国を回って200回あまりお見合いをした。看護師や税理士の女性などと遠くの全羅南道宝城まで行ってお見合いしたが、お母さんの話を取り出す瞬間女性たちはみんな顔をしかめた。

悩みの末にペク氏は国際結婚業者を通じて外国人女性と結婚することに決心した。彼は2007年12月ベトナムで二週間の間、何と600人余りの現地女性と見合いをした。業者に“費用はいくらかかっても良いからお母さんを誠心誠意で看護する女性を配偶者にしたい”とお願いし、一日に多くて100人余りの女性に会った。しかしホーチミンなど大都市に住む女性たちは韓国人女性とあまり変わらなかった。結局、彼はホーチミンから車で10時間離れた田舎出身女性と結婚した。“ベトナム女性とお見合いする

²⁸ 「東亜日報」2009年5月13日10頁「違っても一緒に/開かれた文化、国境を壊す<6>結婚物語、チャ・ジュンホ記者。『동아일보』 2009년 5월 13일자 10면. 「달라도 다함께/열린 문화, 국경을 허문다 <6>결혼이야기」 차준호 기자

際に顔はぜんぜん見なかったです。手と足が荒れている女を探しましたよ。苦労をたくさんした女性だけが大変な介護ができると考えました。”

自動車部品工場に通うキム・ジンソク氏(40)は、職場の2交代勤務の特性上韓国人女性に会うのが容易ではなかった。彼は“紆余曲折の末、韓国人女性と1年6ヶ月付き合ったが“結婚しよう”とプロポーズをすると、年俸、自動車、家など経済的条件を求めてきたので結局別れることになった”とし、“再び韓国人女性に会って結婚をするには40歳を超えそうで、結婚できるという保障もないので国際結婚を決心することになった”と話した。2007年キム氏は国際結婚会社の紹介でベトナムを訪問し、3日で結婚を決定した。彼は“普通の韓国の男が結婚適齢期を越えて結婚するには、経済的能力が優れなければならない”とし“韓国人女性が求める条件が物質万能主義によってさらにひどくなり、韓国人女性に会うことは本当に無理だった”と語った²⁹。

(筆者訳)

上の記事から見て取れるように、結婚移住女性を配偶者として迎える男性は、経済力や家庭事情などの理由で韓国人女性との結婚が出来ず、最後の策として国際結婚を選択したケースが多い。しかし、注目すべきことは、母の介護のために「手と足が荒れている」女性を探したという言葉で端的に表れるように韓国人男性が期待する妻の役割である。彼らが望む妻の姿は、家族のために犠牲を惜しまない「伝統的な女性」の姿である。

²⁹ “나를 이해해줘야 진짜 배우자”

부동산 사업을 하는 백대중 씨(34)는 2004 년경 맞선을 본 한국 여성들에게 번번이 ‘퇴짜’를 맞았다. 경제 능력을 갖춘 백 씨가 퇴짜를 당한 것은 어머니 병간호 때문이었다. “위암 수술을 받은 어머니가 계신다. 결혼을 하면 며느리로서 어머니 병간호를 해야 한다”는 말에 한국 여성들은 백 씨를 더는 만나주지 않았다.

백 씨는 어머니가 돌아가시기 전에 결혼을 해야겠다는 생각에 전국을 돌아다니며 200 여 번 맞선을 봤다. 간호사와 세무사를 비롯해 멀리 전남 보성까지 내려가 선을 봤지만 어머니 애기를 꺼내는 순간 여성들의 얼굴은 누구나 할 것 없이 쩡그려졌다.

고민 끝에 백 씨는 결혼정보업체를 통해 외국 여성과 결혼하기로 마음먹었다. 그는 2007 년 1 월 베트남에서 보름 동안 머물며 무려 600 여 명의 현지 여성과 맞선을 봤다. 결혼정보업체에 “비용은 얼마가 들어가도 좋으니 어머니를 지극정성으로 간호할 여성을 배우자로 맞고 싶다”며 간청했고 하루에 많게는 100 여 명의 여성을 만났다. 그러나 호찌민 등 대도시에서 사는 여성들은 한국 여성과 별반 다를 게 없었다. 결국 그는 호찌민에서 차로 10 시간 떨어진 시골 출신 여성과 결혼을 했다.

“베트남 여성과 맞선을 봤을 때 얼굴은 보지도 않았어요. 손과 발이 거친 여자를 찾았죠. 고생을 많이 한 여성만이 정말 힘든 병간호를 할 수 있다고 생각한 거였죠.”

자동차 부품 공장에 다니는 김진석 씨(40)는 직장의 2 교대 근무 특성상 한국 여성을 만나는 게 쉽지 않았다. 그는 “우여곡절 끝에 한국 여성과 1 년 6 개월을 만났는데 ‘결혼을 하자’고 프러포즈를 하자 ‘연봉’ ‘자동차’ ‘집’ 등 경제적 조건을 따져 결국 헤어지게 됐다”며 “다시 한국 여성을 만나서 결혼을 하려면 마흔을 넘길 것 같고 결혼한다는 보장도 없어 국제결혼을 결심하게 됐다”고 말했다.

2007 년 김 씨는 결혼정보회사의 소개로 베트남을 방문한 지 3 일 만에 결혼을 결정했다. 그는 “보통의 한국 남자들이 결혼 시기를 넘겨 결혼하려면 경제적 능력이 뛰어나야 한다”며 “한국 여성의 눈높이가 물질만능주의에 따라 더 높아져 한국 여성 만나기가 정말 힘들었다”고 푸념했다.

それでは、論山における多文化家族の韓国人夫たちはどうであろうか。韓国人夫の結婚当時の年齢は、一般的に言われる結婚適齢期を超えているケースが多い。そして、上の記事の内容と同様に、彼らは韓国人女性との結婚を希望したが、学歴や経済力、家庭環境などの何らかの理由でそれを断念した人が多い。たとえば、V-7の夫であるAさんは、高校を卒業してからソウル近郊のある工場で働き、ある程度の貯金をして安定的な生活をしていた。しかし、何人かの韓国人女性と恋愛はしたものの結婚にまで踏み切れなかった。彼はその理由を次のように語る。

今の韓国人女性は結婚するとき、いろいろ条件をみるから私みたいな人と結婚してくれる女性はいなかったです。恋愛はしても結婚まで至らなかったです。《Aさんのどんな条件が弱点でしたか？》私は高卒で大学に行ってなかったです。それが一番の原因だったと思います。同じ高卒の女性でも大学卒の男性と結婚したがるから。彼女が大丈夫だといってもその親が反対するから。…… それだけじゃなくて、私は長男で妹が3人います。シヌイ（小姑）³⁰が3人いる男と結婚したい女はいないでしょう？³¹ …… だから諦めたのです。韓国人女性との結婚は難しいと判断しました。

Aさんは、韓国人女性との恋愛を通じて挫折感を味わった後、都会の生活を整理し両親のいる故郷に戻った。その後、仲介業者を通じてベトナム人女性であるV-7さんと結婚したのである。彼は国際結婚に踏み切った理由を次のように語る。

40歳近くなるまで自分の好きなように生きてきたからそろそろ親孝行しなければと思いました。親の歳を考えると結婚を急がなければいけないと思いました。親に孫の顔を見せたかったから。…… やっぱ長男としての負担がありました。また、自分を考えても一人で老いていくのはなぜか怖い気がしました。《何が怖かったですか？》病気になった場合や死ぬとき、妻も子供もいないのはさびしいでしょう。

³⁰ 夫の女きょうだいを指す言葉である。韓国では西欧社会とは異なり、夫婦関係において親族がかなりの影響力を行使している。それが原因で夫婦間に亀裂が生じる場合が少なくない。特に「殴る姑よりも止めるシヌイのほうが憎い」ということわざがあったり、嫁とシヌイの関係を「犬猿の仲」に比喻したりするほど、嫁とシヌイの関係は気まずい関係である。

³¹ 実際A氏の妻であるV-7は、シヌイとの関係で苦しんでいた。

Aさんの語りから注目すべきことは、韓国では結婚を親孝行と関連づけて考える場合が多いことである。それは韓国の儒教文化に関わることでありと思われる。儒教は数百年にわたって韓国人の生活に浸透しており、人生観や世界観に加えて、生活の知恵としても基準になっている。その儒教の教えのなかで一番強調されることは、「孝」であり、その意識は今でも韓国人に根付いている。結婚は「孝」の重要な要素である。特に、結婚して子孫を残すことは何よりも重要な「孝」の実践なのである。親孝行の理由から結婚を選択したと語る人はAさんだけではない。P-3さんの夫であるBさんも同様である。Bさんはフィリピン出身のP-3さんと結婚する前に中国人女性と結婚した履歴がある。つまり、今回の結婚が2回目の国際結婚である。中国人女性と2年間結婚生活をしたが、子供に恵まれず夫婦間にも亀裂が生じたという。2回目の結婚を決めた理由を彼は次のように話す。

《再婚を決めた理由を教えてください。》前妻との間で色々あったから結婚生活はうんざりでした。だから再婚する気は全然なかったです。しかし、母親に孫を抱かせないのは親不孝だと思いました。お母さんが生きていうちに結婚して子供を産んで安心させたかったです。

AさんとBさんの語りからみるように、結婚移住女性を妻として受け入れた韓国人男性は、個人の幸せのために結婚を決めただけでなく、結婚を親孝行の一環として考える傾向がある。

一方で、韓国人夫の語りの中で興味深いことは、自分が韓国人女性と結婚できなかったことから、韓国人女性に対して嫌悪感を見せることである。V-6さんの夫であるCさんと、M-3さんの夫であるDさんは、比較的に高学歴者でプライドが高い。二人とも大学を卒業しており、Cさんはイギリスに語学研修経験もある。二人は共通して「私はあえて韓国人女性と結婚しなかった」とアピールする。まず、Cさんは次のように語る。

何回かの韓国人女性と付き合ってみて呆れました。気が強くて絶対負けようとし
ない。また、経済的条件だけを考える女性が多いです。女性が果たすべき役割はやり
たがらないくせに、理想だけがなくて。《女性が果たすべき役割って具体的に何
ですか？》嫁として妻として母としての役割です。舅姑と同居することも嫌がり、
家事や子育ても嫌がる女性が多いから。…… もう昔みたいに純粋な女性は韓国に
はいないと思います。韓国人女性と結婚するより純粋な東南アジアの女性のほうが

マシだと思いました。

Cさんと同様にDさんもまた、国際結婚を選んだ理由を次のように語る。

私は国際結婚をするような人ではないです。《どういう意味ですか?》正直に言って国際結婚をする男って何かしら少し問題があるでしょう? 韓国で嫁が探せないから海外から連れてきたってことじゃん。私はそんな人とは少し違います。私は韓国人女性に結構人気があったけど、わざと外国人女性と結婚しました。韓国人女性はわがままで、結婚相手に対する理想は高いのに、妻としてやるべきことはやろうとしない…… 私は従順で家族思いの女性が好きです。

CさんとDさんの語りからは、彼らのジェンダー意識が垣間見える。女性は従順で犠牲的でなければいけないというジェンダー観を持っており、「気が強く、わがままな韓国女性」を「従順で純粋な結婚移住女性」と対照させることで、自分が外国人女性と結婚したことを「正当化」しようとしていることが窺える。彼らが実際にあえて韓国人女性との結婚を避け外国人女性と結婚したのか、それとも自分のプライドを守るために上のように語ったのかは確かではない。しかし、いずれにしろ、彼らのジェンダー観がこの結婚に影響を及ぼしたことは間違いない。

ここまで、アジア出身外国人妻と韓国人夫が国際結婚を選択した背景や動機について述べたが、明確なことは、結婚移住女性の場合、より良い人生を求めて国境を越えた変化を恐れない「進歩的な」傾向の女性が多い反面、韓国人男性の場合は時代遅れの家父長的ジェンダー規範を固守する「保守的」な傾向の男性が多いことである。いわば、結婚移住女性は移住を通して「現代の先進国女性の生き方」を実現しようとする反面、韓国人男性は外国人女性を受け入れることで「伝統的な家族」を維持しようとしているのである。

2. 結婚移住女性が直面する生活上の困難

2.1 期待はずれの生活環境

上で確認したように、結婚移住女性たちは「希望がもてない生活」から「希望がもてる生活」へ移動するために戦略的に結婚移民を選択した。ドラマで見た韓国人男性は優しく、生活環境も出身国と比べてはるかに発展している。しかし、彼女たちは来韓してまもなく現実にはドラマと違うことに気付く。現実には過疎化が進む田舎での劣悪な生活環境である。その上、2章で言及したように多文化家族の平均収入は一般の韓国人家族の平均を下回

る低所得層が多く、経済的にも厳しい環境である。すなわち、女性たちは希望を持って国境を越えてきたわけであるが、結果的に移住先においても地域的、階層的に劣悪な立場に置かれることになる。

論山に初めて来た日、正直にびっくりしました。あまりにも田舎だったから。《農村だと知りませんでした？》聞いていました。それでも、ベトナムとは少し違うと思いました。先進国だから。でも来てみたらベトナムと一緒に。ここには何もない。デパートもない、大きいショッピングセンターもない。入国管理局もないからビザの延長にも大田（テジョン）³²までいかなければならないです。＜V-2さん＞

正直に言ってここに来てガッカリしました。家もボロボロで、冬は寒くて夏は暑かったです。…… 家から市内に出ようとしてもバスがないから、夫がいないと家から出られなかったです。監獄のような感じでした。＜P-7さん＞

夫に借金があることを結婚してから知りました。謝金があるから返済が終わるまでは節約しなければいけないと言われました。でも、私は大人だから買いたいもの、食べたいもの我慢できますよ。だけど、子どもたちはやっぱりできないじゃないですか。スーパーマーケットに行くと、「あれ、これ、買って！」と言うから、その時は本当につらいです。＜P-2さん＞

やっぱり経済的なことが一番つらいです。夫は借金があります。前妻と結婚生活をする間にできた借金だそうです。だからお金がありません。《借金があることは結婚前に知っていましたか？》いいえ。離婚したことは知っていたけど、借金があることは知りませんでした。＜P-3さん＞

姑と一緒に住むことは理解できます。長男だからしょうがないと思います。だけど結婚初期夫の兄も一緒に住んでいたんです。今はお兄さんも結婚しているから別々に暮らしているんだけど、当時はそれがとてもつらかったです。服装にも気を付けなければいけないし、いろいろ気になるんじゃないですか。＜V-4さん＞

³² 論山市から車で約1時間かかる大都市。

彼女たちは地理的にも経済的にも期待とは異なる生活環境に戸惑いや失望感を表す。テレビドラマを見て漠然と思い描いていた韓国の現代的で豊かな生活環境のイメージと現実とはかけ離れていたのである。出身国とあまり変わらない発展していない農村の風景、高齢化が進んだ活力のない町の雰囲気、劣悪な生活空間、苦しい経済状況に直面するのである。しかし、だからといって5章で詳しく述べるように「希望」を捨てるわけではない。現実を受け止め、自分なりの生活戦略を発揮していくのである。



＜写真 3. 1＞論山市の中心地
(2009 年筆者撮影)



＜写真 3. 2＞論山の風景
(2013 年筆者撮影)

2.2 コミュニケーションの問題

結婚移住女性とその家族にとって一番切実な問題は、コミュニケーションの問題である。前述したように韓国人男性とアジア出身外国人女性の結婚は、出会いから結婚までの期間が非常に短く、共通言語を持たないまま結婚生活を始める。ほとんどの韓国人男性は妻の出身国の言葉が理解できないし、妻の方も韓国ビザが下りるまでの間、現地で韓国語を習う場合もあるが、挨拶や単語レベル程度である。さらに、田舎に嫁いできた女性の場合、方言に慣れなければいけないので一層苦労をする。

V-6さんとP-5さんのように一部の家庭では簡単な英語を混じえながら話し合う場合も見られるが、一般的に家庭の共通言語は韓国語である。結婚初期、結婚移住女性とその家族は辞書を調べながら、身振り手振りしながら意思疎通を図るが、簡単な内容もまともに伝わらない場合が多く、誤解が生じやすい。たとえば、多くの女性たちはV-8さんのように敬語が分からなかったため「礼儀がない」と誤解されたり、M-2さんやV-9さんのように自分の気持ちが伝わらなくて涙を流した経験も多々ある。

敬語が難しかったです。今でも敬語は難しいです。結婚初期の頃だったのですが、ある日私一人で家にいたときにお客さんがお母さんを訪ねてきました。「お母さん、どこにいるの？」と聞かれて「分からない、今家にいない(몰라, 지금 집에 없어)」と答えたんです。でも、後でその人がお母さんに礼儀がない嫁だと話したらしくて、お母さんにとっても怒られました。＜V-8さん＞

言葉が通じないからもどかしかったです。夫が遅く帰ってきててもなぜ遅くなったのか、誰といたのか、全然理解できなくて。…… ある日は夫が外泊をしたのです。それが原因で夫婦喧嘩になりましたが、やっぱり私が言いたいことを全然いえなくて。一晩中泣きました。＜M-2さん＞

本当に大変でした。言葉が通じなくて。《韓国に来る前に韓国語を勉強したことはないですか？》少ししました。結婚仲介会社の合宿所で。でも、本当に少しだけです。ゆっくり話してくれればわかるけど、早口で言われると全然わかりませんでした。夫の言葉はゆっくり話すから少し分かったんですが、お義母さんは早口で、また方言がひどいから全然わからなかったです。お義母さんは怒った人みたいに大声でしゃべります。意味が分からないから黙っていると、もっと大きい声で言うてくるんです。私はいつも怒られている気分でした。お母さんと一緒にいるといつも緊張していました。＜V-9さん＞

もちろん、時間が経つにつれて女性たちの韓国語能力が向上していくので、これらの問題は少しずつ改善されていく。しかし、彼女たちの韓国語能力が上達することで逆に問題が生じる場合もみられる。結婚初期にはたとえコミュニケーションの問題が生じても国際結婚だから仕方ない考える傾向がある。そのため、結婚移住女性が間違った言葉遣いをしたり、ミスコミュニケーションが生じたりしても韓国家族は怒ることなく理解を示す場合が多い。しかし、結婚後概ね2年が経つと、韓国家族は結婚移住女性の韓国語能力を過大評価し、韓国家族と同様に考える傾向がある。外国語を習得することの難しさがよくわからない韓国家族は「2年韓国で生活すれば十分である」と考えがちである。なので、結婚して約2年が経過した後にミスコミュニケーションが起きると、全ての責任が結婚移住女性に転嫁される。すなわち、ミスコミュニケーションが生じる原因を、結婚移住女性たちが「怠けもの」か「頭が悪い」ため韓国語習得が遅れていると判断するのである。も

もちろん、結婚移住女性が韓国で生活していくためには韓国語を習う必要があるだろう。だが、韓国人家族は何の努力もせず、外国人妻だけが韓国語を必死に習わなければいけないのはいかなるものであろうか。

韓国に長く住んでいても私は韓国人じゃないからやっぱり韓国人みたいに話すことはできません。まだわからない単語も多いし。特に発音が難しいから早口で言われると、ときどき夫の話が理解できないんです。でも、夫は私がわざと分からないふりをしていると思うみたいです。その時は本当に悔しいです。＜P-1さん＞

私だって韓国語上手になりたいです。でも子どもがいるから勉強に集中できません。一日中家に子どもと二人でいるから韓国語を教えてくれる人もいないです。夫は私に怠け者だと言います。子どもが寝ている間に勉強しなさいと言っているけど、子どもが寝ている間には掃除や洗濯などやらなければいけないことがいっぱいあります。＜V-7さん＞

近所にもベトナムから来た女性がいます。私と同じ時期に来ました。お母さんはいつもその人と私を比べます。「あの嫁は韓国語も上手で、韓国料理もできるのに、なぜあなたは上達しないの？」って。…… 「頭が悪いんじゃないの？」とも言われたこともあります。＜V-8さん＞

このように、多文化家族同士がコミュニケーションをとるためには、外国人妻が必死に韓国語能力を身に付ける以外の方法がない。それではいったい彼女たちはどのように韓国語を学んでいくのだろうか。

論山市に限ってみると、韓国政府が「多文化政策」を打ち出した2006年を基点としてその前に移住してきた女性とその後に移住してきた女性が大いに異なる。インフォーマントのうち、8人が2005年以前に、19人が2006年以後に移住してきたが、前者は「習得」に近く、後者は「学習」に近いといえることができる³³。2006年、全国的に多文化政策が広がり、多文化家族への支援が公的に行われるまで論山には体系的な韓国語教育施設が存在しなかった。

³³ クラッシュェン(Krashen)は、幼児が母語を習得する時のように自然に無意識に言葉が学ばれることを「習得(acquisition)」とし、主に教室などの文法学習などで意識的に言葉を学ぶ「学習(learning)」と区別している。Krashen, S. (1981) *Second Language Acquisition and Second Language Learning*. Oxford: Pergamon. 参照。

第4章で述べるNGOの「移住女性支援センター」が出来たのも2006年からだったため、それ以前に移住してきた女性たちは「自然習得」に近い方法で韓国語を学ぶしかなかった。自然習得とは、事前にある程度その言語が話せるか否かにかかわらず、目標言語で話される土地で暮らし、その中で目標言語を話す様々な人と交わったり、目標言語で書かれた看板や標識や各種の種目に触れたりする中で自然にその言語を身につけていくという方法である(Clark 1996)。もちろん必要に応じて辞書を調べたり、韓国人の家族に聞いたりもしたであろう。女性たちは日常生活で韓国人家族や地域住民と触れ合いながら自然学習に近い方法で韓国語を習得したわけだが、そんな女性にとって有力な韓国語学習の道具はテレビであった。たとえば、P-1さんの場合、2000年に結婚し、10年以上韓国で生活しているが、韓国語を教室で学んだ経験はない。彼女は、一緒に暮らす姑や夫から韓国語を学び、テレビドラマが好きでドラマのセリフを真似しながら韓国語を「習得」したという。しかし、彼女は日常的なコミュニケーションには何の問題もないが、ハングルの読み書きが全くできない。韓国の基本子音と母音すらわからない。同じく、C-2さんの場合も1997年に結婚したが韓国語能力はそんなに高くない。彼女は中国の朝鮮族であるが、家庭でも中国語で会話し、学校も漢族学校に通っていたため韓国語を習う機会がなかったという。彼女は韓国に来て家族とのやり取りはテレビを見ながら韓国語を「習得」したが、今でもハングルの読み書きに自信がないという。そのため彼女は論山市に多文化家族支援センターができた以来、そこの韓国語教室に積極的に参加し、ハングルの読み書きを学んでいる。

このように、2005年以前に入国した女性の場合、韓国語教育支援が整っていなかったため、体系的な教育が受けられず、生活の中で韓国語を「習得」したケースが多く見られた。一方で、2006年以後移住してきた女性の場合は、4章で詳しく述べるように「移住女性支援センター」や「多文化家族支援センター」の韓国語教育プログラムに参加して韓国語を「学習」していくケースが多い。それに、「訪問教育」の活性化によって支援センターのプログラムに参加できない女性は先生が家まで来てくれるので、実際家族の反対さえなければ「学習」できるシステムが整っている。

しかし、妊娠・出産、子育てなどで韓国語学習を中断する場合も多く、特にある程度韓国語能力が付いたら就職するケースも多いため、読み書きを含めて高級レベルまで到達する女性はきわめて少ないのである。

2.3 生活文化の差

「多文化家族」と称されるように、当然ながらこれらの家庭には単一文化ではなく多文化が共存する。家庭の中に二つの文化が共存することはある面贅沢なことかもしれない。

他国の言葉や食生活、生活文化に触れられるチャンスであり、「内なるグローバル化」が実現できる空間でもある。特に、子供にとってみれば、二つの言語、二つの文化、いわば二つの文化資本を身体化することができて、将来の選択肢も広がってくる可能性が高い。実際、先進国の女性と韓国人男性の国際結婚家庭は家庭の中に二つの文化が共存することを肯定的に捉える場合が多い。しかし、多文化家族の場合、家庭内に漂う二つの文化を肯定的な要素として捉えない。かつて西洋の支配者たちが、「非西洋」の慣習や、価値観を劣ったものとみなしたように、結婚移住女性たちの出身国の文化は劣ったものとしてみなされ、一方的に韓国文化に従うように強いられるのである。まず、代表的に結婚移住女性たちは韓国の食文化に従わなければいけない。食文化の違いが彼女たちを苦しめる一要因となる。朝鮮族女性以外はすべて韓国の食文化に慣れるまで辛い経験をしてきた。特に、韓国のキムチや味噌のように匂いが強い食べ物に慣れるまでは時間がかかったという。

《結婚前に韓国料理を食べたことはありましたか？》一回もなかったです。辛いものがあまり好きじゃないから。韓国に来てみたら毎日キムチ、キムチ、キムチ。本当に朝からキムチを食べるからビックリでした。《今もキムチは嫌いですか？》今は少し食べるけど、悪阻の時には冷蔵庫も開けられなかったです。キムチの匂いが嫌いで。＜P-5さん＞

味噌の匂いが嫌いなのに、韓国料理は味噌を使う料理が多いから辛かったです。また、生肉も苦手です。ユッケみたいな。ベトナムでは生肉は食べないから。＜V-5さん＞

最初一ヶ月ぐらいは韓国の食べ物がのどを通らなかったです。毎日目玉焼きとパンばかり食べましたね。《特に何が嫌いだったのですか？》キムチ、辛いものすべて。また、塩辛みにしたいにしょっぱいものは嫌いです。韓国の料理は味が濃すぎます。＜V-7さん＞

今でも韓国料理は少し苦手です。《辛いものが苦手ですか？》辛いものは大丈夫ですが海のがダメです。モンゴルは海がないから魚料理やわかめみたいな海のは苦手ですね。でも、子どもが生まれてからは子どもに魚を食べさせなければいけないので、仕方なく魚料理もしています。私はあまり食べなくても、夫と子ど

ものために魚を焼いています。＜M-1さん＞

韓国では子どもを産んだ後に、わかめスープをずっと飲まなければいけないから、それが辛かったです。《カンボジアではわかめスープ飲んだことありませんか？》ありません。わかめを見たこともありません。食感がとても嫌です。でも、飲まないとお母さんに怒られるから泣く泣く飲みました。＜K-3さん＞

モンゴルでは毎日お肉を食べます。ここではナムルやキムチなど野菜が多いからご飯を食べても何か足りない気がします。ウサギになった気分かな。お肉食べたいなんて言えないからつらかったです。＜M-3さん＞

フィリピンでは鶏肉や豚肉をたくさん食べます。ここは野菜が多い。野菜ばかりはおいしくないです。お肉が欲しいです。＜P-6さん＞

彼女たちが語るように、女性たちの出身国の食文化と韓国の食文化はかなり異なる。中国は炒め料理が多いのが特徴であり、モンゴルは毎日肉を食べるほど肉中心の食事文化を持っている。また、ベトナム、フィリピン、カンボジアは暑い国であるため炒め料理や揚げ物の料理が多い。豚肉や鶏肉はそんなに高くないため頻繁に食べる。一方で、韓国の農村の食事は基本的に自分の畑で採れた野菜が中心である。毎日何種類ものナムルが食卓に上がる。また、サンチュや白菜などの葉野菜にご飯と味噌を乗せて包んで食べる場合も多い。彼女たちにとって見れば、M-3さんが語るように「ウサギみたい」な食事なのである。しかし、彼女たちは韓国料理に慣れるまで苦労はするものの、時間とともに少しずつ適応していく。実際、P-2さんとM-2さんのように韓国料理に完全に適応したケースも見られる。

私はキムチが大好きです。キムチがないとご飯が食べられないぐらいです。《韓国料理の中で苦手なことはないですか？》ないです。全部おいしいです。最初は韓国料理は好きじゃなかったですが、今は大好きです。＜P-2さん＞

去年モンゴルに里帰りしたんですが、痩せて帰ってきました。《なぜですか？》久しぶりにモンゴル料理を食べたら下痢をして、本当に大変でした。モンゴルに帰ったらあれこれいっぱい食べようとしたけど、ずっと下痢をしてあまり食べられなか

ったです。韓国に戻ってきて韓国料理を食べたらおなかの調子がよくなったんです。私はもう半分韓国人だなと感じました。＜M-2さん＞

このように彼女たちは時間の流れとともに韓国食に慣れていくのだが、実際、彼女たちをより苦しめるのは韓国料理を食べることではなく、それを作るほうである。

「ご飯の力で生きる（밥심으로 산다）」という言葉に代表されるように韓国は食事を重要に考える国である。伝統的にお米を主食としており、ご飯とおかず、汁物がついた定食が理想的な食事とされる。勿論、日本と同様、若い世代を中心に米離れが進んでいるが、60代以上の世代、特に農村地域に居住する高齢者の場合、いまだに定食にこだわる場合が多い。さらに、農村地域は、朝早く農作業が始まるので、結婚移住女性たちは朝早く起きて朝食の準備をしなければいけない。だが、女性の多くは朝から定食を食べる習慣をもっていない。特に暑い東南アジア出身女性の場合、朝から火を使って朝食の準備をしない。果物やパンを簡単に食べることが一般的である。そのため、朝早く起きて食事の準備をしなければいけない韓国の食生活を苦と思うのである。

朝起きるのが本当につらいです。お義母さんは6時頃起きます。6時半には畑に出るから私もその時間には起きなければいけないです。朝ごはんを作らなければいけないから。《一人で作りますか？》以前はお義母さんと一緒に作ったんですが、最近私が作ります。《主に何を作りますか？》味噌チゲやキムチクック、ナムルなどです。本当に朝は簡単に食べたいです。子供を起こして登園準備をさせないといけなからいつも朝はバタバタしています。＜K-1さん＞

10時まで寝るのが夢です。畑仕事がなくともお義母さんは6時には起きるから私も起きなければいけないです。これがシジブサリ（嫁いびり）ですね。たまにはパンを食べてもいいと思うけど、うちのお義母さんはパンを食べないです。麺類もダメ。小麦粉を食べると消化不良になるみたいです。だから毎日3食ご飯の準備をしなければいけないです。《たまに外食もするんですか？》しないです。お義母さんは外で食べることも、お金を使うことも好きじゃないから。＜C-2さん＞

韓国に着いて次の朝からお義母さんと一緒にご飯を作りました。韓国はおかずの数が多いです。フィリピンではおかずをたくさん作らないです。おかずはひとつか

ふたつで十分です。たとえば、魚料理を作ると他のおかずは要らないです。韓国ではおかずの種類が多いから疲れます。また、フィリピンでは外食も多いです。外食してもあまり高くないから。ここでは毎日何を作って食べるかが毎日の悩みです。

<P-3さん>

ベトナムでは朝ごはんは仕事や学校に行く途中屋台などで食べます。家であまり作らないです。ここでは朝からご飯とチゲを作らないといけないから面倒くさいです。<V-6さん>

カンボジアでは一回食べる量だけ作ります。冷蔵庫が小さいからその時食べる量だけ作って食べれば終わりです。韓国にきて驚いたことは冷蔵庫が2台あること。大きい冷蔵庫が2台です。キムチ冷蔵庫と普通の冷蔵庫。冷蔵庫に食事の材料がいっぱい入っています。<K-2さん>

以上のように、女性たちは朝早く起きて食事の準備をしなければいけないことと、毎日3食を作らなければいけない韓国の食生活文化を苦として感じている。特に、東南アジア出身女性の場合、おかずを多く作って食べ残したのを冷蔵庫に保管する習慣がなく、その時に食べる量だけを作って食べ切ることが基本である。韓国のように多数のおかずを作らないし、食べ残したおかずを冷蔵庫に保管して再び食べることもほとんどしない。さらに、市場や屋台も多く、外で食事を済ます場合も多いので食事準備に対する負担は比較的軽いと言える。食文化の違いと並んで女性たちの出身国の文化と大きく違うことが昼寝に対する考え方である。暑い国の東南アジア出身女性はもちろん、中国、モンゴルも昼食後、1時間ほど昼寝をすることは一般的なことである。それに身体リズムが慣れている結婚移住女性は、昼寝することを怠け者扱いする韓国文化が理解できない。朝食の準備のため朝早く起きた女性たちは昼寝で寝不足を補充したいわけであるが、韓国の家族は昼寝する嫁を良く思わない。韓国では昼寝は怠け者の象徴であるため、インフォーマントの中で昼寝をすることで怒られたことがあると語った女性は13人にも上る。昼寝に対する民族間の認識の違いが彼女たちを苦しめる一要因となっているのである。

一方で、彼女たちは、出身国と異なる韓国式のマナーや礼儀に戸惑う場合も多く見られる。出身国ではマナー違反ではないことが、韓国では失礼に当たる場合が多々あるからである。例えば、カンボジアでは炊飯器の下のご飯がおいしいとされているので、年上の

人やお客さんのご飯を最後によそうのが一般的である。しかし、韓国では反対に年上の人やお客さんのご飯を最初によそうのが一般的である。また、フィリピンでは一度茶碗によそったご飯を残すことは失礼ではないが、食べる前であっても戻すことは失礼に当たる。一方で韓国では残すことが失礼で、量が多いと思えば食べる前に戻すのが礼儀である。結婚初期このような違いがわからない結婚移住女性たちは、お客さんのご飯を最初ではなく最後によそったことで指摘されたり、ご飯を残したことで怒られたりした経験をもっている。それに、服装に対する礼儀の違いも見られる。特に、東南アジア出身女性たちが姑や夫に良く注意されるのは、肌の露出である。暑い国で育った彼女たちは、袖なしや半ズボン、素足など肌の露出を失礼と思わない。しかし、韓国では既婚女性の露出に比較的に敏感である。義父母やお客さんの前で袖なしや短い半ズボンなど露出が多い服を着ることは品がないとみなされるし、他の人の家を訪問する時は靴下を履くことが礼儀である。

このように韓国と女性たちの出身国の間には当然ながら生活文化の違いがみられる。しかし、ここで指摘すべきことは韓国の家族の態度である。韓国の家族は結婚移住女性の出身国の文化を少しも受け入れようとせず、彼女たちのみが一方的に韓国式的生活文化に従うことを要求しているのである。

2.4 韓国の家父長的家族文化

ここまで結婚移住女性が韓国に移住してきてから直面する困難に触れてきたが、これらの問題は経済的な問題を除けば韓国在住歴が長くなるにつれて少しずつ軽減されていく側面がある。しかし、結婚移住女性の韓国在住歴に関わらず、すべての女性が「時間が経っても適応できない」と語ったことは、韓国ならではの家父長的な家族文化である。

韓国は一般的に家族主義が非常に強い国として知られている。家族が個人や他の社会集団より優先される社会であり、親への孝行と親族集団の社会的経済的紐帯を重んじる社会である。多くの研究者たちは韓国の家族主義は家族に限定した話ではなく、韓国社会全般に浸透され、韓国人の世界観や韓国社会の構造まで決定する重要な要因となっていると指摘する³⁴。韓国の伝統的家族主義は、朝鮮王朝(1392-1910)時代に儒教が国家の理念として採択されて以来、儒教的価値観に基づいて確立された。そのため、韓国の家族主義は単純に家族を何よりも優先するという価値を超えて、儒教的価値観を反映し、実践する場としての機能も持っている。

儒教では社会における序列関係と役割構造を強調する。「家」においても性別と年齢に伴

³⁴ ソ・ソンヒ, 서선희(1995) ; 찬·ギョン소브, 장경섭(1994) ; 초·헤جون, 조혜정(1985) ; 채·젠희, 최재석(1976) など。

う序列関係と役割構造が明確で、その中に既に人間の支配秩序が存在する。「家」には、家族を代表する「家長」と呼ばれる最大権力者がいる。家長には家族の成員を統率し、家族に絶対的な影響力が行使できる家長権が付与され、家族を代表する代表権、家族の財産を管理・所有する財産権、家族員の生活を監督し指導する家督権が与えられた（イ・クァンギョ, 1990）。しかし、注目すべきことは、家長になれるのは必ず男性でなければならない点である。一般的に家長は家族内で一番年長者の男性が担い、父系の血統に従って次の世代に受け継がれていく。すなわち、女性は家長の地位に就くことができないので、例えば家長である夫が亡くなった場合、その家長権はその息子に受け継がれることになる³⁵。これは儒教において強調される「三従之道」及び「男女有別」の思想からきていると思われる。「三従之道」とは、幼いときには父親、嫁いだ後は夫、老いたら息子の言葉に従わなければならないという意味である。そして、「男女有別」は、男には男がやるべきことが、女には女がやるべきことがあるという考え方で、つまり性別の違いによって社会に果たす役割を厳然と区別するという規範である。家庭の中でもこの区別は明確で、夫は家族の生計を担当し、家族の代表として公的領域に参加する役割をもっている。そして、妻は公的領域から除外され家庭内での家事や育児、義父母のケアなどの再生産労働の役割を担う。特に、妻は男の子を出産し「家」を次の世代に受け継げる役割と義父母に孝行することが最も重要な任務であった。これは、朝鮮時代における離婚制度を見ると明らかである。朝鮮時代には基本的に離婚が禁止されていたが、以下の7つに該当すれば、妻を追い出し、離婚することができた。それを「七去之惡」と呼ぶ。①義父母に従わない、②息子を産めない、③浮気、④嫉妬、⑤遺伝病、⑥多言、⑦窃盗である。これらの7つの項目の中でも、もっとも重視されたことは①と②であり、義父母に不服従することと息子を産めないことは妻として資格がないとみなされた。すなわち、家門の維持や継承に適合しないと判断されれば、妻はいつでも追い出される存在であり、いつでもほかの人に置き換えできる存在であった。このような儒教思想に基づく家父長的家族文化は女性の服従と犠牲を強要し、男女不平等を正当化する。そして、こうした伝統的な韓国の家族文化は、女性の社会参加と社会的地位が上昇している現代社会にも根強く残存している。例えば共働きする家庭においても、家事や育児のような家庭内の仕事の担い手は主に妻であり、夫はただ手伝う立場にいる。

³⁵ 家長権と関連して 2005 年まで韓国では戸主制というものが存在した。家族を代表する戸主は必ず男性でなければならなかった。父から息子に受け継がれたのである。しかし、2005 年 2 月 3 日、韓国憲法裁判所は戸主制の憲法不合致判定を下した。以降、3 月 2 日の国会で民法改正案が通り、戸主制は廃止された。戸主制は「伝統的家族」概念に基づいた制度であり、変化する家族の現実を反映していない点、家族の代表権を男性のみにあたえ、かつ、家族の構成原則も父系に基づいているなど、男女平等の原則に違反しているという理由から廃止が決定された。

また、妻は自分の実家の行事より夫の実家の行事を優先しなければいけない。韓国の最大の祝祭日であるお正月とお盆には夫の実家に行って、祖先祭祀にまつわる義務を果たさなければいけないのがその一例である。

言うまでもなく、このような家父長的な家族文化、特に家庭における序列関係と男女差別の慣習は、結婚移住女性にとって受け入れがたい文化である。同じ儒教文化圏から来ている中国とモンゴル、ベトナム出身女性も韓国に根強く残っている家父長的な家族文化に驚きを隠せない。中国とモンゴル、ベトナムは儒教の影響で韓国と同様に男中心社会であると言えるが、社会主義の影響で韓国に比べて男女平等な社会である。男性は「外」、女性は「内」という性別役割分業意識も比較的に薄い。仕事を持っている女性も多く、男性でも台所に立つことを「恥」として思わない。また、フィリピンとカンボジアの場合も性別役割分業意識はそれほど強くない。さらに、フィリピンとカンボジアは伝統的に双系 (bilateral) の家族構造を持っており、結婚が必ずしも夫の「家」に編入することを意味しない。従って舅・姑と同居するケースもあまりないし、嫁としての役割も強調されない。

中国では共働きが当たり前で、家事も平等にします。韓国では男が家庭で何もしないですね。うちの夫も家では何もしないです。私が専業主婦だったときは、それでも納得したんですが、今は私も働いているのに夫は何も手伝ってくれないので腹が立ちます。私は外でも働き、家でも働き、休む暇がないです。…… 中国では舅姑と一緒に住むこともほとんどないです。親と一緒に住むのは、本当にお金がなくて家を借りられない貧乏か、本当に金持ちかどうかです。一般的な人は結婚すると親とは別々に暮らします。＜C-1さん＞

韓国に来てビックリしたのは、男は台所に入らないという考え方です。モンゴルでは男も一緒に台所に立って一緒に料理を作ります。肉を切る作業は力があるから女より男が上手じゃないですか。肉を触るのは大体男です。男のほうが料理上手です。それに比べて韓国の男たちは家事準備を全然手伝わないです。ソウルとか都会に住む家庭はどうなのか分からないけど、うちの夫は料理どころか皿洗いもしないです。家事はすべて私の仕事です。友達の話聞いてみても大体同じです。少なくともこの地域の男たちは考え方が古いです。…… 韓国人女性がなぜ農村の男性と結婚したがるのか、住んでみてその理由が分かりました。私が韓国人だったとしても結婚しなかったと思います。＜M-2さん＞

韓国ではいまだに夫の両親と同居する人が多いことに驚かされました。いまのカンボジアでは舅姑と一緒に住まないです。どちらかと言えば妻方の両親と一緒に住みます。妻方の母親が子育てなどを手伝います。私の親戚の中でも、友達の中でも結婚して舅姑と一緒に住む人はいません。＜K-2さん＞

当然、韓国に比べて男女平等な社会で生まれ育った結婚移住女性は、韓国の家父長的家族文化に大きいショックを受ける。父系家族中心の構造や家父長的な韓国の家族文化を不合理的で、差別的に思うのである。そして、こうした家父長的な文化は次の節で見るように家族関係にも強い影響を及ぼしている。

3. 家族との関係

3.1 嫁姑関係

出身国を離れて異国に暮らす結婚移住女性にとって、家族は特別な意味を持つ。結婚初期、韓国で彼女たちが唯一頼れる存在は家族であり、家族の保護の下で韓国生活に適応していくこととなる。しかしながら、唯一頼れる存在であるからこそ、家族との葛藤が生じると彼女たちは深刻なダメージを受けることとなる。家族関係において特に葛藤が生じやすいのは姑との関係である。もちろん、嫁姑関係の難しさは外国人嫁に限ったことではなく、韓国女性にとっても同様である。「韓国において嫁姑関係は、女性を他姓父系血統に編入させる父系親族体系の核心部分である。父系社会において結婚は夫が妻を受け入れる過程だけではなく、姑が嫁を受け入れる過程でもあるのだ」(キム・ミンジョン, 2007:231)。姑は父系家族において女性年長者としての強い権限を持っており、嫁を教育し家族文化を次の世代に伝承する任務をもっている。嫁と姑の間には上下関係が明確で、嫁は姑に従わなければならない。もちろん、核家族化と女性の社会進出が広がっている現代社会において、姑の権限は弱まりつつあるが、今でも嫁姑の不平等な関係は残存している。その事実はテレビドラマをみても明らかである。韓国ドラマで嫁姑の不平等な関係を見つけるのはあまりにも容易である。姑が嫁のほおを平手で打つ場面もしばしば登場する。このように韓国人同士の嫁姑関係においても様々な葛藤が生じるわけだが、結婚移住女性の場合はコミュニケーションの問題や文化の違いによってより葛藤が生じやすい環境に置かれている。

本研究のインフォーマントの場合、結婚前に既に姑が亡くなったP-4さん、M-1さんを除いて、すべての女性たちが姑と何らかの葛藤を経験している。というのも、結婚移住女性の場合、舅姑との同居率が比較的に高い。「2009年多文化家族実態調査」によると、結婚

移住女性の27.5%が舅や姑、または夫の兄弟と同居しており、邑・面地域（主に農漁村地域）に限ってみると41.3%まで上る。2005年現在韓国の拡大家族の比率が10.1%³⁶であることを考えると、多文化家族の拡大家族の比率は驚くほど高い。特に農漁村に居住する多文化家族の4割が拡大家族であることには注目する必要がある。本研究においても27人の3分の2を超える19人の女性たちが舅・姑と同居したことがあるか、現在同居している。また、同居していない女性でも近い所で暮らしている場合が多い。ひとつ興味深いことは、次男以下が親と同居する比率である。韓国は伝統的に長男が親と同居する場合が多い。しかし、V-3さん、V-4さん、V-7さん、P-3さん、K-1さん、M-3さんは、夫が長男ではないにも関わらず舅または姑と同居している。

＜表3.1＞義父母との同居歴

区分	出身国	家族形態	同居歴
V-1	ベトナム	拡大家族	夫長男、結婚当初から舅と同居中
V-2	〃	拡大家族	夫長男、結婚当初から舅・姑と同居中
V-3	〃	拡大家族	夫次男、結婚当初から姑と同居中
V-4	〃	拡大家族	夫次男、結婚当初から舅・姑と同居中
V-5	〃	拡大家族	夫長男(死亡)、結婚当初から舅・姑と同居中
V-6	〃	核家族	夫長男、姑再婚、同居歴なし
V-7	〃	拡大家族	夫次男、結婚当初分居、現在姑と同居中
V-8	〃	拡大家族	夫長男、結婚当初から舅・姑と同居中
V-9	〃	拡大家族	夫長男、結婚当初から舅・姑と同居中
P-1	フィリピン	拡大家族	夫長男、結婚当初から姑と同居中
P-2	〃	核家族	夫長男、結婚当初から7年間姑と同居した後別居中
P-3	〃	拡大家族	夫次男、結婚当初から姑と同居中
P-4	〃	核家族	夫三男、結婚前に死亡、同居歴なし
P-5	〃	拡大家族	夫長男、結婚当初から姑と同居中
P-6	〃	核家族	夫次男、姑と分居中、同居歴なし
P-7	〃	核家族	夫次男、姑と分居中、同居歴なし
P-8	〃	拡大家族	夫長男、結婚当初から姑と同居中
C-1	中国	核家族	夫長男、結婚当初から5年間姑と同居した後別居中
C-2	〃	拡大家族	夫長男、結婚当初から姑と同居中
C-3	〃	核家族	夫三男、姑と分居中、同居歴なし
C-4	〃	核家族	夫長男、結婚当時から2年間姑と同居
M-1	モンゴル	核家族	夫次男、結婚前義父母死亡、同居歴なし
M-2	〃	拡大家族	夫長男、結婚当時から3か月間舅・姑と同居した後別居、舅死亡後姑と同居中
M-3	〃	拡大家族	夫次男、結婚当初から舅姑と分居中、同居歴なし
K-1	カンボジア	拡大家族	夫次男、結婚当時から姑と同居中
K-2	〃	核家族	夫次男、姑と分居中、同居歴なし
K-3	〃	拡大家族	夫長男、結婚当時から舅・姑と同居中

³⁶ 統計庁「人口住宅総調査報告書」2005。

拡大家族の場合、核家族に比べて当然ながら嫁と姑の間に葛藤が生じやすい環境である。ジェネレーションギャップに加えて、文化や生活習慣のギャップも抱えている二人に葛藤が生じることはもしかしたら当然のことかもしれない。それでは、多文化家族ならではの嫁姑の葛藤はいかなるものであろうか。結論から言うと、「嫁を信頼せず権限を与えない姑」と「信頼され権限を確保したい嫁」のせめぎあいであると言える。

多文化家族の姑たちは、発展途上国から来た外国人嫁があらゆる面で不安である。まず、不安に思うことは、嫁の結婚の真実性である。「偽装結婚」や「外国人妻の家出」に関する噂は姑を不安にさせる。そのため、姑は嫁の行動を監視・統制しようとするのである。その一例として次の語りを見てみよう。次は多文化家族支援センターで出会った、ある姑の語りである。彼女は嫁と一緒に支援センターに来て、嫁の韓国語の授業が終わるまで他の教室で待機していた。

《なぜここで嫁を待っているのですか？》心配だから。まだ韓国に来て2か月ぐらいしか経ってない。道もよくわからないし、一人で外出させるのは不安です。《道に迷うことが心配ですか？》それもあるし、まだ嫁がどのような考えで韓国に来たか分からないから。誠実に結婚生活をする女性たちも多いけど、中には韓国で稼ぐ目的で来る人もいるから気をつけなければいけない。隣の村の話だけど、噂によれば外国人嫁が通帳をもって逃げたみたい。夫は挫折して毎日お酒を飲んで、結局農薬を飲んで自殺したらしいです。うちの嫁はそんな人ではないと思うけど、やっぱり安心できない。《いつまでこうやって一緒に来られるつもりですか？》しばらくは続けないと。……うちの息子は50歳近くなって結婚しているんです。息子は結婚にあまり興味を見せなかったけど、私が勧めてフィリピンに行きました。嫁も私が選んだの。《お母さんも一緒にフィリピンに行きましたか？》うん。そう。そう。息子は女についてよく分からないから。最初息子は他の女性を選んだよ。しかし、私が見たらあの女性は健康そうに見えなかったの。食事を2、3回一緒にしてみたら、あまり食べないし、食後薬を飲んでいました。何の薬か聞いたら食べ過ぎの薬っていうんだけど、疑わしかったよ。車酔いもしていて、年寄りの私より体力がないわけ。病気があるに間違いないと思って、あの女性を断念させ、今の嫁と結婚させたんです。私が選んだ嫁だから、もし嫁に何か起こったら、息子に合わせる顔がないんじゃない。

この姑の語りのように、外国人嫁を迎え入れた姑たちは、嫁の家出を常に心配している。そして、このような姑の不安は嫁の外出を禁じたり、嫁を同国出身友達と合わせなかったりする形で現れる。実際、インフォーマントの女性の16人が姑に監視・統制された経験があると語った。いわば、嫁を「家庭」に閉じ込めることで、「逃げられる」危険を最小化しようとするのである。

子どもが生まれるまで一人で外出したことがほとんどなかったです。いつもお義母さんや夫と一緒にでした。韓国語の勉強をしに支援センターに行く際にもお義母さんと一緒に行きました。最初は私を心配してくれているんだなと思って感謝したんですが、だんだん違う目的があることに気がつきました。＜V-9さん＞

結婚初期、一人で外出することは許されなかったです。毎日夫が帰ってくるまで待つて、夫と一緒に出かけました。ずっと姑と一緒にいなければいけないからとてもつらかったです。＜C-1さん＞

うちの義母さんは多文化家族支援センターで韓国語や韓国料理を学ぶことには賛成するけど、パソコンを習うことには反対です。パソコンができると、友達と連絡することもできるし、仕事先も調べられるから、私が家出するかもしれないと思っているんです。だから私は支援センターでパソコン教育は受けていません。＜C-4さん＞

私が電話でフィリピン人の友達と喋っていたら、お義母さんが部屋に入ってきて「電話切れ!」と怒ったんです。お義母さんはタガログ語が全然わからないから私が友達と何を話しているのか気になるみたいです。＜P-2さん＞

しかし、このような姑の疑いは嫁が子どもを出産することで多少ながら軽減される。すなわち、出産は、結婚の真実性を証明する証拠でもあるのだ。だが、結婚の真実性が証明されても、嫁に対する不安はなくなるならない。次は韓国語も韓国社会もよく分からない嫁が韓国社会で「一人前」になれるのが不安である。そして、こうした不安は、「私が生きているうちに嫁を一人前にさせよう」という考えに結びつく。

まだまだ嫁は子どもです。去年より背も伸びた気がします。子どもだと思って一いちいち教えなければいけないんです。韓国料理から礼儀、チェサ（祭祀）、お金の管理、子育て、すべて私が教えなければいけないんです。私が死ぬまでどこまでできるか分からないけど、私が死んだ後が本当に心配です。＜V-7さんの姑＞

まだ嫁に完全に家庭を任せることはできないです。私がいなかったらうちの息子はまともな食事さえ作ってもらえないと思います。嫁は朝遅くまで寝ているんです。…… 韓国人は働き者だけどベトナム嫁は暑い国から来たからかもしれないけどテキパキしない。韓国人はご飯を食べた後すぐ片づけて皿洗いをするでしょう。うちの嫁はすぐしない。お尻が重いのが気に入らないです。＜V-8さんの姑＞

嫁は自己主張が強い。私が言う通りにすれば何の問題もないのに、勝手にやろうとするからそれに腹が立つわけ。私のほうが人生経験が豊かだから私に従えばいいのに、勝手にしようとする。…… 一言も負けようとしな。姑が言う「ハイ！」とすればいいのに、いつも口答えするから憎い。＜P-2さんの姑＞

頭もいいし、理解力も高い。一つお金にだらしないのが不満です。必要じゃないものもいっぱい買ってきます。化粧品もいっぱい、服もいっぱい。稼ぐのは男だけど、財産を増やすのは女の役割でしょう。…… あれこれ嫁の実家に送るのも気に入らない。しょっちゅう実家に小包を送っているのを知っています。だから息子がいくら頑張っても無駄です。…… 嫁いできたからこの家族に集中しなければならぬのに、今でも自分の実家のことが優先に見えます。＜M-2さんの姑＞

姑たちの語りから見るように、韓国人姑は外国人嫁を「まともな大人」ではなく「教育・しつけが必要な子ども」として受け止めている。そして、嫁を「一人前」にさせるため、教育・しつけを行うと主張するが、しかし、ここで注目すべきことは、姑が考える「一人前」の条件なのである。姑が考える「一人前」の条件とは、家庭内で夫と同等な権限を求めたり、社会活動を通じて自己実現していく堂々とした嫁の姿では決していない。姑が思う嫁の「一人前」の条件とは、嫁として舅姑に服従しケアの義務を果たすこと、妻として夫を立て内助の功に徹すること、母として子どもを産み、養育に専念することである。言い換えれば、社会活動を断念し、また、嫁の実家に対する娘・姉妹としての役割も諦め、ひ

たすら韓国の家父長的ジェンダー役割に専念することである。

さらに、姑にとって嫁の出身国の文化は消さなければいけないものであって、嫁の出身国の文化を受け入れようとは思わない。「外国人嫁」を「伝統的な韓国人嫁」として「育てる」ことが姑の大きな責務なのである。

一方で、結婚移住女性たちは家庭内での権限を与えようとしない姑が理解できない。外国人妻という「ハンディキャップ」を持っていても、妻としての権限を確保したいし、母としての権限も侵害されたくないのである。それに核家族志向の彼女たちにとっては、夫婦の問題や子どもの問題は夫と妻が相談して決める問題であって、姑が介入する問題ではない。もちろん、姑の助けが必要な時もある。実際家事を手伝ってくれるのも育児を助けてくれるのも夫ではなく姑のほうの場合が多い。姑に感謝する気持ちがないわけではないが、しかし度を過ぎた過剰な干渉と介入は「越権行為」に感じられるのである。

お義母さんには感謝します。いろいろ手伝ってくださるので。しかし、干渉がひどいです。また、言い方がきついです。私を呼ぶときもいつも「おいー！」と呼びます。フィリピンでは人に向かって「おいー！」とは呼ばないです。犬に対してしかそんな言い方しません。また、言い方がいつも命令形です。たとえば「これをやってくれない？」じゃなくて「これをやれ！」です。その言い方にムッとします。頼まれてすることと命令されてすることは違いますから。＜P-5さん＞

本当に頭がおかしくなりそうです。一から十まで干渉してくるから。私がいないときにうちの部屋に入って私が何を買ったのか調べるんです。お義母さんは私が買い物することを嫌がります。私は服を買っても安いものしか買いません。なのに、いちいち悪口を言われなければいけないからイライラします。＜M-2さん＞

家では電話も自由にできません。私が国際電話カードを買ってフィリピンの母に電話をしていたんですね。急にお義母さんが部屋に入ってきて勝手に切ったのです。《なぜですか？》国際電話だから料金が心配だったみたいです。後で私がこれは国際電話カードを買って使っているから携帯電話の料金はかからないと説明しても信じようとしません。＜P-1さん＞

食事のメニューから掃除のやり方、洗濯物のたたみ方まで口を出します。私のや

り方でやると気に入らないみたいです。子どものオムツも紙おむつじゃなくて布オムツを使ったんです。…… 怒られたくないからできるだけお義母さんの言う通りにするけど、たまに反抗したい気分になります。「私は子どもじゃないから干渉しないで」と言いたいです。＜K-1さん＞

結婚して5年間は夫が生活費を私じゃなくしてお義母さんに渡したのですよ。私が妻なのに。…… 夫が仕事を終えて家に帰ってくると、一日あった事を全部話します。私の悪口もしゃべるし。…… 今考えてみれば、若いときに夫を亡くして、長男が頼りだったみたい。だから私に嫉妬みたいなことがあったと思います。……

お義母さんは今でも孫息子を諦めてないです。私に「もう一人産めば」とずっと言い続けているんです。私も夫も娘が二人いるから満足しています。…… お義母さんはうちの娘たちをかわいがらないです。だからうちの娘たちもお義母さんに懐かないです。腹が立つのは、うちの娘たちが懐かないことを私のせいになっているんです。私の教育が間違っているから娘たちがお義母さんに懐かないことだと。ありえないでしょう。＜C-1さん＞

三番目の子どもを妊娠したときのことですが、お義母さんに「なんでまた妊娠したの？お金もないくせに動物みたいに子どもをたくさん生んでどうするの？」と言われました。私はお母さんに「お義母さんに迷惑かけないで私たち夫婦が育てますから」と言ったんですね。すると、「うちの息子に苦労させるな」と言いながら私のおなかを叩いたんです。いまもその時のことを思い出すと心が痛いです。…… 子どもを産むか、産まないかは私たち夫婦が決定する問題なのに、なぜお義母さんにそう言われなければならないのか本当に悔しかったです。＜P-2さん＞

彼女たちの語りからみるように、姑の干渉は食事のメニューを決めるなどのささいなことから子どもを何人産むかの家族計画まで広範囲に渡っている。姑は外国人嫁を不安に思い、嫁に権限を与えようとしない。嫁の結婚の真実性を疑い、嫁の行動を監視・統制する。また、自分が生きているうちに嫁を「一人前」にさせるという思い込みで家事や子育て、夫婦関係まで介入する。姑にとってそれは姑としての当然な任務であり、息子家族を「守る」行為でもあるのだ。一方で、嫁はこうした姑の考え方が理解できない。核家族志向の嫁は、姑が家事や子育て、夫婦関係まで介入するのは「越権行為」にほかならないと感じている。

彼女たちは、一人の大人として、妻として、母としての権限を確保し、自律的に行動したいという希望をもっているのである。

3.2 夫婦関係

この章の一節で確認したように、韓国人の夫は学歴や職業、家庭環境などの理由から韓国人女性と結婚できなかった人が多い。それでも、結婚を諦めなかったのは、単純に家族を持って幸せになりたいという希望だけではなく、親に孫の顔を見せたい、親のケアや自分の老後のケアを任せたいという思惑をもっていたからである。一方外国人女性の場合は、国境を越えることで新しい可能性を求めようと韓国人男性との結婚を選択した。こうした異なる結婚動機を持った二人は、恋愛期間ゼロに近い超スピード結婚をして夫婦となったわけである。当然これらの夫婦は共通言語を持たずにお互いを知り合う十分な時間もなかったため、コミュニケーションの問題をはじめ、文化や慣習の違い、結婚するにあたって抱いていた双方の思惑の食い違いなど、様々な問題を抱えている。しかし、夫婦間の葛藤は単にこれらの多文化家族の夫婦に限ったことではない。韓国人同士の夫婦の場合でも育ってきた家庭環境や生活習慣の違い、性格や価値観の違いなど様々な葛藤が生じる。逆に葛藤や問題がまったくない夫婦は存在しないと言っても過言ではないだろう。

だが、多文化家族の夫婦の場合、構造的に夫婦の間に権力関係が成立しているという点に注目しなければいけない。まず、出会いから結婚に至るまでのメカニズムからそうである。二人の出会いの方法が、親戚や知り合いの紹介であれ、宗教団体やブローカーの仲介であれ、いずれにしても結婚までのプロセスはあまり変わらない。韓国人男性が外国人女性の出身国に訪れて、お見合いから結婚式までを完了させるシステムである。その際にかかる費用は700万ウォンから1千万ウォン程度であるが、全額韓国人男性が負担する。この金額は低所得層の韓国人男性にとって大きい支出であり、結婚費用を用意するために借金までする男性もいる。こうした結婚過程で夫が支払った結婚費用は、結婚後妻を抑圧する装置にもなる。たとえば、妻が何らかの理由で離婚を希望する場合でも「あなたを韓国に連れてくるために支払った費用を返済しろ！」という言葉で脅かされるからである。もちろん、女性には返済義務はないが、夫が負担した結婚費用は外国人妻を萎縮させる要因となる。また、外国人妻の韓国での滞在権を握っているのも夫である。事実上夫が協力してくれないと妻のビザ期間の更新は出来ないし、永住権や帰化の申請もできない。外国人妻が安定的な滞在権を獲得するためには、永住権及び韓国国籍を取得しなければならないが、

取得するまで少なくとも3年はかかる³⁷。すなわち、少なくとも3年間は不安定な地位に置かれることになるのである。夫が妻に「国民という地位だけで特定の労働と感情サービスを要求することができるということがこれらの夫婦の特徴的な不平等の構造である」のだ（キム・ミンジョン，2007:231）。

そして、言うまでもなくマジョリティである夫はマイノリティである妻より言語のことはもちろん、人的・物的資源が多く、妻が夫に絶対的に依存せざるをえない構造となっている。つまり、夫が夫婦関係の主導権を握っており、夫婦の間に上下関係が明確に存在していると言える。ただし、夫婦間の主導権は固定されたものではなく、時間と状況によって変化するものである。それについては5章で詳しく述べるが、少なくとも妻が主導権をもつためには、子供を生み母としての地位を手に入れること、帰化や永住権を獲得し滞在権を確保すること、中級以上の韓国語会話能力を持っていて夫の助けがなくても社会生活が可能であることか必須条件である。そうなるまで夫は夫婦関係において絶対的な権力を持っており、様々な方法で妻を統制し、自分が望む妻の役割を押し付ける。夫が期待する妻の役割は結婚動機にも関連するが、義父母に尽くし、夫に逆らわない、いわば自己主張をせず韓国の家族のために献身する女性である。もし妻がその期待に沿わなかった場合、夫は妻の外出や電話を禁止したり、ビザ延長や帰化申請に協力してくれなかったり、経済的に圧力をかけたり、暴言や暴力を振う形で妻に圧力をかける。

一番言われたくない言葉が「子どもを残してお前はお前の国へ帰れ」ですね。本当に悲しいです。たぶん帰れといっても帰れないと思っているからそんなことが言えるんですね。……でも、もし夫と別れて国に帰るとしても子どもはつれていきます。私一人では絶対帰らないです。＜V-2さん＞

夫はお酒が入ると暴力的に変わります。「お前はわからない」とか「お前のせいで」とかの発言をします。去年お酒を飲んだ後暴れて私に暴力を振りました。私は一週間ぐらい子どもをつれて大田にある女性避難所で生活しました。……結局夫が謝って家に戻ってきましたが、その時が結婚生活で一番危機でした。初めて結婚を後悔しました。＜V-8さん＞

私には門限があります。7時半までには家に帰らなければいけないんです。仕事

³⁷ 2章3節の国籍法参照。

が6時に終わるからすぐ帰らなければいけないんです。だから、同僚との食事や飲み会に一度も参加したことがないです。《それについてどう思いますか?》不満ですが、夫が一回結婚に失敗したから夫の気持ちも分かります。＜P-3さん＞

夫は時々無理やりに夫婦関係を要求します。いやだと言っても強制的です。夫婦関係に応じないと「いないからフィリピンへ帰れ!」といいます。…… 暴力を受けたこともあります。夫は自己中心的な性格で他人に対する配慮が全然ないです。だから一回結婚に失敗したと思います。…… 私も離婚するかもしれません。でも夫は離婚に反対です。…… 私は夫と色々と話がしたいけど、夫は私を家政婦、セックスパートナーとしてしか考えてないと思います。…… 夫婦喧嘩した後は全然お金をくれないです。クレジットカードも奪われます。本当にずるいですね。だから食堂でアルバイトを始めたのです。娘がいるから定職には就けないので娘が保育園に言っている間にアルバイトをしています。＜P-4さん＞

《結婚して5年も過ぎているのに、永住権や韓国国籍をもっていないのですか?》はい。夫があまり急がないです。《なぜですか?》私が逃げることを心配していると思います。夫は建設業だから色んな所を回りながら仕事をしているんです。一年に3分の1しか家にいないです。だから心配しているみたいです。周りからも「妻に韓国国籍を取らせると逃げられる」と言われるみたいです。だから、私も急がないです。夫を急かす気は全然ないです。いずれ帰化するつもりです。＜K-1さん＞

まだ韓国国籍を取っていないんです。去年しようと思ったのですが、夫婦喧嘩して結局できませんでした。今年するつもりです。《ご主人は帰化申請に反対ですか?》いいえ、反対ではありません。だけど急がないです。後で、後でと言うんです。＜K-3さん＞

女性たちの言葉から、外国人妻たちが家庭でどのような位置に置かれているか想像するに難くない。特に、V-8さんとP-4さんは、夫から暴力を受けた経験があり、夫婦関係に悩んでいた。V-8さんの場合は、夫の暴力が原因で子どもを連れて避難所に逃げだした経験がある。夫がお酒をやめることを条件に家に戻ってきたが、今でも安心できないという。また、P-4さんの場合はより深刻なケースである。夫が自分を家政婦、セックスパートナーとしてしか考えていないと語る彼女は離婚も視野に入れている。しかし、彼女たちにとって

実際離婚はそんなに簡単な問題ではない。まだ、韓国国籍を持っていない二人は離婚をするとビザ期間の更新が難しくなり、帰国を余儀なくされる可能性もあるからである³⁸。また、母国の家族の期待を裏切るわけにもいかないので、離婚まで踏み切ることはなかなか難しい。

結婚移住女性たちが家庭でどのような立場に置かれているかは、家計の管理権をだれがもっているかを見れば明らかである。27人のインフォーマントのうち、家計の管理権を持っているのは、わずか4人にすぎない。それ以外の女性たちは、「必要なものがあれば夫に買ってもらう」、「10万ウォン～30万ウォン程度の小遣いをもらっている」、「毎月の生活費（主に食費）をもらっている」の三つのパターンである。つまり、夫の給料がいくらであるのか、貯金、あるいは借金はいくらであるのかなどの家庭の経済事情についてはまったく知らないわけである。

《お金の管理はだれがやっていますか？》夫です。《生活費は？》私はあまりお金を使わないです。必要なものがあれば夫と一緒に市場やスーパーマーケットに行きます。《決まった生活費はもらってないですか？》もらっていません。たまに外出するとき交通費ぐらいかな。必要なときに言うと夫がくれます。《それについて不満はないですか？》もちろん不満ですよ。子どもみたいに「一万ウォンください、二万ウォンください」なんて。でも、必要と言ったらくれるので、最悪ではないです。＜V-9さん＞

夫がいくら稼いでいるのか分かりません。《生活費はもらっていますか？》必要な時に夫に言うのとくれます。5万ウォンか10万ウォンぐらいくれます。全部使ったらまた夫に言います。＜K-2さん＞

夫の給料がいくらなのか、貯金はいくらなのか全然分かりません。夫がオープンにしないから。借金があることは知っているけど、正確にいくらあるのかわかりません。夫に聞いても「分からなくてもいい」と言うんです。＜P-3さん＞

夫が全部管理して、私は一ヶ月分の生活費をもらっています。生活費は主に子どもたちの塾代とか食費とかに使います。保険とか税金は夫が払います。《収入や財

³⁸ 離婚の原因が夫にあることを証明すれば、韓国滞在が認められることもあるが、それを自ら証明しなければいけないため、外国人妻にとってその手続きは簡単なものではない。

産がいくらなのか知っていますか?》詳しくは分かりません。たぶん貧乏です。この家を買うときに銀行から借金したので貧乏です。＜C-1さん＞

夫から生活費はもらっていないです。必要なものがあつたら夫と一緒に買い物に行くか、夫が買ってくるんです。私は子供みたいに必要なものがあるたびに夫に言わなければなりません。《なぜ生活費をくれないと思いますか?》私を信じないからだと思います。夫は周りの人に言われたみたいです。外国人の妻は金銭感覚がなく全部使ってしまうか、お金が貯まると全部持って逃げるかだと。私は結婚して3年も過ぎて、子供もいるのに、今でも夫は生活費をくれません。私は金銭感覚のない馬鹿でもないし、子供を捨てて逃げる気もありません。なぜ夫は私を信じないで周りの人の話を信じるかがよく分かりません。＜P-6さん＞

韓国では一般に妻が家計の管理をする。もし夫がする場合でも家計の詳細を妻にオープンするのが一般的である。しかし、多文化家族は圧倒的に夫が家計を管理する比率が多いし、その内訳も妻と共有しない。すなわち、女性たちは家庭において、舅姑のケアや育児、家事などの再生産労働は完全に任されるが、家計の管理は任されないということである。夫が妻に家計の管理権を与えない理由は次の二つが考えられる。まずひとつは外国人である妻より自分のほうが適切だと思っているから、もうひとつは、妻の家出を恐れているからである。いずれにしても夫が妻を信頼していないことは同様である。言い換えれば、韓国人夫は妻を対等なパートナーとしてではなく、再生産労働の担い手として考える傾向が強い。当然、こうした夫の態度に女性たちは不満を持っている。彼女たちが期待する夫の役割は権威的で家父長的な夫ではなく、妻の意見を尊重し、家事や子育てにも積極的に参加することである。しかし、家父長的志向の夫たちは、家族を養うことができれば夫としても父としても十分に役割を果たしたと考える。つまり伝統家族での性別役割分業を規範として考えており、家長としての権力を重視し、妻は夫に従うべきであると考えてるのである。

夫は家では何もやらない人です。家事のことは諦めているので良いですが、私が一番夫に腹が立つのは、子育てにも全然興味がないことです。私は夫が子どもたちに韓国語の絵本を読んでほしいです。やっぱりパパのほうが韓国人だから私より発音がきれいだし。だけど夫は一回も子どもに絵本を読んであげたことがありません。私が何度も頼んだけど「それはママの仕事だよ」と言うんです。パパの仕事は家族

のためにお金を稼ぐことだというんです。家事は手伝ってくれなくてもいいので子どもに絵本を読んであげたり、一緒に遊んであげてほしいです。＜V-8さん＞

夫は私の意見はどうでもいいです。全然私の話を聞かないです。…… お義父さん名義の家があったのですが、それは名義はお義父さんの名前だけど、夫が稼いだお金で買ったものらしいです。…… 私はお義父さんが亡くなる前に名義変更をしたほうがいいと思って夫に言いました。やっぱりお義父さんが亡くなってからだと夫の弟もいるし妹もいるから揉めると思ったんです。でも夫は自分の弟と妹はそんなことないと言って、私を悪い女扱いしたのです。…… やっぱり、私の予測が的中したんです。お義父さんが亡くなってから弟と妹がその家の権利を要求してきました。…… 夫はショックを受けたんです。私の話を聞いていたらそんなことなかったと思います。今は夫も後悔していると思います。私より自分のきょうだいを信じた罰です。＜M-2さん＞

前述したように、結婚移住女性たちは比較的性別役割分業意識がゆるい国からきている。社会主義国家である中国、モンゴル、ベトナムでは女性も職業を持つことが当然で、その分男性も家事に積極的に参加する。同様にアメリカやフランスの植民地文化が残存しているフィリピンやカンボジアにおいても、男は「公的の領域」、女は「私的の領域」という家父長的発想はあまりない。それに、核家族化が普遍化しているので、舅姑と同居することは稀であり、嫁としての役割もそれほど強調されない。こうした環境で育てられた女性たちは、夫の家父長的な態度が理解できない。特に、これらの夫婦にとって敏感な問題は、妻の就職をめぐる夫婦間の温度差である。結婚移住女性の場合、母国にいる家族への仕送りが切実なケースが多い。それが結婚の重要な動機のひとつでもある。特に両系家族社会から来ている東南アジア出身女性にとっては、結婚は父系家族への編入を意味するものではなく、結婚した後でも娘・姉妹としての義務や権利は持続すると思うのである。

しかし、女性たちのこうした考え方は、娘は「出家外人」（結婚した娘は嫁いだ家の人である）と考える韓国の伝統的規範に相反している。こうした考え方の違いが夫婦関係に危機をもたらす大きな原因である。母国の家族を見捨てることができない結婚移住女性たちは、妊娠より仕事を優先する。仕事をして母国の家族の力になりたいという気持ちは、女性が共通して持っている感情である。しかし、次の節で述べるように女性たちは来韓してすぐ妊娠するケースが多く、経済活動はしばらく断念せざるをえない。女性たちにとって母になることはうれしいことだが、娘・姉妹としての役割を果たせないことは心残りであ

る。もちろん夫もそのような妻の気持ちを知っている。実際に夫が妻の母国の家族に毎月仕送りをしているケースも見られる。V-7さんとK-1さんの夫は結婚してから継続して妻の家族に毎月100ドルから200ドルを送金している。それについて、K-1さんは次のように語る。

結婚してからずっと夫が毎月10万円ずつカンボジアに送金してくれています。私が頼んだわけではないけど、夫がそうしてくれます。…… カンボジアでは工場では朝7時から夜の12時まで働いても100ドルぐらいしか稼げないです。だから、ここで100ドル送ると家族に大きい力になります。夫はいい人です。…… カンボジアの家族を考えてくれるから有り難いです。だから私もその分、お義母さんによくしようと思うわけです。お義母さんに不満は多いけど夫を考えて我慢しているんです。

K-1さんのように毎月妻の母国の家族に仕送りができる環境であれば、夫婦間に多少葛藤があったとしても大きい問題は発生しない。夫が妻の家族に仕送りをしてくれることは妻に対する理解と愛の表現であり、妻はそのような夫に愛情を感じるのである。しかし、それができない家庭の場合、妻は子どもを保育園に預けて、就職することを希望する。仕事をして自由に消費生活をしたいし、母国の家族にも力になりたいと思うのである。しかし、ほとんどの夫はそれに反対する。日本で言われる「三歳児神話³⁹」が韓国にも通用しているので、母国の家族に仕送りするために、幼い子どもを保育園に預けて仕事に出ることに理解を示す夫はほとんどいない。要するに、嫁・妻・母の役割に集中してほしい夫の望みと経済活動を通じて自由な消費活動と母国の家族を援助したい妻の望みが対立するのである。この対立こそが夫婦関係の最大の葛藤であるといえる。結婚移住女性たちにとっては、嫁・妻・母としての役割を果たすことと、娘・姉妹としての役割を果たすことは両立可能なことである。しかし、韓国人夫にとってはその二つは絶対に両立不可能なことである。妻の仕事をめぐる夫婦間の温度差はこれらの夫婦が抱える最大の葛藤要素なのである。しかし、この問題を除けば、先に述べた嫁姑関係よりは円満に見える。もちろん、V-8さんとP-4さんのように夫の暴力を受けた経験がある女性もいるが、2人の女性以外は夫と比較的に円満な関係を維持している。その理由は、基本的に韓国人の夫たちは、遠いところから自分だけを信じて異国に来てくれた妻に申し訳ない気持ちとありがたい気持ちをもっているからであると思われる。姑の目には自分の息子は誰と比べても負けないくらい立派な存在に見えるわけだが、夫自身は「自分がなぜ最後の策として国際結婚を選択するしか

³⁹ 子どもが3歳になるまでは母親が子育てに専念すべきであり、そうしないと子どもの成長に悪影響を及ぼすという考え方である。詳しくは、林道義、1998『主婦の復権』講談社参照。

かったのか」について誰よりもよく知っている。韓国人女性が結婚相手として選んでくれなかった自分を救ってくれたのは外国人妻だったのである。そのため、たとえば第5章で述べるように、「嫁姑戦争」が勃発した場合、「孝」を重視する夫であっても妻を優先するのである。

3.3 母子関係

結婚移住女性にとって出産は大きな意味をもつ。彼女たちが他の外国人と違って、「多文化政策」の主人公となり、新しい市民として受け入れられたのは、彼女たちが韓国人の子どもを出産する「母体」であるからである。結婚移住女性たちは来韓してまもなく妊娠・出産を経験するが多い。2008年「韓国保健社会研究院」の調査によれば、955人の結婚移住女性が結婚から妊娠までかかった期間は、平均6.6カ月であり、83.7%の女性が結婚して一年が経たないうちに妊娠しているという。すなわち、結婚移住女性たちは来韓してから間もなく「母親」となるのである。同じく、本研究のインフォーマントの場合にも、27人のうち24人が結婚してから一年以内に妊娠し、母親となった。子どもがいないのはC-2さん一人のみであり、C-2さん以外には全員母親なのである。

結婚移住女性たちは韓国語や韓国生活に慣れていない状態で、妊娠・出産を迎える。いわば、彼女たちは異文化への適応と母になることへの適応とを同時に行わなければいけないのである。

女性たちが韓国生活に適応する間もなく妊娠をする理由は、夫の意図による場合が多い。結婚適齢期を超えて結婚した夫はなるべく早く子どもが生まれることを期待する。夫だけではなく、舅や姑も同様に、韓国家族側の一方的な願いが圧力となってくる。実際インフォーマントのうち15人の女性が、妊娠の圧力を感じたと語った。中には来韓して次の月から姑に「今月生理はあったの？」と聞かれ続けた女性もいる。しかし、比較的結婚年齢が若い結婚移住女性の立場からすると、妊娠を急ぐ必要はない。女性たちは、韓国語や韓国生活に慣れた後、または少しお金を稼いだ後余裕をもって妊娠したかったという。

しかしながら、妊娠に関しての主導権は夫にあり、彼女たちは妊娠を拒否することも、遅らせることも事実上難しい。なぜならば、女性たちの「避妊」は、結婚の「真実性」を疑わせる証拠としてみなされるからである。つまり、妊娠・出産は偽装結婚の疑いを解消する重要な標識であり、韓国社会や韓国家族に成員として認めてもらうための第一関門なのである。

＜表3.2＞子どもの人数と年齢

区分	出身国	結婚	子どもの人数と年齢
V-1	ベトナム	2006	長男(7歳)、長女(5歳)
V-2	〃	2008	長女(4歳)、次女(3歳)
V-3	〃	2009	長男(3歳)
V-4	〃	2010	長女(2歳)
V-5	〃	2009	長女(4歳)
V-6	〃	2010	長男(2歳)
V-7	〃	2010	長女(2歳)
V-8	〃	2009	長男(3歳)、次男(2歳)
V-9	〃	2010	長男(2歳)
P-1	フィリピン	2000	長女(12歳)、長男(9歳)
P-2	〃	2006	長男(7歳)、次男(5歳)、長女(3歳)
P-3	〃	2009	長女(3歳)、2人目を妊娠中
P-4	〃	2008	長女(5歳)
P-5	〃	2001	長男(10歳)
P-6	〃	2010	長女(2歳)
P-7	〃	2005	長男(9歳)
P-8	〃	2000	長男(13歳)、長女(10歳)
C-1	中国	2004	長女(8歳)、次女(6歳)
C-2	〃	1997	なし
C-3	〃	1996	長女(9歳)
C-4	〃	2006	長男(6歳)、次男(4歳)、三男(3歳)
M-1	モンゴル	2009	長男(3歳)
M-2	〃	2005	長女(14歳、連れ子)、長男(7歳)
M-3	〃	2006	長女(5歳)
K-1	カンボジア	2007	長女(5歳)、長男(3歳)
K-2	〃	2006	長女(7歳)、長男(5歳)、次女(3歳)
K-3	〃	2006	長女(7歳)、長男(5歳)

※年齢は2013年基準

韓国に来てまもなく妊娠した女性たちは、まだ韓国語もうまく話せず、韓国の食事にも慣れていない中で悪阻を経験することになる。それに、妊娠・出産は様々な体調の変化を呼び、時には精神的な不安定さも引き起こす。生まれ育った国ではなく、異国で妊娠・出産を迎える彼女たちの不安とストレスは想像に難くない。

本当に辛かったです。私の場合は悪阻が酷くて韓国料理は全然食べられませんでした。特にキムチはダメで、キムチの匂いだけで吐き気がしました。だけど、家族はキムチを食べなければいけないから、私は家族の食事が終わってから一人でご飯を食べました。＜M-3さん＞

今は論山にもフィリピンストアーがあるし、インターネットとかでもフィリピンの食材を簡単に買えるけど、私が長女を妊娠した時にはそれが難しかったです。…韓国料理は口に合わないから、パンとチキンばかり食べました。だからかもしれないけど、うちの長女はチキンが大好物です。＜P-1さん＞

妊娠中とても苦しくて何回も泣きました。韓国の家族はとても親切にしてくれました。でも、やっぱり母国の家族に会いたかったです。母の手料理も食べたかったです。妊娠してからホームシックがひどくなりました。帰りたくても帰れないのでとても寂しかったです。＜K-2さん＞

妊娠や出産についてあまり知識がなかったから、とても不安でした。子どもを無事に産めるのか、韓国語もあまり出来てないのでどうやって子育てすればいいのか、全部不安でした。母親になる準備が出来てなかったと思います。＜V-1さん＞

女性たちは「母親」になることへの不安と戸惑いを感じながら出産を迎える。異国での出産は大変な経験であるが、子どもの誕生は何よりも彼女たちを幸せにする。実際、結婚移住女性にとって出産は大きい意味をもつ。結婚の「真実性」を証明することだけではなく、異国において血縁で結ばれた子どもの存在は、韓国生活での苦難を乗り越える力になるし、韓国社会や家族への帰属感も強くなる。インフォーマントの女性たちは子どもの誕生を、祝福、幸せ、喜び、生きる力、生きる理由などの言葉で表現する。家庭内においての地位向上も肌で感じられる。特に男の子を出産し、後継の出産という義務を果たした場合一層そうである。しかしながら、妊娠と出産は女性たちの社会的な適応を遅らせる原因にもなる。子育てに専念しなければいけないので韓国語学習はもちろん、就職も社会活動もしばらくできなくなり、結果的に家庭の枠から出られず、継続して夫に依存せざるをえない状況に置かれるのである。

子どもが生まれた日のことは一生忘れることはできません。私の場合子どもを産む際に出血が多くて危なかったです。輸血を何回もやりました。大変だったけど、とても嬉しかったです。息子は私の命です。私が韓国に来た理由で、生きる理由です。＜P-5さん＞

子どもが生まれた時が一番幸せでした。お義母さんも喜んで、夫も喜んでくれました。私もあまりにも嬉しくて涙が出ました。…… ベトナムから母も来ました。最初お義母さんはベトナムから母が来ることに反対したのですが、夫が説得してくれました。うれしかったです。＜V-3さん＞

痛かったけど嬉しかったです。夫も私も泣きました。…… 娘は私の分身ですね。夫は娘を望んでいたからとても喜んでくれました。娘は夫にそっくりです。だけど、お義母さんはやっぱり男の子がよかったみたいです。＜V-7さん＞

子どもが生まれる前まで家族の中で私一人だけが異邦人に感じたんですが、子どもが生まれてからはそんな気持ちはなくなりました。子どものことでやらなければいけないことが増えましたが、心強いです。＜V-8さん＞

妊娠5ヶ月ごろから超音波検査で子どもの性別を聞いたんです。先生が「何も見えない」とおっしゃったので、家族全員女の子だと思っていました。しかし、8ヶ月ごろ超音波検査で息子だと知りました。お義父さんとお義母さんがとても喜んでので、私もうれしかったです。＜V-9さん＞

子どもが生まれたことは当然母親としての役割も増えたことを意味する。韓国は日本と同様に、育児が主として母親の役割と位置付けられている社会である。日々の子どもの世話や子育てに伴う様々な雑事、またしつけや教育に至るまで母親が主な担い手である。母親としての責任感と負担感は結婚移住女性を悩ませる。しかし、これらは単に結婚移住女性だけに限ったことではない。はじめて母親になるすべての女性が様々な不安と悩みを抱えることになる。だが、結婚移住女性ならではの不安と悩みも見られる。それは、自分のせいで子どもが何らかの不利益を受けるのではないかという不安である。女性たちが感じる不安は子どもの年齢によって少し異なるが、乳幼児の子どもを育てる母親たちは自分のせいで子どもの言語発達が遅れるのではないかという不安が最も多く見られる。実際韓国ではしばしば「韓国語が下手な母親のせいで多文化家族の子どもたちの言語発達が遅れる」という言説が広がっており、それが彼女たちを不安にさせる。また、子どもが学齢期を迎える時期になると、いじめに対する不安が増してくる。特にフィリピン人の母親は、肌が黒いことがイジメの対象になるのではないかと心配する場合が多い。そして、子どもの

学年が上がるにつれて最も彼女たちを困らせることは、自分が外国人であるために十分に「母親の仕事」をこなせないことである。たとえば、宿題や教科書の予習・復習の指導ができない自分に挫折感を感じるのである。

私のせいで子どもの言語発達が遅れるのではないかと心配です。夫からも韓国語で話しかけるように言われました。でも、私は韓国人じゃないから韓国語だけで子育てすることはできません。できるだけ韓国語を使おうと思ってはいますが、限界があります。＜V-7さん＞

私が韓国語を一生懸命に勉強する理由は息子のためです。私のせいで息子の言語発達が遅れると嫌だから。息子を1歳から保育園に預けたこともその理由のひとつです。やっぱり私と二人でずっといるより、保育園に預けたほうが言語発達に良いと思ったからです。……今のところ、息子の言語発達に問題はないですが、それでも不安です。＜M-1さん＞

長男が小学校に入学した際に一番心配したのがイジメの問題です。うちの子は肌の色が黒いほうなので気になりました。テレビで外国人労働者の子供たちが学校でいじめられることを見たことがあって、うちの子供も心配になりました。……実際にいじめはなかったです。小学校の子供たちはみんな純粋です。肌の色で差別しないです。もしかしたら先入観を持っているのは、その親たちかもしれません。＜P-8さん＞

子供たちにはいつも申し訳ない気持ちです。韓国人の母親のようになれないことが気になります。周りの韓国人の母親たちをみると、子供が一歳になる前から知能発達のために色々やっているんです。絵本もいっぱい読んであげるし、ハングルの先生や英語の先生を家に呼んで指導してもらっているみたいです。でも、うちはそんな経済力もないし、私は朝鮮族だけど漢族の学校を通ったため韓国語が得意じゃないから学習指導もできません。子供たちはいずれ他の韓国人家庭の子供たちと競争しなければいけないじゃないですか。それを考えると本当に申し訳ないです。＜C-4さん＞

娘が中学校2年生で、息子が小学校1年生ですが、息子の宿題は何とかチェックできるけど、娘のことは全然できません。娘のほうが私より韓国語もペラペラだし、理解力も高いので、私のほうが色々と娘に聞いています。やっぱり母親としての威厳を保つことがどんどん難しくなっています。＜M-2さん＞

彼女たちの語りのように、結婚移住女性たちは韓国人母と違って結婚移住女性ならではの悩みをもっている。多文化家族の子どもというレッテルの意味をだれよりも知っているからこそ、自分の子供が不利益を被るのではないかと不安を感じるのである。しかしながら、P-8さんが語るように、多文化家族の子どもにレッテルを貼るのは大人たちであって決して子供たちではない。実際、インフォーマントの子供の中でいじめにあった子は一人もいないという。だが、他の保護者の冷たい視線を感じたことがあると語った女性は多数あったのである。

「母親の仕事」を完全こなせないことに惨めな気持ちを抱えながらも女性たちは共通して子どもの教育に高い関心を見せる。彼女たちは母国で経済的な理由で教育機会を与えてもらえなかったケースが多く、子どもには十分な教育を受けさせたい願望を持っているのである。子どもを持つ26人の女性全員が、子どもを大学まで行かせたいと語ったが、その中には具体的なプランまで考えている女性も少なくなかった。韓国の大学の学費が高いことを知っている女性たちは、学費が安い母国の大学も視野に入れているのである。そのために子どもたちに母語を教えたいと思う女性も多い。子どもの言語発達を恐れて韓国語だけで子育てしている女性たちも、いずれ自分の母語を教えたいと語った。

多くの女性たちは自分の子どもが韓国と母親の母国を往来しながら、グローバルな人として成長することを期待している。子どもたちにも自分が「外国人」であることを隠すより、あえてアピールし、二つの国の資源を利用できることをポジティブに思うように言い聞かせるのである。

しかし、実際に子どもたちは「外国人の母」をどう思っているかは確かではない。インフォーマントの子どもたちのほとんどはまだ乳幼児や小学生であり、「ママ大好きの子」がほとんどである。



＜写真3.3＞胎教音楽会に参加している女性たち
(2011年筆者撮影)

子どもとの葛藤を抱えている女性は一人もおらず、みんな子どもと円満な関係を維持している。これから子どもたちが成長していくにつれて親子関係に何らかの変化が生じる可能性もあるが、その点についてはこれからの追跡研究が必要であると思われる。

4. 小結

本章では、結婚移住女性及び韓国人男性が国際結婚を選択した背景と動機について考察した上で、家庭における結婚移住女性の日常世界を明らかにした。

一節では、結婚移住女性と韓国人男性の結婚動機について考察したが、その結果、二人は正反対な結婚動機をもって国際結婚を選択していることが把握できた。結婚移住女性の場合は、自分の人生をより良い方向に転換させたいという望みをもって国境を越えた進取的な「現代的な女性」であった。一方で、韓国人男性は韓国人女性との結婚を諦めて最後の策として国際結婚を選んでいて、彼らが求める妻は、再生産労働に従事し、家族のために犠牲を払う「伝統的な女性」であったのだ。つまり、結婚移住女性たちは移住を通して「現代の先進国女性の生き方」を実現しようとした反面、韓国人男性は外国人女性を受け入れることで「伝統的な家族」を維持しようとしたのである。

第二節では、結婚移住女性が直面する困難について記述した。彼女たちが経験する困難は、コミュニケーションの問題や文化の違いによる戸惑いなど多様であったが、その中でも一番彼女たちを苦しめるのは、家父長的な家族文化であった。韓国は儒教の影響で今でも家父長的な家族文化が残存しているが、特にインフォーマント女性たちが暮らす農村地域は一層そうである。それに、第一節でも確認したように、アジア出身外国人と結婚する韓国人男性の中では家父長的な思考を持っている人が多い。当然比較的に男女平等な社会で生まれ育った結婚移住女性たちは、女性の服従と犠牲を強要するこうした家族文化に反感を持つのである。

三節では、結婚移住女性たちが家族とどのような関係を保っているかについて明らかにした。まず、結婚移住女性と葛藤が生じやすいのは姑であった。嫁姑トラブルの原因を簡略にまとめると、「嫁を信頼せず権限を与えない姑」と「信頼され権限を確保したい嫁」のせめぎあいである。姑は外国からきた若い嫁をあらゆる面で不安に思い、子どもをしつけるようにいちいち干渉し、教えようとする。姑の干渉は食事のメニューを決めるなどのささやかなことから子どもを何人産むかの家族計画まで広範囲に渡っている。しかし、嫁にとってみればこうした姑の行動は越権行為に思われるのである。彼女たちは一人の大人として、妻として、母としての権限を確保し、自律的に行動したいという望みをもっている

のである。姑との関係と比べると夫との関係は比較的に円満に見える。しかし、見過ごしてはいけないのは夫婦の間に多文化家族ならではの権力関係が成立していることである。実際、結婚移住女性はあらゆる面で夫に頼らざるを得ない状況に置かれている。夫の協力なしには在留期間の更新も、永住権や帰化もできない。こうして圧倒的に多くの情報や資源をもっている夫は自分が結婚にあたって抱いていた思惑通りに妻に「伝統的女性としての役割」を求める。もし、妻がそれを受け入れない場合は、妻の外出や電話を禁じたり、在留期間の更新や帰化申請に協力してくれなかったり、経済的に圧力をかけたり、暴言や暴力を振ったりする形で妻に圧力をかけるのである。しかし、夫にDVされたことがある2人の女性を除けば、インフォーマント女性たちは夫と円満な関係を維持しているように思われた。また、子どもとの関係も特に問題はなかった。彼女たちにとって子どもは、結婚の「真実性」を証明する証拠としてだけではなく、生きる力、生きる理由そのものであった。女性たちは「良い母」になろうと一生懸命に努力していたが、彼女たちならではの悩みも見られた。それは自分のせいで子どもの言語発達が遅れるのではないか、またはいじめの対象になるのではないかという不安であった。しかし、実際にそうなった例は見られなかった。母親との関係においても「ママ大好き」の子がほとんどで、今のところ大きな葛藤は見られなかった。まだインフォーマント女性の子どものほとんどが乳幼児や小学生であるため、思春期以降に何らかの変化が生じる可能性もあるが、その点についてはこれからの追跡研究が必要であろう。

第4章「多文化家族支援センター」で学ぶ結婚移住女性

第3章では、結婚移住女性と韓国入夫がお互いに異なる期待を持って国際結婚をしたことを確認した。そして、結婚移住女性たちの家庭における日常世界を記述した。本章では結婚移住女性の適応教育機関である「多文化家族支援センター」を取り上げる。なぜならば、多文化家族支援センターは、女性たちにとって家庭以外の「居場所」であるだけでなく、多文化家族支援法に基づいて多文化家族、特に結婚移住女性に対する再社会化教育が実際に行われる場所でもあるからである。ここでどのような教育がいかに行われるかを考察することで、韓国社会が結婚移住女性たちに何を期待しているのか、それを女性たちにどのように教え、内面化させていくのかを明らかにすることができると思われる。

1. 全国の「多文化家族支援センター」

前述したように、2006年以降、多文化家族を支援するための多文化家族支援センターが全国的に拡大されてきた。多文化家族支援センターは、元々は2006年に「結婚移民者家族支援センター」という名称でスタートしたが、2008年に多文化家族支援法が制定されてから「多文化家族支援センター」へとその名称が変更された。その増加ぶりを見ると、2006年には21ヶ所、2007年には38ヶ所、2008年には80ヶ所、2009年には100ヶ所、2010年には159ヶ所、2011年と2012年には200ヶ所、2013年には211ヶ所まで増えている。

つまり、＜表4.1＞から見ると、全国の17つの圏域⁴⁰にわたって「多文化家族支援センター」が設置されている。

＜表4.1＞全国の多文化家族支援センターの数

地域	計	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿道	江原道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尚北道	慶尚南道	済州島	世宗
数	211	24	9	7	9	4	5	5	30	14	12	14	14	20	23	18	2	1

出所：女性家族部（2014）『2013年多文化家族支援事業結果報告書』

多文化家族支援センターは、すべて国費及び地方費で運営されている。支援センターは

⁴⁰韓国は行政区域を1特別市（ソウル）、1特別自治市（世宗）、6広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山）、8道（京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道）、1特別自治道（済州）に区分している。そして、特別市・広域市の下には区・郡が、道の下には市・郡が置かれている。

年間の利用者の数や事業規模によってA型とB型に分かれており、中央政府から支給される予算も異なる。A型の一年間の予算は1億6千900万ウォンで、B型は1億4千万ウォンである⁴¹。そして、全国の多文化家族支援センターのうちA型が57カ所であり、B型が154カ所である

＜図4.1＞は、多文化家族支援事業の推進体系を表しているが、女性家族部⁴²、市・道(広域団体)、市・郡・区(地方自治団体)、中央管理機関、拠点センター⁴³、多文化家族支援センターが連携された構造である。それぞれの役割について見てみると、第一に、女性家族部は多文化家族関連事業を総括する部署として、多文化家族支援センターの事業予算や運営指針、管理や評価までを総括する。第二に、市・道の広域団体は、地域協議体を構成・運営し、拠点センターや多文化家族支援センターを指定する。そして、管轄の市・郡・区の事業需要や地域特性を把握し、予算を支援する。第三に、市・郡・区では、市・道から権限を委任された場合、多文化家族支援センターを指定し、指導・管理する。また、多文化家族支援センターの予算を支援・監督し、地域内関連ネットワーク構築を支援する。第四に、女性家族部から事業管理を委託された中央管理機関(全国多文化家族事業支援団)は、プログラム及び業務マニュアルを開発し、全国の多文化家族支援センターに普及させる。それに加え、全国の多文化家族支援センターの職員及び講師の教育、支援センターの実績の評価などを担当する。第五に、拠点センターは、管轄地域内にある多文化家族支援センターをまとめる役割をする。管轄地域内の多文化家族支援センター間のネットワーク構築、中央機関と管轄内の支援センター間を繋ぐ役割をする。そして、管轄地域内支援センターの訪問教育指導士⁴⁴の教育を担当する。最後に、各々の多文化家族支援センターは、出入国管理局、保健所、学校、教育庁などの機関と連携し、多文化家族に必要な支援を行う。

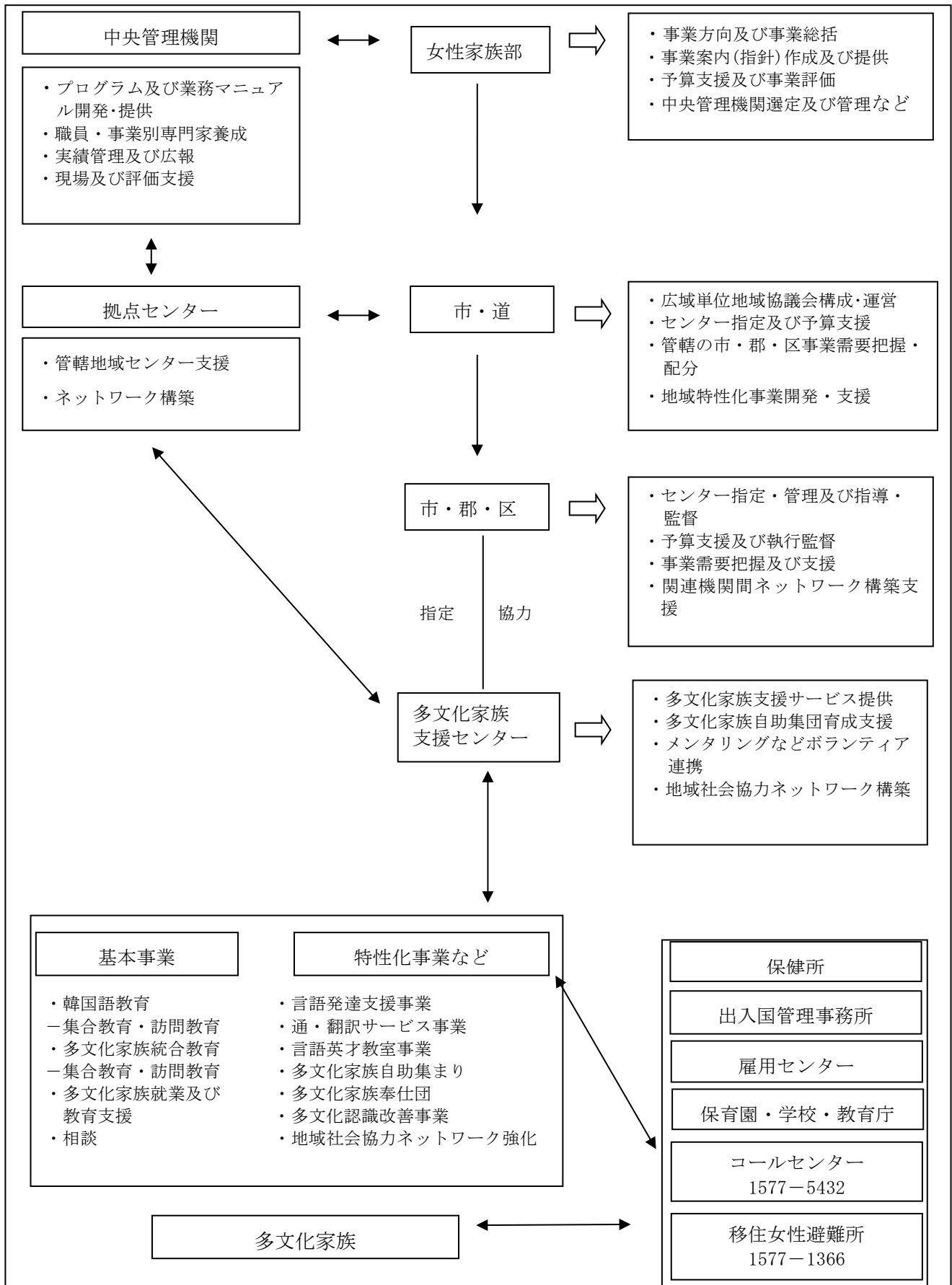
⁴¹中央政府から支給される予算以外に自治体からも一部の予算が別途支給される。

⁴²大韓民国の国家行政機関である。この部署では主に女性政策の企画・総合、女性の権益増進などの地位向上、家族と多文化家族政策の樹立・調整・支援、健康家庭事業のための児童業務及び青少年の育成・福祉・保護に関する事務を遂行する。

⁴³拠点センターとは管轄地域の代表センターのことを指す。世宗市を除いて圏域別に16カ所の拠点センターが指定されている。世宗市は忠清南道の拠点センターで管理している。

⁴⁴訪問教育指導士とは多文化家族の家を訪問し、韓国語教育、出産及び育児などの教育、多文化家族の子どもの学習支援などを行う人の事を指す。

＜図 4.1＞多文化家族支援センター事業推進図



出所：女性家族部（2013）『2013年多文化家族支援事業結果報告書』

多文化家族支援センターは、市・郡・区の自治体が直接運営する場合もあれば、他の機関に委託する場合もある。＜表 4.2＞は、委託機関別の状況を表しているが、非営利法人が 169 カ所(79.6%)で最も多く、地方自治体直営が 22 カ所(10.4%)、非営利民間団体が 16 カ所(7.6%)、その他が 4 カ所(2.4%)である。つまり、全国の多文化家族支援センターの多くは非営利法人によって運営されている。

＜表4.2＞多文化家族支援センターの委託機関

区分	合計	非営利法人					非営利 民間 団体	自治体 直営	その他
		社会福 祉法人	学校 法人	財団 法人	社団 法人	特殊 法人			
数	211	57	49	20	41	1	16	22	4
		169							
比率	100	27.0	23.2	9.5	19.4	0.5	7.6	10.4	2.4
		79.6							

出所：女性家族部（2013）『2013 年多文化家族支援事業結果報告書』

以下では、女性家族部の『2013 年多文化家族支援事業結果報告書』を参照しながら支援センターの支援プログラムを把握する。まず、支援センターの運営目的は以下の通りである。

- ・多文化家族の安定的な韓国社会定着及び多文化家族の特性を考慮したオーダーメイド型支援をすることで、多文化家族の健康で建設的な自立を図る。
- ・家族教育、多文化理解教育、相談など総合的で体系的なサービスを提供することで、多文化家族の家族機能強化を図る。
- ・就職連携及び教育支援をすることで、多文化家族の経済的自立を図る。
- ・多文化家族及び非多文化家族の多文化感受性向上と多文化認識改善を図る。
- ・地域における多文化家族事業のハブ機能。

こうした運営目的に合わせて支援事業が行われるが、支援事業は大きく①基本事業、②広報などの運営、③特性化事業の 3 つに分類されている。＜表 4.3＞で示すように、基本事業には、韓国語教育(集合・訪問教育)、統合教育(集合・訪問教育)、就職連携及び教育支援、相談などが含まれている。広報などの運営には、多文化家族自助グループ支援、多文化家族のボランティア活動支援、多文化認識改善及び地域社会広報、地域社会協力ネットワーク強化事業などが入っている。そして、特性化事業には、多文化家族子女言語発達

支援事業⁴⁵、結婚移民者通・翻訳サービス事業、言語英才教室事業⁴⁶などが含まれている。

＜表4.3＞多文化家族支援センターの支援事業の内容

事業区分	事業領域
基本事業	・韓国語教育（集合教育、訪問教育） ・統合教育（集合教育、訪問教育） ・就職連携及び教育支援 ・相談
広報などの運営	・多文化家族自助グループ支援 ・多文化家族ボランティア活動支援 ・多文化認識改善及び地域社会広報 ・地域社会ネットワーク強化
特性化事業	・多文化家族子女言語発達支援事業 ・結婚移民者通・翻訳サービス事業 ・言語英才教室事業

出所：女性家族部（2013）『2013 年多文化家族支援事業結果報告書』

2013 年における全国の多文化家族支援センターの利用者の現況は＜表 4.4＞で示しているように、一年間の延べ人数は 1,678,886 人であり、平均の延べ人数は、7,957 人である。年度別の推移を見ると、次第に延べ人数は増加していることが分かる。

＜表4.4＞年度別多文化家族支援センターの利用者数

区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
センターの数	38	80	100	159	200	200	211
延べ人員数	277,926	615,802	734,131	1,234,670	1,621,243	1,656,333	1,678,886
平均 延べ人員数	7,313	7,697	7,341	7,765	8,106	8,282	7,957

出所：女性家族部（2013）『2013 年多文化家族支援事業結果報告書』

多文化家族支援センターの支援事業は、韓国語教育、多文化家族統合教育、就業連携及び教育、相談といった基本事業が中心である。以下では、多文化家族支援センターの支援事業のうち、基本事業を中心に詳しく見ていくことにする。

⁴⁵満 12 才以下の言語発達が遅れると判断される多文化家族の子どもを対象に言語発達状態を評価し適切な教育を実施する事業である。

⁴⁶母親の母語を多文化家族の子どもに学ばせる事業である。具体的には 1 つの支援センターで 6 言語（中国語、ベトナム語、日本語、ロシア語、モンゴル語、カンボジア語）の中 1 つの言語を選び、多文化家族の子ども（満 3 歳～小学校）に教える事業である。

まず、韓国語教育は、結婚移住女性やその家族が支援センターを訪れて教育を受ける形態の「韓国語集合教育⁴⁷⁾」と、反対に韓国語訪問指導士が結婚移住女性の家を訪れて行うマンツーマン形式の「韓国語訪問教育」がある。韓国語集合教育は、月曜日から金曜日まで週 5 回、2 時間ずつ行われる。クラスはレベルによって 1 段階から 4 段階に分けられる。そのほかに韓国語能力試験準備クラスのような、特別クラスが運営されることもある。集合教育を担当する講師は韓国語教育を専門とした者や韓国語教員 3 級以上の所持者である。つまり、韓国語教育の専門家が教育を担当する。教材は、韓国の国立国語院で発刊した『結婚移民者と一緒に行う韓国語』1～6 である。ほかに、童謡や絵本、単語カードなどの副教材を活用すること多い。一方で訪問教育は、妊娠や出産、家族の反対、アクセスの難しさなどから支援センターの韓国語集合教育に参加できない結婚移住女性やその連れ子のための制度である。訪問教育を受けられるのは、入国 5 年未満の結婚移民者と結婚移民者の 18 歳以下の連れ子である。週 2 回 2 時間ずつ、韓国語訪問指導士が学習者の家を訪れてマンツーマン形式の授業を実施する。この教育が受けられる期間は 10 カ月である。教材は韓国語集合教育と同様の『結婚移民者と一緒に行う韓国語』1～6 である。

＜表4.5＞韓国語教育の内容

韓国語教育		内容
集合教育	1段階	基礎的な単語及び文章、簡単な表現
	2段階	基礎的な単語及び文章、多様な表現
	3段階	標準語教育や日常的意思疎通が可能なレベルの教育
	4段階	具体的で幅広い意思疎通が可能な水準の教育
	特別クラス	韓国語能力試験準備クラス、教材研究クラスなど
訪問教育	1～4段階	集合教育と同じ内容を個別・少人数グループに指導

出所：女性家族部（2013）『2013 年多文化家族支援事業結果報告書』から再構成。

つぎは、「多文化家族統合教育」について述べる。多文化家族統合教育とは、結婚移住女性だけではなくその夫や舅姑、子どもなど、いわば多文化家族の構成員に必要とされる教育を行うことである。韓国語教育と同様に「集合教育」と「訪問教育」があるが、集合教育のプログラムは＜表 4.6＞で示すように、夫婦関係に関するもの、子どもや養育に関するもの、多文化理解に関するものなど多様である。しかし、これらのプログラムは定期的なものではない。センター長が判断して＜表 4.6＞のようなプログラムを不定期的に行う。

⁴⁷⁾分かりやすく言えば、日本の「日本語教室」のようなものである。

一方、訪問教育形式である「親教育サービス」と「子女生活サービス」は、韓国語訪問教育と同様に定期的に行われる。「親教育サービス」とは言語や文化の差で子供の養育に難しさを感じている結婚移民者へ生涯周期別（妊娠期・新生児期・幼児期・児童期）に、親の役割、栄養・健康管理などの教育サービスを提供することである。女性たちは週2回2時間、5ヶ月間の教育を周期別に3回受けることができる。また、「子女生活サービス」とは、集合教育の参加が難しい地域に居住したり、学習意欲がなく、自我・情緒・社会性の発達に難しさを感じている3歳から12歳の多文化家族の子女へ学習支援サービスを提供することである。このサービスは、週2回2時間、10ヶ月間受けることができる。

＜表 4.6＞多文化家族統合教育の内容

多文化家族統合教育		内容
集合教育	家族教育	① 家族意思疎通プログラム ② 結婚と家族の理解 ③ 家族関係向上プログラム ④ 家族の意味と役割などのほか
	配偶者・夫婦教育	① 配偶者教育プログラム ② 配偶者理解プログラム ③ 夫婦関係向上プログラム ④ 予備 ⁴⁸ ・配偶者教育プログラムなどのほか
	親子教育	① お父さん教育 ② 親－子関係及びプライド向上プログラム ③ 子女教育プログラム ④ 親の役割プログラム ⑤ 子女健康指導 ⑥ 子女生活指導
	多文化理解教育	① 多文化理解及び認識教育 ② 法律と人権教育 ③ 韓国社会適応教育 ④ 消費者、経済教育な
訪問教育	親教育サービス	① 子女養育支援のための親教育（親の役割、親－子関係形成、栄養・健康管理、学校・家庭生活指導） ② 家族相談及び情緒支援サービス ③ その他の韓国生活に必要な情報提供
	子女生活サービス	① 認知領域：読書指導、宿題指導、発表討論指導 ② 自我・情緒・社会領域：自我・情緒・社会性発達指導 ③ 文化力量強化領域：文化認識、アイデンティティ確立、共同体認識指導 ④ 市民教育領域：基本生活習慣、健康及び安全、家庭生活、進路指導

出所：女性家族部（2013）『2013年多文化家族支援事業結果報告書』。

⁴⁸まだ国際結婚をしていないが、これから国際結婚をしようと考えている者を予備配偶者と呼ぶ。

つぎに、就職連携及び教育支援について説明する。2 章で述べたように多文化家族の世帯所得は韓国の平均を下回っており、多くの多文化家族は低所得層である。しかも、結婚移住女性の多くは出身国の家族への仕送りを望むため、可能な限り就職しようとする。そのため、多文化家族支援センターでは結婚移住女性の就職に必要なスキルや資格を取るための教育を実施するほか、求職登録の手伝い、地元の中小企業と連携し、結婚移住女性の就職をサポートする。＜表 4.7＞は、多文化家族就業連携及び教育支援についての内容である。

＜表4.7＞就業連携及び就業教育の内容

就業連携及び教育支援	内容
就業基礎教育	パソコン教育、職場礼儀・イメージメイキング、地域内就業機関見学など地域の特性と対象者の力量に適切な職業教育実施
就業先連携	結婚移民者及び 20 才以上多文化家族子女の就業先発掘及び管理
ワークネット連携	雇用安定情報網(work-net)センター別設置及び結婚移民者・20 才以上多文化家族子女求職登録

出所：女性家族部（2013）『2013 年多文化家族支援事業結果報告書』。

最後に、相談について述べる。相談は結婚移住女性だけではなく、多文化家族構成員であれば誰でも受けることができる。相談は基本的に支援センターのセンター長が行う。相談内容は、夫婦問題、親子問題、子どもに関する問題、嫁姑問題、性問題、経済問題、法律問題、就業問題、精神的な問題など様々である。相談は支援センター内で行われる場合もあれば、多文化家族の家や職場、カフェなど、相談者に応じて対応する。相談後、専門家や専門機関の力が必要とされる場合は、専門家や専門機関と連携し解決策を模索する。

＜表4.8＞相談支援の内容

相談	内容
個人/家族/その他	①夫婦問題、親子問題、子どもに関する問題、嫁姑問題、性問題、経済問題、法律問題、就業問題、心理治療及び専門機関連携など ②事例管理、心理検査、外部相談機関連携、情報提供

出所：女性家族部（2013）『2013 年多文化家族支援事業結果報告書』。

以上のように、全国が多文化家族支援センターでは、基本事業である韓国語教育、多文化家族統合教育、就業連携及び教育、相談といった支援事業を中心に、多文化家族及び結婚移住女性に必要とされる支援を総合的かつ体系的に行っている。

2. 論山市多文化家族支援センターの概要

2.1 論山市に多文化家族支援センターができるまでの道のり

前節では全国における「多文化家族支援センター」の現況と支援内容について述べた。本節では筆者の研究地域に設置されている「論山市多文化家族新センター」について説明する。既に述べたように忠清南道は8つの市と7つの郡で構成されているが、それぞれの地域に多文化家族支援センターが設置されている。その中で論山市に多文化家族支援センターが設置されたのは2009年7月である。それまでは、論山市に多文化家族を支援するための政府レベルの機関は存在しなかった。筆者が論山市を初めて訪れたのが2008年1月であったが、当時は宗教団体や女性団体、NGOなどで韓国語や韓国文化教育が散発的に行われていた。そのような状況の中で、比較的に体系的な支援事業を行っていたのが「論山市移住女性支援センター」であった。この支援センターはボランティアによって運営されるNGO団体であったが、後に論山市の委託をうけて「論山市多文化家族支援センター」となるので、論山市多文化家族支援センターの前身とも言える。そのため、論山市多文化家族支援センターについて説明する前に、論山市移住女性支援センターについて少し触れたい。

論山市移住女性支援センターは、2006年3月に具玉蘭氏(ク・オクラン, 1957年生まれ)によって開設された。場所は論山市内の中心部に位置する具玉蘭氏の自宅であった。自宅の一階をリフォームして支援センターとして利用していたのである。具玉蘭氏が支援センターを始めた理由は以下の通りである。具玉蘭氏はクリスチャンで、それまで通っていた



<写真 4.1>テレビに「移住女性のビックママ」として紹介された具玉蘭氏
(2008年5月25日 KBS 大田放送)

教会で外国人支援をしており、具玉蘭氏もその支援に携わっていた。しかし、教会が大田市に移転することになったため、それまでやっていた外国人支援が出来なくなってしまったのである。ところが、教会がなくなってからも様々なトラブルを抱えている外国人から助けてほしいとの連絡が絶えなかった。たとえば、働いている会社から給料をもらえなかった外国人労働者や家庭内

暴力に苦しむ結婚移住女性、また、外国人労働者を雇う側の人や結婚移住女性の夫も何らかのトラブルが発生すると、助けを求めて具玉蘭氏を訪ねてきた。つまり、外国人に関す

る窓口の役割を具玉蘭氏が担うようになったのである。このような状況で、具玉蘭氏はクリスチャンであることもあって、「外国人を助けることは神様が私に与えた役割」だと信じて、2006年に自宅の一階で論山市移住女性支援センターをスタートさせたのである。支援対象を結婚移住女性に絞った理由は、2006年当時は、国際結婚が爆発的に増加した時期でもあり、結婚移住女性の支援が急務であると思ったからであった。しかしながら、外国人労働者への支援を中断したわけではなかった。具玉蘭氏は、外国人労働者たちに何かトラブルが発生するとすぐに駆けつけていた⁴⁹。つまり、論山市において外国人労働者や結婚移住女性について誰よりも詳しい人が具玉蘭氏だったのである。

当時、具玉蘭氏が運営する論山市移住女性支援センターでは、結婚移住女性たちに韓国語・韓国文化教育、パソコン教育を実施していた。運営費が論山市から出なかったため、具玉蘭氏は自分の人脈やあらゆる資源を動員してセンターを運営していた。彼女の夫が地元の小学校の教師であったことも大きな資源となった。例えば、韓国語教育を担当する先生も退職した元小学校教師



＜写真4.2＞論山市移住女性センターの風景
「女性たちが子どもを抱えて韓国語勉強をしている。」
(2008年筆者撮影)

で、彼の知人であった。また、パソコン教育で使われるパソコンも小学校で廃棄処分予定のものを直して使っていたのである。こうして、具玉蘭氏によって運営されていた論山市移住女性支援センターは、2009年論山市の委託を受けて政府機関としての論山市多文化家族支援センターとなり、具玉蘭氏がセンター長となった。それまでの活動が評価されたといえよう。

2.2 多文化家族支援センターとなったことで起きた変化

それでは、ボランティアによって運営されていた民間の支援センターが政府機関として生まれ変わった後、どのような変化が起きたのだろうか。第一に、著しく変化したのが、実施されるプログラムが多様化したことである。以前は韓国語教育と韓国料理、パソコン教育が主な教育支援プログラムだったが、多文化家族支援センターとなってからは、結婚

⁴⁹たとえば、2008年1月、筆者が論山で調査を行っていたところ、ある外国人労働者が道で事故死した。その人は財布を所持していなかったため身元の確認ができなかった。警察から具玉蘭氏に電話がかかってきて、結局具玉蘭氏が外国人労働者のネットワークを利用して、その人の身元を確認することができた。

移住女性に対する教育プログラムだけではなく、夫や子どもまでも視野に入れた多様なプログラムが実施されるようになった。また、教育支援のみならず、就職のサポート、相談、地域住民との交流など総合的で体系的なサポートが可能になったのである。第二に、当然ながら、支援プログラムが増えると、それを管理するスタッフや教育担当者も必要である。以前は具玉蘭氏と何人かのボランティアによって運営されていたが、多文化家族支援センターとなった後、2013年時点で、センター長1人、事務職4人、通・翻訳担当者1人、訪問教育指導者16人、言語英才教育担当者1人、言語発達担当者1人、合計24人が論山市多文化家族支援センターに所属していた。第三に、多文化家族支援センターができたことによって、多文化家族支援に関する施策の実行機関が一元化できた。以前は多文化家族に対する支援が、宗教団体やNGO、婦人会などでそれぞれ行われることが多く、多文化家族に混乱を招いていた。しかし、政府機関である支援センターが設置されることによって、多文化家族に関する確実な窓口が出来上がったのである。第四に、以前と比べて保育園や学校、教育庁、警察署などの他の機関と緊密に連携することができるようになった。多文化家族支援センターが政府機関であることから正式に公文書を送り、協力を求めることができるようになったのである。

このように政府機関として生まれ変わったことによって以前と比べてより体系的な支援が可能となったが、その一方で、以前と比べて運営する側も支援を受ける側も「自律性」が低くなった。以前は、より自由な雰囲気で、結婚移住女性とコミュニケーションを取りながら教育内容や進み方を決めていた。また、授業が終わってから一緒に料理を作ったり食べたり、お菓子を食べながらお喋りをしたりしていた。また、支援センターを運営する具玉蘭氏の方も評価や実績を気にすることなく、比較的柔軟な運営をしていた。しかし、多文化家族支援センターとなってからは、政府機関の指針に則って運営しなければならなくなった。つまり、全国の多文化家族支援センターで共通的に行われる教育や支援を一律的に行うこととなったのである。

以上のことをまとめると、政府機関である多文化家族支援センターが設置されたことによって、多文化家族により体系的で総合的なサポートが可能となったが、他方では、よりフレンドリーで自由な雰囲気だった空間が、より事務的で固い教育空間、政府の意図や目標を実践する空間として変貌したのである。

3. 教育の実態

すでに述べたように、多文化家族支援センターは、結婚移住女性に対する教育や支援を

担当する唯一の政府機関である。また、結婚初期の結婚移住女性にとっては、家庭以外の唯一の「居場所」であり、家族を除いて一番先に、かつ持続的に会う韓国人も支援センターのスタッフや講師たちである。いわば、支援センターのスタッフや先生たちは、結婚移住女性たちにとって「重要な他者」であるといえる。したがって、ここでは家庭以外の代表的な居場所である多文化家族支援センターで実際どのような教育がいかに行われているかを見ていきたい。

3.1 韓国語教育

前述したように、多文化家族支援センターの中心的な支援プログラムは韓国語教育である。＜表 4.9＞は、論山市多文化家族支援センターの 2011 年 3 月当時のプログラム内容であるが、韓国語教育が充実していることが確認できる。プログラムが実施される時間は午前 10 時～12 時、午後 1 時～3 時で、韓国料理実習以外には全て韓国語教育プログラムである。韓国語上級クラスがないのは、結婚移住女性たちは日常生活が可能な中級以上のレベルに達すると就職するケースが多く、上級クラスに参加する女性がいなかったためであるという。

＜表 4.9＞論山市多文化家族支援センターのプログラム

時間	月	火	水	木	金
10:00～12:00	韓国語初級 1 韓国語初級 2 韓国語入門	韓国語初級 1 韓国語中級	韓国語初級 1 韓国語初級 2 韓国語入門	韓国語初級 1 韓国語中級	韓国料理実習
13:00～15:00	韓国語能力試験準備クラス	韓国語初級 2 韓国語会話	韓国語能力試験準備クラス	韓国語初級 2 韓国語会話	韓国語能力試験準備クラス
		韓国語能力試験準備クラス		韓国語能力試験準備クラス	

出所：論山市多文化家族支援センターホームページ

センターのプログラムは韓国語教育を中心に行っているが、毎月少し変更される。パソコン教育クラスや運転免許筆記試験準備クラス、就業準備クラスなどが設けられたりもするが、これらは短期間の特別なクラスで、一年を通じて実施されるのは韓国語と韓国料理教育である。韓国語教育にはひとつのクラスに 10 人から 20 人ぐらいが集まる。農村地域であるため農繁期には欠席する人が多くなる。女性たちの出身国はベトナム、フィリピン、

カンボジア、モンゴル、中国など多様であるが、ベトナム出身女性の割合が多い。子どもを連れてくる女性も多く、女性たちが勉強する間、センターのスタッフが子どもの世話をする。教育を担当する講師は韓国語教育専攻者及び韓国語教員免許所持者である。講師の採用は書類審査と面接審査で決められるが、講師の決定権はセンター長に委ねられている。講師の採用期間は1年で、1年ごとに再契約を行う必要がある。論山市多文化家族支援センターでは4人の韓国語講師が集合韓国語教育を担当している。一方で、同支援センター



＜写真4.3＞韓国語教育の風景（2013年筆者撮影）

では、2011年8月から「韓国語訪問教育」も実施されている。2011年8月から2013年までの2年半の間109人の女性が韓国語訪問教育を受けている。訪問教育の流れは、まず訪問教育を希望する学習者が支援センターに申請書を提出すると、その中から集合教育の参加が難しいと判断される学習者が選別される。そして、選ばれた学習者の家に

指導士と呼ばれる講師が派遣される形である。一人の指導士は4人～6人の学習者を担当することができるが、同支援センターには8人の韓国語指導士が活動している。指導士と学習者の組み合わせは、支援センターの訪問教育担当スタッフが行うので、指導士が学習者を選択することも、反対に学習者が指導士を選ぶこともできない。指導士と学習者の組み合わせが決まると、支援センターで初の顔合わせが行われる。その後、訪問教育がスタートする。授業は基本的に学習者の家で行われる。訪問日と時間は指導士と学習者が相談して決める。教材は、支援センターの集合教育と同じものを使うが、学習者の理解度に合わせて授業のペースを調節することができる。指導士は1ヶ月に1回行われる会議に参加する必要がある。会議では意見交換や事例発表などを行い、情報交流をしている。



＜写真4.4＞韓国語訪問教育の様子
（2011年筆者撮影）



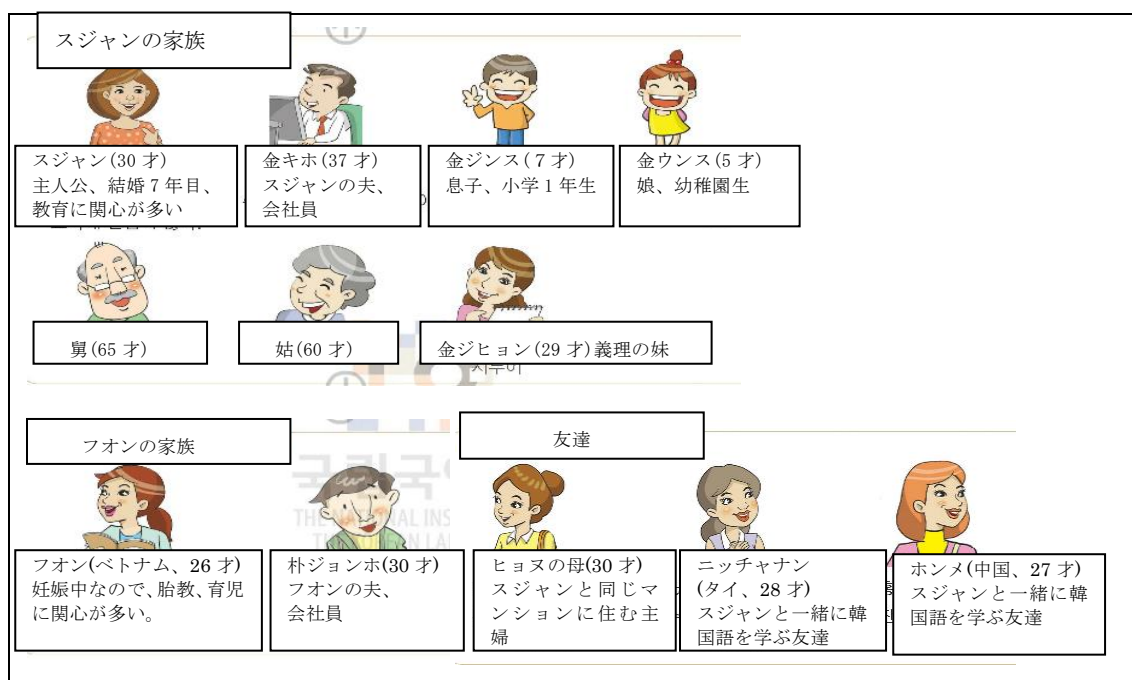
＜写真4.5＞訪問指導士の会議の様子
（2011年12月筆者撮影）

3.2 教材と「隠れたカリキュラム」

全国の多文化家族支援センターで共通的に用いられる韓国語教材は、国立国語院発刊の『結婚移民者と一緒に行く韓国語』1～6である。結婚移住女性向けの教材が初めて作られたのは2005年である。女性家族部と国立国語院は2005年『女性結婚移民者のための韓国語』初級を発刊し、2007年に同教材の中級と入門編を発刊した。その後、前の教材を整えた形の『結婚移民者と一緒に行く韓国語』1～6が2010年から順次が発刊された。2010年に初級レベルの1と2、2011年に中級レベルの3と4、2012年に上級レベルの5と6が完成され、初級から上級までの教材が初めて揃うようになった。教材は、「言語編」と「文化編」で分けられており、それぞれ20課と5課で構成されている。

教材は、教育の目標や教育方向を決める重要な道具であるので教材の中身について少し触れたい。教材の登場人物は、フィリピン出身のスジャンとその家族、ベトナム出身のフオンとその夫、韓国人主婦であるヒヨヌの母、タイ出身のニッチャナン、中国出身のホンメである。

<図 4.2>教材の登場人物



この教材の大きな特徴は、留学生などを対象にした教材とは違って、結婚移住女性の日常生活に関わる主題や語彙が多いことである。たとえば、家事や料理、子育てに関するもの、韓国文化に関する主題が目立つ。例えば、教材 2 の 17 課の内容をみると、<図 4.3>のように、タイトルが「フライパンを強くこするな (프라이팬을 세게 닦지마)」で

ある。文法項目は「～をしない (～지말다)」である。スジャンが皿洗いをしている場面で、姑がフライパンから匂いを消す方法やフライパンの洗い方について説明している。

<図 4.3> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 2』 17 課

17과 프라이팬을 세게 닦지 마  시어머니 어머나, 설거지하니? 수 진 네, 어머님, 여러 번 닦았는데 프라이팬에서 생선 냄새가 나요. 시어머니 그럴 때는 뜨거운 프라이팬에 간장을 조금 넣어, 그 다음에 닦으면 냄새가 안 나. 수 진 그래요? 정말 냄새가 안 나네요. 시어머니 예, 프라이팬을 너무 세게 닦지 마. 수 진 네, 어머님은 어떤 것을 어떻게 아세요? 시어머니 너도 살답해 보면 알게 될 거야.	17 課 フライパンを強くこするな 姑 : オモン⁵⁰、皿洗いしているの？ スジャン：はい。お母さん。何回も洗いましたが、フライパンから魚の匂いが消えません。 姑 : その時は熱いフライパンにしょうゆを少し垂らしてね。それから洗うと匂わないよ。 スジャン：そうですか？本当に匂いしません。 姑 : スジャン、フライパンをあまり強くこするな。 スジャン：はい。お母さんはこんなことをどうやって知っているんですか？ 姑 : あなたも家事をやっているうちにわかるようになるわよ。
--	--

しかし、注目すべきなのは、教材に韓国社会が期待する結婚移住女性の役割やイメージが明瞭に描かれていることである。すでに述べたように、結婚移住女性に対する支援プログラムの中心は韓国語教育の提供である。つまり、結婚移住女性自身が、これらの教材を手に取り、それを通じて韓国語と韓国社会を学ぶのである。そうであるとする、そこに自分たちの姿がどのように描かれているかを彼女たちは目の前に見せられ、それを通じて韓国語を学ぶのである。その提示の仕方は明示的である場合もあれば、暗示的である場合もあるだろう。しかし、いずれにせよ、韓国語教材は、韓国語を教える道具にとどまらず、韓国社会が彼女たちに期待する役割行動を彼女たち自身に内面化させるための媒体となっている。いわば、意図的な「かくれたカリキュラム⁵¹」が教材に含まれているといえる。以下では教材の内容を見ながらその実態について述べる。

<図 4.3>で示すように教材 1 の 20 課のタイトルは「果物を召し上がりながらご覧になってください (과일 좀 드시면서 보세요)」であり、文法項目は「～ながら～してください (～면서～하세요)」である。まず、目を引くのはイラストである。スジャンの腰が異常

⁵⁰ 舅姑が子どものいる嫁に使う呼称。

⁵¹ 「隠れたカリキュラム」とは、「生徒たちが暗黙に、無意図的に学ぶことを求められ、結果的に生徒たちが身につける教育内容」を指す言葉で (田中, 1996:84)、アメリカの社会学者 B・ジャクソンの造語である “The Hidden Curriculum” の訳語である。田中統治 (1999) 「カリキュラムの社会学的研究」安彦忠彦編『新版 カリキュラム研究入門』劉草書房, 65-86 頁参照。

に低いことが窺える。また、会話の内容上一緒に座って果物を食べながらテレビを見る場面を設定してもおかしくないが、イラストでは姑が一人でソファに座ってテレビを見ていて嫁が果物を持ってくる場面が設定されている。要するに、イラストを見るだけでも姑と嫁の上下関係が明確に感じられるのである。

<図 4.4> 『結婚移民者と一緒に行う韓国語 1』 20 課

20과 과일 좀 드시면서 보세요  수 잔: 어머니, 드라마 재미있으세요? 시어머니: 그래, 수 잔: 과일 좀 드시면서 보세요. 시어머니: 그래, 그런데 내일 아침에는 뭘 먹지? 수 잔: 글썽요, 미역국이나 콩나물국으로 할까요? 시어머니: 아범이 미역국을 좋아하지? 수 잔: 네, 그럼 미역국으로 할게요.	20 課 果物を召し上がりながらご覧になってください スジャン: お母さん、ドラマ面白いですか? 姑 : うん。 スジャン: 果物を召し上がりながらご覧になってください。 姑 : うん。ところで、明日の朝は何を食べる? スジャン: さあ。わかめスープかモヤシスープにしましょうか? 姑 : アボン⁵²はわかめスープが好きでしょう? スジャン: はい。それではわかめスープにします。
--	---

同様に、<図 4.5>でみるように、教材 2 の 3 課においても姑は後ろ手を組んでスジャンにチョンガクキムチ⁵³作りを指示している。ここでもスジャンは姑が言う通りにただ従う存在である。教材の中で結婚移住女性たちは姑の言葉に対して自分の意見を出さず従順に従う嫁として描かれている。家事や買い物、食事のメニューを決めるなどのささやかなことにおいても主導権は常に姑にあり、嫁は姑の指示通りに行動する存在として示されている。

⁵²結婚した息子に対する呼称。

⁵³チョンガクキムチとは、韓国で取れる 10cm くらいの大根で漬けたキムチのことを言う。

<図 4.5> 『結婚移民者と一緒に行う韓国語 2』 3 課

3과 **총각김치는 담글 줄 몰라요**



시아머니 어멈아, 오늘 총각김치 좀 담가라.
 총각김치 담글 줄 아니?

효 영 아니요, 총각김치는 담글 줄 몰라요.

시아머니 참, 총각김치는 차음이지? 먼저 양념하고 새우젓을 좀 준비해라.

효 영 네, 그리고 또 뭘 할까요?

시아머니 여기 있는 총각무를 다듬어서 깨끗이 씻어라.

효 영 알겠어요, 어머님.

3 課 チョンガクキムチは漬けられません。

姑 : オモン、今日はチョンガクキムチをつけないさい。チョンガクキムチは漬けられるの？

フオン: いいえ。チョンガクキムチは漬けられません。

姑 : ああ、チョンガクキムチは初めてでしょう。まずヤンニョム⁵⁴とアミの塩辛を準備しなさい。

フオン: はい。そしてまた何をすればいいですか？

姑 : ここにある大根を手入れしてきれいに洗いなさい。

フオン: わかりました。お母さん。

そして、もう一つ指摘したいのは、夫との関係においてもジェンダー役割が明確に分離されていることである。教材では、結婚移住女性を専業主婦として位置づけ、家事は女性がすべてやるべきことのように描かれている。<図 4.6>で示すように教材 3 の 10 課では、断水に関するお知らせを聞いた夫がスジャンにあらかじめ水の汲み置きを指示する内容が載っている。イラストではスジャンは皿洗いを、夫は新聞を読んでいる。暇そうな夫が皿洗いをしているスジャンに向かって水の汲み置きを指示しているのである。

同じく、<図 4.7>で見るように、教材 4 の 2 課においても、夫は「外の仕事」、妻は「内の仕事」のようにジェンダー役割が明確に分離されていることが窺える。教材の内容は祭祀(チェサ)⁵⁵に関する内容である。祭祀料理を作ることも行事を準備することも全て女性の仕事であり、イラストの中で夫は登場していない。確かに韓国人同士の家庭でも祭祀に対する女性の負担は大きく、それに不満を感じる韓国人女性も少なくない。しかし、料理は女性が作るにしても、チェサに必要な屏風を出したり料理を並べたりすることは男性がやる場合が多い。なぜ、この課で夫がまったく登場していないかは疑問である。

⁵⁴料理に必要な合わせ調味料。

⁵⁵祭祀(チェサ)とは、先祖の霊を供養するための日本で言う法事のような行事である。

<図 4.6> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 3』 10 課

10과 물이 모자라지 않도록 많이 받아 두세요  안녕하십니까? 관리실에서 안내 드립니다. 내일은 101동, 102동, 103동의 물탱크 청소가 있습니다. 오전 9시부터 오후 5시까지 수도물 공급이 중단되오니 주민 여러분께서는 사 용하실 물을 미리 받아 놓으시기 바랍니다. 다시 한번 안내 드립니다..... 남 편: 여보, 들었어요? 수 잔: 네, 내일 우리 동 물탱크 청소를 하는 거 맞지요? 남 편: 그래요, 하루 종일 물이 안 나오니까 모자라지 않도록 많이 받아 놓으세요. 수 잔: 네, 지난번에 물을 너무 적게 받아 놓아서 고생했으니까 이번에는 욕조에 가득 받아 놓아야겠어요.	10 課 水が足りなくならないように、たくさん 汲み置きしておいてください。 こんにちは。管理室からの案内です。明日は 101 棟、102 棟、103 棟の水のタンク掃除があります。午前 9 時から午後 5 時まで水道の供給が中断されるので住民の皆様は使用する水をあらかじめ汲み置きするようにお願いします。もう一度案内します..... 夫 : スジャン、聞きましたか? スジャン: はい。明日うちの棟の水タンクの掃除をするんですね 夫 : そうです。一日中水が出ないから足りなくならないようにたくさん汲み置きしておいてください。 スジャン: はい。この前は汲み置きした水の量が少なくて大変だったので、今回は浴槽いっぱい汲み置きしておきます。
--	--

<図 4.7> 『結婚移民者と一緒に行く韓国語 4』 2 課

2과 조상님께 정성을 다한다는 뜻으로 음식을 차려요  시어머니: 이따가 포 품 가져와라. 올 영: 네? 어머님, 포가 뭐예요? 시어머니: 저기 있는 북이포 품 가져와. 올 영: 네, 그런데 계사님께 왜 이렇게 음식이 많아요? 시어머니: 돌아가신 조상님께 정성을 다한다는 뜻으로 음식을 차리는 거야. 네고 할아버지 계사님께 가져와? 올 영: 네, 하지만 간단한 음식과 과일만 차려요. 한국처럼 밥에 지렁지도 없고요. 시어머니: 그래요 요즘은 밥의 지렁이는 지어, 전에는 반 12시에 지렁이 가족들이 먹 힘들었어. 올 영: 네, 그렇군요. 시어머니: 그런데 아랍이 오늘 일이 많을거 봐. 아직 안 오는 걸 보니. 올 영: 네, 일이 많아서 늦다 해요. 전화해 올게요.	2 課 祖先様に最善を尽くす意味で料理を準備します。 姑 : オモン、フォ⁵⁶をもってきて。 フォン: はい? お母さん、フォってナンですか? 姑 : あそこにあるブッゴフォを持ってきて。 フォン: はい。とろこで、チェサになぜこんなに料理をたくさん作りますか? 姑 : 亡くなった祖先様に最善を尽くすという意味で料理を作るの。フォンの故郷にもチェサがあるの? フォン: はい。しかし、簡単な料理と果物だけ供えます。また韓国のように夜中にはやりません。 姑 : でも、最近は早くなったほうだよ。以前は夜中の 12 時にやったから、家族みんな大変だったのよ。 フォン: そうですか。 姑 : とろこで、アボンは今日仕事が忙しいみたいね。まだ、来ないのを見ると。 フォン: はい。忙しくて遅れるみたいですね。電話してみます。
---	--

以上のように教材では、結婚移住女性を主に伝統的女性として位置付けており、その内容やイメージが繰り返して反復されている。そこには、結婚移住女性が趣味の生活や社会

⁵⁶薄く切って干したもの。

活動をするような場面は出ておらず、もっぱら従順的で伝統的な女性の姿が強調されている。こうした事実は多文化家族支援センターのスタッフは先生たちも認識している。たとえば、具玉蘭センター長は次のように語る。

支援センターのプログラムや教育内容が家父長的で同化主義的だという批判が多いことはよく知っています。そんな側面があることは私も否定できません。しかし、私たちが望むことは、多文化家族が幸せに暮らすことです。そうするためには、結婚移住女性が出来るだけ早く韓国語を学び韓国生活に適応するしかありません。男女の平等とか人権とか、もちろん重要な問題だけど、女性が家庭で人権や平等をあまり強く主張すると夫婦喧嘩となり、離婚に至る可能性が高いです。ここは農村地域だから年寄りも多いし、舅や姑と同居する比率も高いです。また多文化家族の夫たちは昔ながらの考え方の人が多いです。その実情もあって、女性たちにあまり強く男女平等とか人権について言えないこともあります。私たちは出来るだけ離婚せず円満に暮らすことを望んでいるからです。

センター長は、支援センターのプログラムや教育内容が多少家父長的で差別的であることを認識しながらも、家庭崩壊にならないようにすることが第一であると語る。センター長のほか韓国語教育を担当するD講師（50代）も、基本的にセンター長と同じ考え方をしている。

教材の内容が少し偏っているのは確かです。しかし、教材より現実はずっと家父長的で差別的で、教材でいくら人権とか性平等を強調しても現実には合わないと思います。実際、韓国人家庭も同じでしょう。いくら男女平等といっても女性は弱者じゃないですか。韓国社会がそうなんです。だから、あまり人権とか平等とかを語るよりは、とりあえず女性たちが韓国語や韓国文化を学び、家庭の完全な一員になることが大事だと思います。……若い女性たちが家族と離れてこの遠い国まで嫁いできたのでみんな幸せな家庭を作ってほしいです。

D講師は、教材の内容が家父長적であることは認めるが、現実はずっとひどいものだと語る。また、ジェンダー役割の抑圧は結婚移住女性に限ったことではなく韓国人女性も同様で、それが韓国社会の現実であると語る。センター長の語りからもD講師の語りからも

「結婚移住女性が韓国社会に適応し幸せになってほしい」という気持ちが伝わってくる。しかし、二人の語りからは、円満な家庭を維持することも、幸せな家庭を作ること、結局結婚移住女性側の態度にかかっていると捉えていることが窺える。いわば、円満な家庭を維持するためには、家父長的な韓国の家族文化に結婚移住女性が一方的に適応するしかないと考えているのである。

講師のこのような考え方は授業時間にも観察される。その日の教材のタイトルは「妊婦は鳥肉を食べてはいけません（임산부는 닭고기를 먹으면 안 돼요）」で、禁止の表現を勉強する課であった。

<図 4.8> 『結婚移民者と一緒に行う韓国語 3』 7 課

7과 임산부는 닭고기를 먹으면 안 돼요  시아머니 : 새벽은 예정일이 언제야? 효 : 6월이에요. 앞으로 세 달쯤 남았어요. 수 : 진 : 호텔, 저녁에 삼계탕을 끓일 전까지 우리 집에서 저녁 먹고 가. 시어머니 : 임산부가 닭고기를 먹으면 안 되는 거야. 옛날부터 임산부가 닭고기를 먹으면 아기 피부가 닭살처럼 된다고 믿었단다. 효 : 아, 그예요? 베트남에서는 그런 게 없는데……. 베트남에서는 먹고 싶은 걸 다 먹어요. 수 : 진 : 그렇구나. 어머님, 그럼 오늘 저녁에 삼계탕 대신 불고기를 해도 돼요? 시어머니 : 그러는 게 좋겠다.	7 課 妊婦は鶏肉を食べてはいけません。 姑 : 新妻は予定日がいつなの? フオン : 9月です。後3ヶ月ほどです。 スジャン : フオン、夕食にサムゲタンを作るけど、うちで夕食を食べてね。 姑 : 妊婦が鶏肉を食べてはいけないよ。昔から妊婦が鶏肉を食べると赤ん坊の肌が鳥肌になると信じられてきたよ。 フオン : あー、そうですか? ベトナムでは、そんなことはないんですけど…。ベトナムでは、食べたいものを何でも食べます。 スジャン : そうなんだ。お母さん、では今日の夕食はサムゲタンの代わりにプルコギにしてもいいですか? 姑 : そうしたほうがいいね。
--	---

教材の内容を詳しくみると、フオンがスジャンの家に遊びに来ている。スジャンは夕食にサムゲタンを作るのでフオンも食べていくように誘う。しかし、スジャンの姑は、妊婦は鶏肉を食べてはいけないと指摘する。すると、フオンはベトナムでは妊婦も鶏肉を食べるとベトナム文化について話す。しかし、注目したいのはスジャンの態度である。スジャンは姑の言葉に「サムゲタンの代わりにプルコギにしてもいいですか?」と直ちに姑の言葉に従う姿勢を姿勢を見せる。スジャンは姑の言葉に逆らわない従順な嫁であり、韓国文化を優先する「望ましい外国人嫁」として描かれているのである。そして、この日の授業では、講師と結婚移住女性たちの間に以下のような会話がなされた。

- ・日 付：2011 年 9 月
- ・クラス：中級
- ・場 所：論山市多文化家族支援センター
- ・教 材：『結婚移住女性と一緒に学ぶ韓国語 3』
- ・学習者：ベトナム出身 6 人、フィリピン出身 4 人、中国出身 2 人、カンボジア出身 1 人
(学習者 13 人中 8 人が子どもあり、2 人が妊婦中、3 人は子どもなし。)
- ・講 師：D 講師
- ・タイトル：妊婦は鶏肉を食べてはいけません。
- ・文 法：～してはいけません。

講 師：皆さんは妊娠や出産の経験がありますか？妊娠中にはいろいろ気をつけなければいけないことがたくさんあります。本文の内容でスジャンの姑は何を食べてはいけないと言っていますか？

女性たち：鶏肉です。

講 師：韓国では妊婦は鶏肉を食べません。昔から鶏肉を食べると子どもが鳥肌になると言われています。皆さんの国ではどうですか？

女性 1：ベトナムでは食べます。

女性 2：フィリピンでも食べます。私は鶏肉が好きです。でも、お義母さんに妊娠しているから鳥の皮を食べてはいけないと言われました。

女性 3：私は出産後辛いものを食べてはいけないと言われました。

講 師：それは辛いものを食べると母乳に出るからです。カンボジアでは出産後辛いものを食べますか？

女性 3：はい。食べます。豚足を煮込んだスープに唐辛子を入れて食べます。私はわかめスープが苦手です。韓国では出産後わかめスープをずっと飲まないといけないからとても辛かったです。今でもわかめスープは飲みたくないです。

女性 4：私もわかめスープは苦手です。我慢して一週間は飲んだけど、それ以上は無理でした。生臭くて。お義母さんに怒られましたが、無理でした。

女性 5：私も。嫌い。食感が嫌いです。私も怒られました。

講 師：やっぱり国によって違いますね。しかし、皆さんが出身国の習慣通りにすると、お姑さんやご主人が心配します。すべて皆さんを心配しているから言っているのです。わかめスープは出産後血液をきれいにする作用があります。(二人の妊婦に向かって)皆さんも出産後わかめスープを飲むようにしてください。

講師と女性たちの会話でみるように、国によって妊婦が食べてはいけないものや出産後の食べ物などその文化が異なる。韓国では伝統的に産後2週間から1ヶ月間、毎日わかめスープを飲むのが一般的である。わかめはヨウ素（ヨード）とミネラル、植物繊維が豊富で、産婦の血液をきれいにする作用と、便秘解消にも役立つと言われているからである。しかし、結婚移住女性の場合、わかめスープが苦手な人が多い。中には出身国でわかめを食べたことのない女性もいる。講師は国によって文化が違うことを認めながらも、韓国の文化に従うように女性たちにアドバイスする。講師は結婚移住女性たちが韓国文化に従うことで家族との葛藤を避け、円満に暮らすことを望んでいるのである。講師のこういった態度は善意であるに間違いない。だが、結果的には結婚移住女性に韓国文化を強要し、彼女たちを「韓国人化」させる教育となっている。

3.3 韓国文化教育

韓国語教育に続いて多文化家族支援センターで力を入れているプログラムが韓国文化教育である。その中でも韓国料理は毎週金曜日、一年中行われる。料理に必要な材料はセンターのスタッフが用意し、栄養士の資格をもつ専門家が教育を担当する。普段は韓国家庭でよく食べるおかずやチゲ、スープなどを作る。女性たちはメモや写真を取りながら一生懸命に韓国料理を覚えようとする。韓国料理を学んで家族に喜んでもらいたいという気持ちはこの教育に参加する女性たちの共通の感情である。韓国語がまだ不十分な女性たちは同国出身女性と母語で話し合いながら教育内容を理解しようとする。その日作った料理は女性たちが家に持って帰る。家族にも女性たちが作った料理を食べてもらうためである。韓国料理プログラムは韓国語プログラムに並んで人気が高く、毎週20人を超える女性たちが集まる。普段はおかずやチゲなどを作るが、お盆やお正月、キムジャン⁵⁷の時期には特別なプログラムが用意される。お盆やお正月には、お餅や祭祀料理について学び、キムジャンの時期になると直接キムチを漬ける。

料理プログラムの参加費用はすべて無料で、女性たちは手ぶらで来て、用意された材料で韓国料理を作り、作ったものを持ち帰るのである。女性たちが韓国料理を楽しく学べることができるので、このプログラムに対する満足度が高く、家族からの評判も良い。

⁵⁷ キムジャンとは、長くて厳しい冬を越える準備をするために、翌年の春まで食べる分のキムチを漬けておくことである。



＜写真4.6＞料理教室の風景
(2011年筆者撮影)



＜写真 4.7＞キムジャンの風景
(2011 年筆者撮影)

一方で、韓国料理プログラムのほかに行われる韓国文化教育は、礼儀作法と伝統衣装、茶道といった伝統文化教育が主である。これは韓国料理のように毎週行われるわけではないが、特別プログラム形式で行われる。このような韓国文化教育は、異国で育った結婚移住女性たちに韓国の文化を知ってもらうために行われていると思われる。しかし、注目すべきことは、現代の韓国人女性にはあまり求めない伝統的な慣習を彼女たちに強調することである。たとえば20代30代の韓国人女性にあまり求めないコチジャン作りや伝統的な礼儀作法などを結婚移住女性に強調するのである。それについて、金賢美は次のように述べる（金賢美 2014:24）。

家族を通じて国家主権と民族文化のアイデンティティを生産してきた韓国社会で「家族内女性性」は伝統と固有文化の文化的指標として考えられてきた。しかし、移住女性の増加で家族と地域社会の文化的ハイブリッド性が増大し、いわゆる単一民族文化の再生産はもはや不可能になった。一方で、同時に少子化家族解体という国家的危機を克服するために、女性移住者の参入を切実に要請している分野も、家族という再生産領域だ。そのため、民族国家の維持と再現の重要な場である家族が、超国家的で文化的にハイブリッドな空間に変化していくというジレンマに陥るのである。したがって韓国の多文化家族政策の基調も、移住女性を韓国の典型的拡張家族の文化内に同化させることに集中した。そのため、多文化家族支援政策の主な内容は、結婚移住者に韓国語や韓国式の礼儀と伝統教育、結婚と育児に関する相談と支援、多文化家族出身児童に対する養育費支援などである。

金賢美が述べるように、韓国の伝統家族を維持するために受け入れられた結婚移住女性

たちは、矛盾的に韓国の伝統家族を文化的ハイブリッド化させていく「危険」もあわせ持っている。そのため、あえて結婚移住女性たちに韓国の伝統文化を強調し、「伝統文化の再生」を図るのである。



＜写真 4. 8＞韓国文化教育の風景
(2011 年筆者撮影)



＜写真 4. 9＞韓国文化教育の風景
(2011 年筆者撮影)

結婚移住女性を「伝統」と結びつけることは、多文化家族支援センターの他のプログラムにもしばしばみられる。たとえば、論山市では毎年多文化家族の合同結婚式を無料で行っているが、その結婚式は現代風の結婚式ではなく伝統的な形式となっている。新郎新婦ともに伝統衣装をまとっている姿は印象深い。もはや「多文化家族」というより「伝統家族」といってもいいように思われる。



＜写真 4. 10＞合同結婚式の風景
(2011 年筆者撮影)



＜写真 4. 11＞合同結婚式の風景
(2011 年筆者撮影)

4. 小結

本章では、全国の多文化家族支援センターの現況と支援事業について述べた上で、筆者の研究地域である論山市に多文化家族支援センターができるまでの過程と、できてからそこでどのような内容がいかに教えられているかについて明らかにした。

一節では全国の多文化家族支援センターの現況について分析したが、2013 年時点で全国に 221 カ所の多文化家族支援センターが設置され、多文化家族に対する支援システムが体系的に構築されていることが確認された。多文化家族支援センターの支援事業は主に、基本事業、広報などの運営、特性化事業に分かれていたが、その中でも中心的な事業は、韓国語教育、総合教育、就職連携及び教育支援、相談といった基本事業であった。

二節では、筆者の調査地である論山市多文化家族支援センターについて述べた。論山市に多文化家族支援センターができたのは 2009 年 7 月であるが、それまでに具玉欄氏が運営していた「論山市移住女性支援センター」が、論山市の委託を受けて「多文化家族支援センター」となったのである。民間団体によって運営されていた支援センターが政府機関に変化したことでいくつかの変化が見られた。簡略にまとめると、政府機関である多文化家族支援センターが設置されたことによって、多文化家族により体系的で総合的なサポートが可能となったが、他方では、よりフレンドリーで自由な雰囲気だった空間が、より事務的で固い教育空間、政府の意図や目標を実践する空間として変貌したのである。

三節では、論山市多文化家族支援センターにおける教育の実態について明らかにした。特に韓国語教育と韓国文化教育に焦点を当てて考察したが、韓国語教材に「隠れたカリキュラム」があることが確認された。教材の特徴は、生活者としての結婚移住女性に密着した主題や語彙が多いことであるが、教材では常に結婚移住女性を従順的な嫁・妻として、再生産労働の担い手として描写していた。そして、イラストだけをみてもすぐ分かるように嫁姑の序列関係が明確に描かれており、性別役割分業意識も鮮明に表れていた。これらの教材は、韓国語を教える道具にととどまらず、韓国社会が結婚移住女性たちに期待する役割行動を彼女たちに内面化させるための媒体となっていると言える。実際の韓国語教育を担当する講師らも教育内容が家父長的であることは認めるが、多文化家族が円満に暮らすためには、結婚移住女性たちがそういう家父長的な家族文化に従うしかないという見解をみせている。韓国語教育だけではなく韓国文化教育においても結婚移住女性たちに強調されるのは「韓国の伝統文化」であった。すなわち、多文化家族支援センターは、韓国社会が結婚移住女性に期待する規範や役割を学ばせ、内面化させる空間としても機能していると言える。

第5章 結婚移住女性の日常的「実践」

今までみてきたように、韓国社会において結婚移住女性たちは、国家間の国際的な序列関係に影響され、周縁的に位置づけられており、「啓蒙対象」「同化対象」としてみなされている。家庭内においても「一人前の成人」として受け入れてもらえず、「教育」や「訓育」が必要な存在としてみなされる。夫との関係も非対称的であり、彼女たちに求められることは、従順で犠牲を払う嫁、妻、母の姿である。さらに、彼女たちの韓国生活をサポートする多文化家族支援センターにおいても、彼女たちは同化対象、再生産労働の実践者として扱われる。しかし、スコットの弱者の日常的「抵抗」や、セルトーの弱者の日常的「戦術」から見るように、社会の弱者がたとえ構造やシステムを変える何の力も持っていないにしても、だからといって社会やシステムに飲み込まれる存在でもない。彼らはシステムに適合しながらもその中で生き延びるために日常的「抵抗」や日常的「戦術」を実行していくのである。

ここでは、スコットとセルトーのパースペクティブに引き付け、韓国における結婚移住女性たちが自分の欲求や意図に合わせて、自らの脆弱な立場を組み立て直し「生きる術」を掴んでいく姿を日常的「実践」として捉える。以下では、韓国社会において弱者である彼女たちが、いかにして期待されている役割や社会的圧力に対応しながらも、それを作り変えていくのかを見ていきたい。

1. 戦略的「順応」・「同化」

1.1 社会文化的「順応」

希望と期待をもって韓国にきた結婚移住女性たちは、間もなく自分を取り巻く環境や現実を把握する。家庭の経済的な状況だけではなく、自分がどのように見られているか、自分に期待されている役割は何かを感知するのである。ほとんどの女性たちはできるだけ摩擦や葛藤を回避し、新しい文化の中で円満に暮らすために努力する。韓国の文化や価値観を受け入れ、自分の存在を認知させていく実践を展開していくのである。

まず、彼女たちが乗り越えなければいけない壁は、自分が「純粋な花嫁」であることを証明することである。「不純な労働者」としてではなく、「純粋な花嫁」であることを証明するために彼女たちが取る行動は、家族が望む通りに「従順な」嫁・妻を「演じる」ことである。

ゴフマン（1959）は『日常生活における自己呈示』で、「役割期待」に関係する個人間の相互作用について、「役割を遂行すること」と「役割の遂行に関する演技をすること」を分

けて考えたが、これは実際の仕事・役割の遂行があまり上手くない人でも、その遂行に関する「自己アピール」が上手ければ評価されやすいということである。たとえば簡単な仕事であっても一生懸命にやっているような演技をすれば、その仕事の内容や価値は実際よりも高く評価されやすくなるという。結婚初期、女性たちは家族と交渉できる支援を持っておらず、とりあえず家族の信頼を得るため、できるだけ家族の要望と期待通りの姿を見せようとする。女性たちは、一人での外出や同国出身友達との交流を控え、ほとんどの時間を家庭内で過ごす場合が多い。家族に自分がどのように見られているかを認知した上でそれに対応するのである。

結婚初期、夫が一番気にしていたのは、私が突然いなくなることでした。実は私より先に韓国人男性と結婚した、いとこがいるんですが、その子が突然家出をしました。そして、いとこの夫が何回も私を訪ねてきていとこの行方を聞いたんです。私がいとこの行方を知っていると思っていたんですね。でも、本当に私は知らなかったです。彼女がまだ韓国にいるか、ベトナムに帰ったかも知らなかったです。そういうことがあって、うちの家族も私の家出を心配するようになったのです。いとこに誘われて私も家出するのではないかと。…… だから、私はわざと一人で外出をしたり、友たちに会ったりしなかったです。夫が帰ってくるまで一人で寂しかったけど、家でテレビを見たり韓国語の勉強をしました。夫は多文化家族支援センターに行くのも嫌っていたから行くのを断念し、その代わり訪問先生に来てもらいました。当時私が家族以外に会える人は訪問先生だけでした。＜V-6 さん＞

結婚初期には、確かに家族に監視されている感じでした。私のパスポートも夫が預かっていたし、一人での外出も許可されていなかったです。お金も全然もらえなかったです。必要なものがあつたら夫に買ってもらいました。…… 私の意志でできることが一つもなかったからとてもつらかったです。でも、家族の気持ちも理解できたから我慢するしかないと思いました。…… 結婚移住女性の中には偽装結婚する女性もいるから、家族が心配するのは当然だと思いました。私はそういう女性とは違うことを家族に認めてもらいたかったです。だから、わざと外出を控えたのです。＜V-8 さん＞

V-6 さんと V-8 さんの語りのように、多くの女性たちは、結婚初期家族から疑いの視線

を浴びた経験をもっている。もちろん、女性たちはその視線を屈辱に感じるが、実際そう
いった女性がいることも事実なので、家族の気持ちにも理解を示す場合が多い。家族に疑
われることは仕方がないと判断し、自分を疑う家族に不満を表出するより自分は「安全な
女性」であることをアピールする方法を選択する。できるだけ外出を控え家族の統制から
離れることなく、統制の範囲の中で生

活するのである。
一方で女性たちが家族に信頼を得る
もっとも有力な方法は 3 章でも述べた
ように、妊娠・出産である。妊娠は彼女
たちの結婚の真実性を証明する一番強
力な手段であり、家族の疑いが晴れる
きっかけとなる。例えば、上の V-6 さ
んはずっと多文化家族支援センターに
行くことを夫に反対されていたが、妊



＜写真5.1＞子どもの初めての誕生日パーティー
(2008年筆者撮影)

娠したことをきっかけに支援センターの教育プログラムに参加することが可能になったと
いう。支援センターの出産・育児関連プログラムに参加したいと夫を説得した結果、認め
られるようになったのである。女性たちは出産を通して初めて「純粋な花嫁」であること



＜写真 5.2＞姑のお誕生日にある結婚移住女性が作った
韓国料理 (2012 年筆者撮影)

が証明されるばかりではなく、交渉で
きる資源を得るのである。

また、妊娠・出産と並んで彼女たち
が家族の信頼を得る有効な方法は、自
分に期待されている役割を黙々と遂
行することである。すなわち、家事や
育児、舅姑のケアといった再生産労働
を一生懸命に実践することである。

しかも、すべて韓国の規範に沿って
「韓国式」に行う。それが家族に認め

られ、信頼を得る方法であることを女性自身も知っている。彼女たちは韓国語と韓国式生
活様式を学び、できるだけ「差異」を隠しながら、与えられた役割に抵抗することなく、
黙々と実践する。不満や納得いかないことがあっても、一応順応する姿勢をみせるのであ
る。

家族と円満に暮らす方法はできるだけ姑や夫に嫌われる行動はしないことです。外出と買い物はできるだけしません。また、就職も断念して専業主婦をしています。私は今でもすぐ工場とかでお金を稼ぎたいのですが、家族はそれに反対しています。就職している友達を見ると自由にお金を使うし、母国に送金もしているからうらやましいです。でも夫は私が家事や育児、姑のお世話に専念することを望むので、今はそうしています。＜K-1 さん＞

本当に韓国で女性として生きるのは大変だと思います。物価が高いから女性も働かなければいけないし、家事や育児もほとんどが女性の仕事です。またシジップ⁵⁸ ストレスまで。韓国人女性が結婚したがない理由が理解できます。私も腹が立つ時が多いですが、夫と喧嘩したくないから我慢します。仕方ないじゃないですか。ローマに行けばローマに従えというように韓国に来た以上は韓国式に従わないといけないですね。＜P-1 さん＞

家族に喜ばれるために、本当に一生懸命に韓国料理を習いました。多文化家族支援センターの料理教室に毎回参加し、テレビの料理番組も一生懸命に見ました。今は大体のことはできます。チェサや正月に親戚が集まって食事するときも、親戚の方々に褒められます。韓国人より韓国料理がうまいと言われます。＜P-2 さん＞

お義父さんは亡くなる前、2 年間ぐらい寝たきりの生活をしていました。お義母さんと私二人でお義父さんをケアしました。介護士などに頼らずお義母さん私二人ですべてやりました。でも、お義母さんはもう 80 歳も超えているからほとんど私がやりました。お義父さんは私をととても可愛がってくれました。だから自分の本当の父だと思って介護に専念しました。＜M-2 さん＞

女性たちが語るように、結婚移住女性たちは韓国で円満な結婚生活をするため、自分に期待される伝統的なジェンダー規範を一応引き受ける。もちろん、こうした家族内ジェンダー役割の遂行は、ジェンダー規範の再生産につながるものであるといえる。しかし、女性たちは敢えてジェンダー役割を一生懸命に実践することによってのみ、構造上の周縁から中心へと自らを移すことができるのである。たとえば、M-2 さんは、寝たきりの舅の介

⁵⁸ 夫の親や兄弟など夫側の家族や親族を「シジップ」と言う。

護を2年間一生懸命にやったことによって、親族や家族からマツミヨヌリ（長男の嫁）として認められるようになったという。それだけではなく、その「代価」としてモンゴルの家族に大金を送ることができたという。このように、結婚移住女性の再生産労働の実践は、伝統的ジェンダー規範の再生産につながるものであることは間違いないが、彼女たちにとって韓国社会や家族と交渉する力を得るためにはこれが一番確実な方法でもある。そのような現実を理解している女性たちは敢えてジェンダー規範に従うことで、交渉力を手に入れようとするのである。

1.2 構造的「同化」

結婚移住女性女性たちは、韓国で「生きる」ために韓国文化を受け入れ、期待される役割を黙々と遂行するだけではなく、韓国国籍を取得し構造的な「同化」を図る。2章の3節でも触れたように、結婚移住女性たちは他の外国人とは違い、結婚して2年が経過すると「簡易帰化」が認められる⁵⁹。「簡易帰化」以外にも女性たちは「永住権」を取得することもできる。永住権は2002年初めてできた制度だが、2005年からは結婚移住女性に限って簡易帰化と同様に結婚して2年後取得できるようになった⁶⁰。すなわち、結婚移住女性たちは在韓してから2年が経つと「簡易帰化」または「永住権」を申請することができる。永住権を取得するだけでも滞在上の問題はないが、永住権はあくまでも外国人のままで韓国に永住できる権利を意味するので、参政権や社会保障など、「韓国国民」と同等な権利は付与されない。そのため、結婚移住女性の場合は帰化を選択するケースが非常に多い。特に2010年に結婚移住女性の二重国籍が認められるようになってからは一層その傾向にある。〈表 5.1〉は、インフォーマント女性たちの国籍取得状況を表したものであるが、韓国国籍を取得した女性は13人、永住権を取得した女性は1人、まだどちらも取得していない女性が13人である。その中で、まだどちらも取得していない13人の女性たちは、全員いずれ韓国国籍を取得する予定であるという。

⁵⁹ 1997年までは結婚と同時に帰化が可能であったが、1997年以降は、婚姻状態で韓国に2年以上継続して居住しているか、結婚してから3年が経ち韓国に一年以上継続して居住していることを証明する必要がある。すなわち、「偽装結婚」を防ぐために一定の婚姻維持期限が設けられている。それが証明できれば簡易帰化が認められるが、簡易帰化とは筆記試験を免除し、面接試験だけで比較的簡単に帰化が可能になることを意味する。

⁶⁰ 他の外国人の場合は永住権取得のために5年間韓国に居住する必要があるが、結婚移住女性の場合は簡易帰化と同様に2年間の韓国居住で永住権を取得することができる。

＜表 5.1＞インフォーマントの国籍状況

区分	出身国	結婚	韓国国籍の有無
V-1	ベトナム	2006	あり、(ベトナム国籍放棄)
V-2	〃	2008	あり、(二重国籍保有)
V-3	〃	2009	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
V-4	〃	2010	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
V-5	〃	2009	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
V-6	〃	2010	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
V-7	〃	2010	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
V-8	〃	2009	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
V-9	〃	2010	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
P-1	フィリピン	2000	あり (フィリピン国籍放棄)
P-2	〃	2006	あり (フィリピン国籍放棄)
P-3	〃	2009	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
P-4	〃	2008	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
P-5	〃	2001	あり (フィリピン国籍放棄)
P-6	〃	2010	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
P-7	〃	2005	あり (フィリピン国籍放棄)
P-8	〃	2000	あり (フィリピン国籍放棄)
C-1	中国	2004	あり (中国国籍放棄)
C-2	〃	1997	あり (中国国籍放棄)
C-3	〃	1996	あり (中国国籍放棄)
C-4	〃	2006	あり (中国国籍放棄)
M-1	モンゴル	2009	なし、帰化予定
M-2	〃	2005	なし (永住権取得)、国籍取得予定なし
M-3	〃	2006	あり (モンゴル国籍放棄)
K-1	カンボジア	2007	なし、帰化予定 (二重国籍希望)
K-2	〃	2006	あり (カンボジア国籍放棄)
K-3	〃	2006	なし、帰化予定 (二重国籍希望)

※2013 年基準。

しかし、注意しなければならないことは、女性たちの結婚時期や出身国の違いによって、帰化に対する思いにもギャップがあることである。

C-2 さんと C-3 さんは、1997 年の国籍法改正以前に来韓したので、結婚と同時に帰化試験も受けず韓国国籍を取得したケースである。そして、V-1 さん、V-2 さん、P-1 さん、P-2 さん、P-5 さん、P-6 さん、P-7 さん、C-1 さん、C-4 さん、M-3 さん、K-2 さんは「簡易帰化」を通じて帰化した。帰化した 13 人の女性の中で V-2 さんを除けばすべて出身国の国籍を諦めて韓国国籍を取得した。結婚移住女性たちの二重国籍が認められるようになったのが 2010 年であったので、2010 年以前に帰化した人は出身国の国籍を諦めなければいけなかったのである。また、これから帰化を考える女性のなかでもベトナム、フィリピン、

カンボジア出身女性たちは、出身国においても二重国籍が認められているので二重国籍を保持することが可能だが、中国、モンゴル出身女性の場合は、韓国で二重国籍が認められても出身国では認められていないため出身国の国籍を諦めなければいけない。このように、結婚移住女性の中でも結婚時期や出身国によって韓国国籍取得や二重国籍取得の条件が異なる。そして、当然、出身国の国籍を放棄せずに韓国国籍を取る女性と、出身国の国籍を放棄して韓国国籍を取る女性とは帰化に対する気持ちが異なる。前者は出身国の国籍を放棄していないので何の迷いもなく帰化を決心する。しかし、後者の場合は少し複雑な心境になる。出身国の国籍を諦めることに対する寂しさを感じるのである。しかしながら、共通して言えることは、女性たちは国籍と自分のアイデンティティを同一視しないことである。すなわち、国籍は必要に応じて変更可能なものとして捉える傾向があり、必ずしも国籍に自分を帰属させない。たとえば、出身国の国籍を諦めて帰化した P-5 さんと M-3 さんは次のように語る。

私は国籍上韓国人で、韓国のパスポートを持っていますが、だからといって私は本当の韓国人だとは思わないです。いや、韓国人けどフィリピン人でもあります。韓国で暮らすためには帰化することがいいと思ったから韓国国籍に変えたけど、私の心はフィリピン人です。……いくら国籍が韓国であっても私はフィリピンにもっと親しみを感じます。もし、老後フィリピンに戻りたいとなった時にはフィリピン国籍を取り戻せばいいだけのことです。＜P-5 さん＞

帰化して住民登録番号をもらった時にはとてもうれしかったです。正直にいうと帰化したくなかったけど、韓国では住民登録番号がないと、とても不便だから仕方なかったです。……住民登録番号もあるから今は本当に韓国人になった感じです。《そしたら M-3 さんは自分のアイデンティティをどう考えていますか？》私はモンゴル人でもあり韓国人でもあります。チャンボン⁶¹です。でも、やっぱり気持ち的にはモンゴル人かな。国籍とは関係なく。＜M-3 さん＞

P-5 さんと M-3 さんの語りにみるように、結婚移住女性たちにとって国籍とは韓国で生きるために必要な「道具」であって、自分のアイデンティティを決定づけるものではない。彼女たちは必要に応じて構造的な「同化」を選んだのである。しかし、なぜ、彼女たちは

⁶¹ 韓国では、チャンボンには肉や海鮮物、野菜などいろんなものが入っていることから、色んなものが混ざっているという意味で「チャンボン」と言う言葉がしばしば用いられる

「永住権」より「帰化」を望むのであろうか。まだ韓国国籍を取っていない13人の女性もいずれ韓国国籍を取得する予定だと語ったが、帰化することのメリットは何であろうか。まず、挙げられることは参政権と社会保障システムのことである。永住権者は永住権を取った後3年が経つと地方選挙の投票権を得られるが、大統領選挙や国会議員の投票権は得られない。また、社会保障基本法に「すべての国民は社会保障受給権をもつ」と明示されているように、国民でないと社会保障の対象にならない。しかし、結婚移住女性たちが帰化を選ぶ理由はそれだけではない。彼女たちは韓国で外国人として、しかも結婚移住女性として生きることの困難を経験した上で帰化を選択するのである。たとえば、M-2さんは老後モンゴルに帰ることを希望しているため、あえて韓国国籍ではなく永住権を取得したケースである。しかし、彼女は途中で何回も迷ったという。その理由は永住権をもついても韓国国籍がないと色々な面で不利であり不便だという。たとえば、就職にも韓国国籍を持っている人が優先され、政府や地域の支援もまた国籍取得者が優先されるという。また、彼女は永住権をもついても住民登録番号がないため住民登録簿本に自分の名前が載っておらず、子どもが学校で父子家庭として勘違いされた経験もあるという。学校の先生は住民登録簿本だけを見てそう判断したわけである。確かに、韓国では永住権の歴史が浅く、永住権に対する理解度が低い。いわば、市民権に対する意識が希薄であり、ひたすら「韓国人」であるか「外国人」であるかの枠で捉える。実際、筆者が「多文化家族支援センター」でフィールドワークをしている時にも「永住権者」と「帰化者」を差別する光景を何度も目にした。たとえば、企業や後援者の寄付などで結婚移住女性を母国に里帰りさせる企画があったが、申し込みできるのは「韓国滞在5年以上の韓国国籍保持者」であった。そして、済州島旅行のイベントに参加できるのも「韓国国籍を保持者」でなければいけなかったのである。すなわち、M-2さんのように、長く韓国に住んでいても韓国国籍を持っていないと支援対象にならないのである⁶²。なぜ、このように、結婚移住女性に帰化を求めるのか。もしかしたら、韓国政府の狙いは結婚移住女性を「韓国人化」させ、見えな存在にしていこうためではなかろうか。実際、多文化家族支援センターでは女性たちの帰化と改名を積極的に推進しており、改名の時に必要な費用までを補助している。いわば、結婚移住女性たちは帰化と改名によって、韓国人として生きる姿勢を見せなければいけないのである。

このように、結婚移住女性たちは帰化することで生じるメリットを考えて帰化を選択す

⁶² 実際 M-2 さんは、それに不満をもち多文化家族支援センターに抗議したが、センター長から論山市からの方針であるため仕方がないと回答されたという。

るより、帰化しないことで生じるデメリットを恐れて帰化を決心する。しかし、彼女たちにとって国籍はそんなに深い意味を持つものではない。彼女たちは韓国国籍を取得して構造的な「同化」をしたとしても自らを「韓国人」として帰属させない。韓国国籍を取ったほとんどの女性たちは自らを「韓国人でもあり〇〇人でもある」と答える。すなわち、二つの国をまたがる存在として自らを位置づけているのである。

2. 日常的「抵抗」

上で確認したように、結婚移住女性は社会文化的に、また構造的に「順応」・「同化」することで、韓国社会や韓国家族から信頼を得ようとする。特に、家族内ジェンダー役割の遂行は、ジェンダー規範の再生産につながるものでありながらも、社会構成員としての資格を正当化する上で貴重な資源になるという矛盾を合わせ持っている。

人は誰でも社会から自分の存在を承認してもらうために、一定の社会的役割をある程度は担わざるをえない。結婚移住女性の場合は、それが父系家族維持のためのジェンダー役割の遂行なのである。既に述べたように結婚移住女性が他の外国人とは違い、多文化政策の「主人公」となれたのも、彼女たちが再生産労働の隙間を解決してくれる「資源」としてみなされたからである。もちろん、このような社会的な圧力は彼女たちを苦しめる。そこで、彼女たちは、自分に与えられたジェンダー役割を一応は引き受けつつ、その方向性を自分なりに変えていこうとするのである。まるで、スコットの『弱者の武器 (Weapons of the Weak)』で、マレーシアの小作農民が資本家に対してサボタージュや偽りの服従、感情偽装、ゴシップ、偽装された無知、脱走などの実践を通じて日常的に「抵抗」するように、結婚移住女性たちも期待役割から離れるのではなく、それを逆手にとり、自分の意図に合わせて、積極的に交渉・妥協・抵抗するのである。

結婚初期、女性たちは交渉可能な資源を何も持っておらず、自分が「安全で」「誠実な」嫁・妻であることをアピールする行動を取っていた。しかし、女性たちは妊娠をきっかけに多少の交渉力を手に入れることになる。それまで、韓国料理中心の生活をしてきた女性たちは悪阻をきっかけにはじめて韓国料理を拒んで「出身国料理が食べたい」と主張することができる。韓国では「妊婦が食べたいものを食べられないと生まれてくる赤ちゃんの両目の大きさが違ってくる」という言い伝えがあるほど、妊婦が食べたいというものはできるだけ与えようとする。韓国ドラマでも夜中に妊娠した妻が夫を起こして食べたいものを買ってくるように頼む場面をしばしばみることができる。妊婦を大事に思う韓国社会の雰囲気を感じた結婚移住女性たちはそれまで我慢してきた出身国の料理を堂々と要求するようになるのである。彼女たちが出身国の食材を手に入れることは 2000 年代半ば以降

からはそんなに難しいことではない。それ以前に結婚移住した P-1 さん、P-5 さんは「フィリピンの食材を買いたくても買えなくて我慢するしかなかった」と語るが、2000 年代の半ば以降移住してきた女性たちはそのような経験はない。何故ならば、論山には中国や東南アジアの食材を扱う「エスニックストア」が 2007 年以降に次々できているし、最近はネットでエスニック材料を購入することも簡単にできるようになったからである。

女性たちは出身国の食材で料理を作り自ら食べることはもちろん、韓国の家族にも勧める。女性たち自らも韓国の食文化に適応していく一方で、家族にも出身国の食文化を伝えようとするのである。そして、子どもが生まれ、韓国語や韓国での生活にも慣れていくにつれ、それまで韓国の家族の望み通りに行動し、順応してきた女性たちは、次第に自分の感情や考えを表に出すようになる。いわば、女性たちは、韓国の家族や親族と顔を向き合わせ、葛藤しながら関わり、序列関係を揺るがしていくのである。

特に姑との関係において著しい変化がみられる。第 4 章で述べたように、ほとんどの姑は「外国人嫁」を信頼せず、権限を与えようとしない。というのも、多文化家族の夫婦は歳の差がある場合が多く、姑から見ると嫁は孫と同様な年齢である。それに、たどたどしい韓国語で話す嫁は一層こどもに見え、「いちいち教えなければいけない存在」に思われ

るのである。そのため、まるで親が幼い子供をしつけるように、嫁をしつけようとする。しかしながら、たとえ幼い子供であっても、親に言われるまま行動する子はほとんどいないと言っても過言ではないであろう。子供であっても親が自分の個性や主体性を尊重してくれないと反抗するものである。子供でさえそうなのに、大人である、しかも国境を越え



＜写真5.3＞論山市にあるエスニックストア
(2012年筆者撮影)



＜写真5.4＞ベトナム出身女性たちとその夫たち。
「ベトナム食堂で夫婦が一緒にベトナム料理を食べている。」
(2011年筆者撮影)

るほど進取的な結婚移住女性は言うまでもない。女性たちは徐々に抵抗の姿勢を見せるのである。

まず、女性たちに見られる抵抗の形は「偽りの服従」である。姑とのトラブルを避けるために姑の前では従順な姿を演じるが、姑のいない所では自分の欲求と意図に合わせて行動する。例えば、K-1 さんの姑は非常に節約家で、K-1 さんは子どもたちに紙おむつを使うと怒られたという。そのため、彼女は姑の前では布おむつを使い、姑がいない時は紙おむつを使っていたという。姑にばれないように使ったおむつは黒いビニル袋に入れて捨てたという。P-5 さんの場合は、姑には秘密にして母国の家族に薬や生活用品を度々送っている。彼女は家族に送りたいものをインターネットで購入するが、配送先を自分の友達の家に行っているのである。同様に M-1 さんと M-3 さんの場合も姑にばれないようにして服や化粧品を買っているという。彼女たちは姑に小言を言われたくないためにそうしていると語る。

P-3 さんの場合は、姑に改宗を求められているケースである。彼女の宗教はカトリックで、姑の宗教は仏教であるが、姑は家庭に違う宗教を持っている人がいると悪いと言いながら彼女に改宗を求めているのである。そのため彼女は姑の前では改宗したふりをするが、姑には秘密にして娘を連れてカトリック教会に通っているという。こういう女性たちの行動はできるだけ姑とトラブルを避けるために行う日常的「抵抗」である。しかし、これらの方法は長くは続けられないし、彼女たちにストレスを与える。そのため、女性たちはトラブルを避ける方法だけではなく真正面から対立することを選ぶ場合も多々ある。例えば姑の言葉が納得いかないと思ったら「反撃」することで、抵抗の態度を見せるのである。

うちのお義母さんはあまりにも小言が酷いです。だから今はお義母さんの言葉は右から左へ流しますね。いちいち反応しないです。うるさいと思ったら自分の部屋に入って出ないです。ドアを閉めて部屋に隠れます。＜V-8 さん＞

結婚してしばらくはお義母さんに口答えなんかしていなかったんです。いつもはい、はいでした。しかし我慢にも限界があるから、今は納得いかないと口答えしますね。＜V-2 さん＞

私が作った料理にいつも文句を言うから、「私は韓国人じゃないから韓国料理は上手に作れません」と言ったんです。「美味しくないとお義母さんが作ってくだ

さい」と言ってからは料理に対する小言は少し減りました。〈V-3 さん〉

一番腹が立つのは、義弟の嫁と私を比較することです。義弟の嫁は韓国人です。彼女と比較されると本当にムカつきます。義弟の嫁には寛大なのに私にだけ厳しい気がします。去年の秋夕⁶³の時、義弟の嫁と私がソンピョン⁶⁴を作っていたんですが、私が作ったのを見てお義母さんが「あなたが作ったのは餃子みたいだよ。義弟の嫁が作ったのを見てごらんなさい」と言ったんです。本当にカッとなって「私は韓国人じゃないから綺麗に作れません。韓国人同士で作ってください」と言って、部屋に入っちゃいました。もちろん、他の料理も作らなかったです。〈M-1 さん〉

このように女性たちは「従順的な嫁」を諦め、反撃を行う。ここで、一つ興味深いことは V-3 さんと M-1 さんのように、「自分が韓国人ではなく外国人嫁」であることを強く主張することである。つまり、結婚初期は敢えて「差異」を隠しながら生活してきた女性たちが徐々に「差異」をアピールするようになるのである。特に子育て方法において彼女たちは韓国人との「差異」を表にする。たとえば、東南アジア出身女性の場合、子どもをハンモックで寝かせる場合が多い。しかし、韓国ではこのような習慣がないため、こうした子育て方法を不安に思うのである。姑たちは嫁に韓国式の子育てを求める場合が多いが、結婚移住女性たちは決して譲らない。自分の方式で子育てを実践していくのである。



〈写真 5.5〉カンボジア出身女性の育児風景
(2011 年筆者撮影)



〈写真 5.6〉ベトナム出身女性の育児風景
(2011 年筆者撮影)

⁶³旧暦の 8 月 15 日が秋夕であるが、正月とともに韓国最大の民族的祝日である。

⁶⁴秋夕に食べるお餅。米粉をこねて、豆やゴマ、栗などの多様な材料を入れ、月形に作って蒸したお餅である。ソンピョンをきれいに作ると可愛い女の子を産めると伝えられている。

一方で、時間の流れとともに夫との関係にも少しずつ変化がみられる。結婚初期には夫にすべてを依存していた女性たちが、韓国語能力を身に付け、同じ出身女性との交流をはじめることによって少しずつ自立していく。特に、子どもを産んで、韓国国籍を取得した女性たちは夫と交渉できる資源が増える。母親としての権限を主張することも、離婚を要求することも可能になるからである。特に、興味深いことは、彼女たちが夫と交渉するために、しばしば自らに付与されている負のイメージを逆に利用しているということである。たとえば、自分や自分の母国の家族がどれだけ苦しい生活をしてきたか、なぜ国際結婚をせざるをえなかったのかをアピールし、母国への仕送りを促したり、夫と意見対立があった場合、「家出して戻ってこないぞ」「出身国へ帰るぞ」と夫を脅かすのである。

正直に夫に言いました。私が韓国に来た理由を…。もちろん、幸せな結婚生活を夢見てきたけど、それだけではなく、ベトナムにいる家族に役立ちたいという気持ちで来たことを…。韓国のお金は価値があるから、5万ウォンでもいいから仕送りしてほしいと、泣きながら言いました。＜V-9さん＞

カンボジアの家には冷蔵庫がなかったです。だから氷などは近所で買ってくるしかなかったです。カンボジアの家に冷蔵庫をプレゼントしたいと思って夫を説得しました。韓国の家には冷蔵庫が二つもあって便利なのに、カンボジアの家には小さい冷蔵庫もないから、冷蔵庫を見るたびに私がどれだけ悲しい気持ちになるかを夫に言いました。夫も納得してカンボジアの家族に冷蔵庫をプレゼントすることができました。＜K-3さん＞

最近夫が一番恐れることは離婚です。以前には夫婦喧嘩になると夫から「お前の国へ帰れ」と言われましたが、最近は絶対言いません。本当に私が子どもを連れて帰るのではないかと、少し不安みたいです。最近は逆に私が「私は子どもとフィリピンに行くからお義母さんと幸せに暮らしてください」と言うんです。

＜P-5さん＞

夫婦喧嘩するときはやっぱり離婚の話も出るんじゃないですか。以前はそれが怖かったのですが、いまは怖くないです。韓国国籍もあるし、離婚しても韓国で子どもを育てながら生活するのには問題ないと思います。今は、私から夫に「しっかり

しないと家出するからね」と言います。＜M-3 さん＞

このように、女性たちは自らの負のイメージを逆に利用ながら夫を説得したり脅かしたりする。特に、「逃げられるかもしれない女性」という汚名を気にし、自分は「安全な女性」であることをアピールしてきた女性たちがそれを逆に利用し夫を脅かすということは印象的である。しかし、こうした脅かしが効力がないと判断される場合、女性たちはもっとハードな抵抗を実践する。それは、脅かしだけではなく、実際に「家出」を強行することである。27 人のインフォーマントたちの中で 3 日以上家出の経験がある人は 6 人にも上る。なぜ彼女たちは家出を強行するようになったのだろうか。以下に 2 人の事例を挙げよう。

P-1 さんの家族は姑、夫、娘、息子で構成された 5 人家族である。夫は農業を営んでおり、生活には困らなかったという。しかし、1 年前から突然夫が P-1 さんに生活費をくれなくなった。その原因を彼女ははっきり分かっていないが、賭博で借金ができたのではないかと予想する。夫から生活費をもらえなくなってから、P-1 さんは工場で働いている。しかし、彼女の給料だけでは生活は厳しく、娘が長年通っていたテコンドー道場を辞めさせるしかなかったと、彼女は泣きながら話した。夫を説得しても、脅かしても夫は無言のまま、P-1 さんは最後の策として家出を強行した。離婚も視野に入れた決心であった。結局、彼女は 3 か月間一人暮らしの弟の家で暮らしたが、子どもたちのことを考えて家庭に戻った。しかし、彼女の家出は、夫に大きいインパクトを与えた。離婚の危機を察した夫はそれ以来、彼女に毎月一定の生活費を渡しているという。なぜ夫が急に生活費を打ち切ったのかについては疑問のままだが、とにかく、彼女は家出を強行したことで、夫に危機感を与えることに成功した。

また、C-1 さんは姑との葛藤で家出を強行した例である。彼女は結婚当時から姑と同居していたが、とにかく姑とは性格が合わないという。姑は小言が多く、いつも彼女を監視していたという。結婚して 5 年が経つまで夫の給料を姑が管理するほどであった。さらに、いくら努力しても姑に一回も褒めてもらったことがなく、いつも叱られるばかりであったという。もう姑に我慢できなくなった彼女は、家出を決心した。彼女は夫に「離婚をするか、お義母さんと別々に暮らすか、選択しろ」と言って、子どもたちを連れて家を出た。彼女がこのように強く行動できたのは、夫が自分を選択するという確信があったからであったという。彼女の予測通りに彼女の夫は母親と別々に暮らす選択をした。しかし、だからといって彼女が姑と絶縁したわけではない。別々に暮らしていても彼女はおかずを作って姑にもっていたり、病院に同行したりしながら姑との関係は持続している。なぜ、彼女

は姑と絶縁しなかったのだろうか。彼女は「お義母さんは憎くても、自分を選択してくれた夫がありがたくて、最低限の嫁の役割は続けたい」と語った。そうすることで、彼女の夫も母に対する罪悪感を持たず生活することができるという。二人の例からみるように、結婚移住女性たちは、最後の抵抗として家出を強行し、自分が意図した通りの結果を手に入れるのである。

今までみてきたように、女性たちは、「偽りの服従」「反撃」「交渉」「脅迫」「家出」などの様々な日常的「抵抗」を通してそれまでの家族の生活文化やジェンダー関係を揺るがしながら自分流の生活スタイルに作り変えようとしているのである。

3. 経済活動

結婚移住女性たちが夫との非対称的な関係を揺るがす方法のひとつは、就職を通じて経済的な依存度を下げることである。多くの結婚移住女性たちは自ら経済活動に参加することを望む。なぜならば、自由にお金を使いたい、母国へ仕送りしたい、家庭から「脱出」したいといった理由以外にも夫と対等な関係を保ちたいという望みもあるからである。しかし、外で働くためには姑や夫の許可が必要である。すなわち、外で働く女性たちは家族から「外で働かせても逃げない」と信頼されている女性たちである。女性たちは夫を説得し仕事に出る。女性たちは主に食堂の接客や皿洗い、老人の介護、工場の生産職、農家の手伝いなどをする場合が多い。いわば、20代、30代の韓国人女性があまり好まない職種で女性たちが働いている。これらは語学力や専門知識を要しない職種なので比較的簡単に就職することができる。実際このような職種において結婚移住女性は歓迎される。筆者はある結婚移住女性の就職面談に同行したことがある。その会社は自動車の部品を生産する工場であったが、わざわざ多文化家族支援センターに来て職員を募集していた。仕事の条件は、朝8時から夕方6時まで、週5回働いて月給160万ウォン程度であった。仕事の内容は自動車部品の生産であったが、ずっと立って作業しなければいけないハードな仕事であった。工場に行ってみると、既に何人かの結婚移住女性がそこで働いていた。面接担当者に多文化家族支援センターまで来て、わざわざ結婚移住女性たちを募集する理由を聞いてみたが、彼は次のように語った。

韓国人は長く働かないです。入ってきてすぐ辞めます。ここでの仕事は楽な仕事ではないからすぐ辞めてしまうんです。会社の立場からするとせっかく作業を教えたのにすぐ辞められると全部無駄になるからできるだけ長く働ける人がほしいで

す。結婚移住女性たちは我慢強くて、誠実です。韓国語があまり出来ない人でも働くことができます。とにかく長く働いてくれる人がほしいです。

面接担当者の語りのように、結婚移住女性たちは「我慢強さ」と「誠実さ」を武器に、経済活動に参加する。仕事は決して楽ではないが家庭では味わえない満足感を与えてくれる。何よりも夫に依存しなくても、母国の家族に仕送りできるメリットは大きい。また、韓国社会で生きていけるという自信が持てる。経済力を手に入れたことで生活の余裕も生まれる。趣味生活や買い物などちょっとした贅沢もできるし、家計を助けることもできる。何よりもだれだれの母、嫁、妻としてではなく、一個人として社会参加することの達成感も大きい。



<写真 5.7>卵農家で働く女性たち
(2011 年筆者撮影)



<写真 5.8>工場で働く女性たち
(2011 年筆者撮影)



<写真 5.9>老人ホームで働く女性
(2011 年筆者撮影)



<写真 5.10>メロン農家で働く女性
(2011 年筆者撮影)

一方で、彼女たちが職業を持つ理由は、経済的な理由や家庭からの解放といったこと

だけに留まらない。威信のある職業に就くことで社会的地位と家庭内での権限を手に入れようとする女性も見られる。しかし、彼女たちが威信のある職業につくことはそんなに簡単なことではない。学歴やコミュニケーションの問題、社会的偏見などによって彼女たちが働ける業種は限られている。唯一彼女たちが威信ある職業を手に入れることができるのは、自分がもっている「言語力」や「文化的資源」を生かせる仕事に就くことである。例えば、

英語ができる P-8 さんは高校で英語講師をしており、C-3 の場合は中国語通訳の仕事をしている。また、V-1 さんの場合は「多文化講師」として論山地域の幼稚園や保育園、学校などに派遣され、ベトナムの歴史や文化を紹介している。3 人ともその仕事を得たことで社会的にも、家庭の中でも自尊心を回復したケースである。

英語講師になってから周りの反応が全然違います。近所の人も私が先生をしていることを知っているから、子供の英語レッスンを頼む人もいます。しかし、この仕事はあまりお金にはなりません。工場で働いたほうがお金にはなります。それでも私はこの仕事を続けるつもりです。正直に言うと、この仕事を辞めて工場で働くかどうか迷った時期がありました。フィリピンにいる母が病院に入院して急にお金が必要だったからです。しかし、長いスパンで考えるとやっぱりやめないほうがいいと思いました。何よりも子供たちのためです。工場で働くより学校で教えるほうが子どもたちに良い影響を与えと思ったからです。＜P-8 さん＞

何よりも子供たちが私を誇らしく思ってくれているので、それが一番幸せです。正直にこの仕事はあまり給料も多くないし、授業準備のために時間もかかります。工場で働く友達の方が給料が高いです。しかし、子供のことを考えると今の仕事がいいです。うちの子供が通っている学校や保育園でも講義したりしますが、うちの娘から「ママ、かっこういい」と言われました。それで十分です。＜V-1 さん＞



＜写真 5.11＞中国語講師の資格を取るため教育を受けている中国出身女性たち
(2012 年筆者撮影)



＜写真 5.12＞ベトナム出身女性の講義風景
(2011 年筆者撮影)

このように、女性たちは自分の意向通りに仕事の種類と仕事先を決め、経済活動に参加する。しかし、注目すべきことは、彼女たちがどこで、何の仕事をしているのかではなく、経済活動を通じてエンパワーメントされていく女性たちの姿である。それまですべてを夫に依存してきた女性たちは、社会に出てお金を稼ぐ経験を通じてはじめて韓国でも自立できると実感する。そして、その自信は当然家族関係にも影響を及ぼす。例えば、本章の 3 節で示したように、女性たちが家出を強行することができたのは、夫に依存しなくても韓国で生きていけると自信があったからである。要するに、女性たちは経済的自立によって家庭内の不当な待遇や要求にただ耐えることなく、「抵抗」できるようになるのである。

4. 韓国内に広がる同国人コミュニティ

4.1 家族・親族

繰り返して言うように、出産は結婚移住女性にとって大きな意味を持つ。母になることで女性たちははじめて交渉力を手に入れるようになる。いわば、女性たちにとって子どもは絶対的な「人的資源」なのである。たとえば、女性たちは出産を通じて出身国の家族を比較的簡単に呼び寄せることが可能となる。結婚移住女性は法的に子供の養育を目的に親を呼び寄せることができる。滞在期間は 1 年であるが、3 回まで延長することができる。就職は制限されているが、韓国の労働市場では低賃金労働者を必要とするため、呼び寄せによって韓国にきている女性たちの家族が仕事を探すことはそんなに難しいことではない。特に農村地域は農作業の仕事が多いので、韓国語が全くできない外国人であっても比較的簡単に仕事を見つけることができる。このような事実を知っている女性たちは出産をき

っかけに母国の両親を韓国に呼び寄せるケースが多い。仕送りの代わりに家族を呼び寄せ、労働環境を提供するのである。もちろん、母国の家族を呼び寄せるためには韓国の家族の同意が必要である。だが、韓国では出産後の産婦のケアは一般的に妻の母が担当することが多いため、出産時期の母親の呼び寄せは比較的に韓国の家族の同意が得やすい。実際、27人のインフォーマントのうち、出産をきっかけに母親を呼び寄せた経験がある女性は13

人にも上る。女性たちの母親は短い場合は6ヶ月間、長い場合は3年間韓国で滞在していた。母親たちは、娘の子育てを手伝いながら卵の選別作業や農業の手伝いなど言葉が通じなくてもできる単純労働に出てお金を稼いでいた。こうして女性たちは母親を韓国に呼び寄せ仕事ができる環境を作ること、娘としての義務を果たすのである。



<写真 5.13> 出産を控えている結婚移住女性とその母親
(2011年筆者撮影)

一方で、母親の呼び寄せは単に母親に労働環境を提供するだけではなく、多文化家族の生活環境にも大きな影響を与える。それまでは女性たちが一方的に韓国文化に染まって生活していたが、母親が来たことで出身国の文化を家庭内で表出することが容易になる。母親は全く韓国語ができないので当然出身国の言語で会話をし、出身国の料理も食卓に並べるようになる。本当の意味の「多文化家族」であり、二つの文化が漂う生活空間になるのである。特に、舅姑と同居していない家庭においては、夫の方がマイノリティ的な立場に置かれる。それまで妻に韓国文化を強要してきた夫も、義理の母親にはそれを言えない立場である。逆に毎日妻の母国の言語を耳にし、母国料理を食べながら妻側の文化に慣れていくという現象が起きる。こういう環境は特に子どもたちに大きい影響を与える。母親の母語がインプットされることはもちろん、母親の文化的要素も違和感なく「自然」に受け入れるようになるのである。実際、P-2さんは3人目の子どもが生まれる際にフィリピンから母親を呼び寄せ、3年間一緒に同居したが、その影響なのか彼女の長男と次男はタガログ語がある程度理解できて、フィリピン料理も好んで食べるという。同様にK-2さんの場合も出産をきっかけに母親を呼び寄せ2年間一緒に暮らした結果、子どもがカンボジアの言葉のある程度聞き取れるようになったという。

一方で、興味深いことは、家族の呼び寄せのほかにも女性たちの家族や親族が韓国で暮

らしているケースが多いということである。たとえば、インフォーマントの中で姉や妹、親戚などが韓国人男性と結婚したケースは8人にも上る。中にはインフォーマント女性より先に結婚移住をしたケースもあり、その逆のケースも見られる。また、男兄弟が「雇用許可制度」を利用して韓国に來ている例も2件あった。つまり「移民の連鎖」と言われる現象が徐々に起きていると言える。このような現象は、当然結婚移住女性の生活にも大きな影響を与えるに違いない。韓国文化に染まり「韓国人」として生きていくように期待される結婚移住女性だが、このような「移民連鎖」が起きている以上それは不可能に近いことであろう。

4.2 同国人結婚移住女性のコミュニティ

韓国へ家族を呼び寄せることも、韓国に家族や親族もない結婚移住女性にとって同じ出身国の友達の存在は大きい意味をもつ。菅谷（1980）によれば、長距離の移動によって接触が困難になった近親の代替者として近隣や友人が、前住地で近親が担っていた機能を肩代わりする「疑似親族」が形成されるという。結婚移住女性たちにとって、同国出身の友達は、まさに「類似親族」であり、家族には話せない悩みを打ち明けることも、母国の社会、政治、文化について語り合えることもできる存在である。

結婚初期、姑や夫の反対によって、同国出身女性コミュニティに参加することが難しかった女性たちは、出産を通じて交渉できる力をつけた後から積極的に同国人の友達との交流を始める。論山市には、出身国別に、年齢的に、結婚時期別にいくつかの結婚移住女性たちのコミュニティがあり、活発に運営されている。しかし、こられは公的なものではなく、私的なものである。それぞれのグループにはリーダー的な存在がおり、その人を中心にネットワークが形成される。彼女たちは定期的・非定期的な集まりを通じて普段のストレスを発散し、育児や就業情報といった、韓国で暮らしていく上で必要な情報を交換する。それに、結婚移住女性であるがゆえに直面する「問題」や「悩み」を共有する。久保紘章（1998）は、自助組織に関して、メンバー同士が水平関係にあることのほか、共通の問題を持つ「当事者」で構成される点を重要な特質として挙げているが、「同じ境遇にある人々」が互いに経験を語り合うことで、一層強い結びつきが生まれてくるのである。

女性たちが集まる場所は、主に舅姑と同居していない結婚移住女性の家である。女性たちは同国人コミュニティで母語を使用し、出身国の料理を作って食べるなど、韓国人家族を気にすることなく、出身国の文化を満喫する。それに、姑や夫に対する不満や悪口を語り合いながら普段のストレスを発散する。

もしこのような集まりがなかったとしたら、韓国生活がとても辛かったと思います。同じ国の友達に会うととても楽しいです。フィリピンの料理を食べながら友達とおしゃべりをするとストレス発散になります。大したことはしないが、一緒にいるだけで安らかな気持ちになります。＜P-7 さん＞

悪阻で韓国料理が食べられなかったとき、この集まりに来て出身国料理をたくさん食べました。お姉さんたちがおいしいものをたくさん作ってくれました。今でもありがたく思っています。ここにくると、ここが韓国なのか、ベトナムなのか分からないぐらいです。この時間がとても幸せです。＜V-6 さん＞

ここ来ると、とても勉強になります。子どもの予防接種のこととか育児のこととか、韓国の文化とか、私より先に韓国に来た先輩たちに沢山聞きます。とても親切に教えてくれます。この先輩たちが私の先生です。＜V-7 さん＞

当然このような集まりは彼女たちだけではなく、子どもたちにも大きい影響を与える。子どもたちは幼児期から母親の言語や文化に触れることで自然に韓国文化とともに母親の文化も理解するようになる。母親たちは子どもに民族衣装を着せたり、出身国の言葉や歌を教えたりしながら、子どもと自らの文化を共有し、親子の絆を深める。家庭ではあまり出来ないことが同国人コミュニティでは実現できるのである。

しかしながら、同国人コミュニティは、同じ国の結婚移住女性という共通点だけで無条件で均質的なネットワークを形成しているわけではない。女性たちは、相互の微妙な差異も認識している。結婚の類型や家庭での位置、学歴、年齢、滞在期間といった差異によって重層的に形成されている。つまり、同じ立場にいる仲間として相互に強く結びつきながらも、女性たちは、個々の家庭環境や、立場の差異に意識的である。韓国社会は結婚移住女性を一枚岩として認識している傾向がある反面、結婚移住女性たちの集団内にはヒエラルキーが存在していることが窺える。たとえば、フィリピン出身女性たちの



＜写真 5.14＞ベトナム出身母をもつ子どもたち
(2012 年筆者撮影)

コミュニティを見ると、比較的に高学歴で英語ができるグループとそうではないグループに分かれる。前者は英語を生かす仕事をしている場合が多くプライドも高い。後者の場合は工場などで働く場合が多く、フィリピン人なのに英語ができないことに劣等感を持っていることが多い。そのため、前者と後者は同じコミュニティで結ばれることはない。また、同じベトナム出身でも親戚や知人の紹介で結婚したのか、仲介業者の仲介で結婚したのかによって微妙なヒエラルキーが存在している。前者は後者と自分たちを同一視しない。すなわち、仲介業者を通じて結婚した女性たちを低く見ているのである。

このように、結婚移住女性たちは、「おなじ同士」で集まることで、誰もが居心地良いコミュニティを形成している。彼女たちは、韓国で直面する困難や状況を乗り切りために、協同し合い、助け合いながら、状況を打開しようとする。

一方で、結婚移住女性たちのコミュニティは、情報交換や親睦などの私的領域としての役割だけではなく、ホスト社会に自分たちの存在を可視化させる機能も持っている。小ヶ谷(2001b)は、「ホスト社会において不可視化され、力を奪われがちな移住女性たちがいかなる形態にせよ組織活動に参加することで自らを可視化させていくことは、ホスト社会に対する移住女性側からの最初の対抗として捉えられる」と述べている(小ヶ谷 2001:124)。

女性たちは、韓国社会に自分たちの存在を可視化し、承認してもらうために、次節でみるように、結婚移住女性同士のネットワークを利用し、集まり、ボランティア活動や地域の行事に積極的に参加することで、存在証明をしているのである。



<写真 5.15>カンボジア出身女性たちの
コミュニティ

(2013 年筆者撮影)



<写真 5.16>フィリピン出身女性たちの
コミュニティ

(2009 年筆者撮)

5. 地域社会の市民として

前述したように韓国社会で結婚移住女性は、常に貧困、無知、啓蒙対象、支援対象などのキーワードで語られ、絶えなく他者化される。「アジア出身結婚移住女性」であることが、ある種のスティグマなのである。当然当事者である女性たちは繰り返される日常の中で自分に課せられたスティグマを自覚するようになる。しかし、自分自身に付与されたスティグマをそのまま持ち込むことで、社会によってコントロールされるだけではなく多様な戦略を通じて、自分たちのスティグマを希釈あるいは攪乱しながら、地域社会の同等な市民としてのポジションを確保しようとする。

地域社会の承認を得るために彼女たちが行う日常的「実践」の中で、一番目立つことは、ボランティア活動である。彼女たちは、組織的に、また個人的に積極的にボランティア活動に参加する。例えば、ベトナム出身女性たち同士のボランティアグループは、2週間に一回孤児院を訪問し、子どもたちの世話をしたり、掃除や洗濯などを手伝う。また、中国出身女性グループは毎月1回老人ホームでボランティア活動を行っている。そして、カンボジア出身女性たちのグループでは毎月1回障害者支援センターでのボランティアを実践している。それに、自分の能力を生かした活動をする女性も多数いる。例えば、ネイルや美容を習った女性たちは、地域住民のために無料サービスを行ったりする。女性たちの中には専業主婦もいるし、仕事を持っている女性もいるが、いずれにしても子育てをしながらボランティア活動を続けることはそんなに容易なことではない。つまり、意志がないと続けることができないことである。それでも女性たちがボランティア活動に力を入れている理由は、以下の通りである。

最初は友達に誘われて軽い気持ちで孤児院に行きました。行ってみて人手がとても足りないことを知りました。私たちは主に掃除をしたり、食事準備をしたりします。また、子どもたちと一緒に遊んだりもします。初めは続けるつもりではなかったのですが、施設の人と子どもたちに喜ばれることがうれしくて続けています。ボランティア活動は体は疲れても終わってからはいい気分になります。私の手助けを待っている人がいると考えるとやめることはできません。＜V-4さん＞

韓国に来て周りの韓国人からいろいろ助けてもらいました。しかし、いつも助けられる側にいるのはあまり愉快なものではありません。それで私たちは恩返しする気持ちでボランティア活動を始めました。初めは3人でやりましたが、今はメンバ

ーが 16 人に増えました。＜C-2 さん＞

ボランティアを始めたきっかけは地域住民と仲良くなりたかったからです。また、私達も地域のために何かできることがあることを見せたかったです。…… 人のためにできることがあるから幸せです。「ありがとう」と言われると、とてもうれしいです。この活動で人にやってもらうこともうれしいけど、やってあげることの喜びも分かるようになりました。＜C-2 さん＞

女性たちが語るように、彼女たちは常に助けられる立場に置かれることを拒む。今度は助ける立場になって、「私たちは可哀そうな存在ではない」「いつも助けられるばかりではない」という側面をアピールし、イメージチェンジのために努めているのである。それに、こういう活動は、彼女たちを「人のために何かをしている」と実感させ、自らの存在価値を見出すことにもつながるのである。



＜写真 5.17＞ボランティア活動の風景
「一人暮らしの老人の家を片付けている。」
(2012 年筆者撮影)



＜写真 5.18＞ボランティア活動の風景
「年寄りの食事を手伝っている。」
(2012 年筆者撮影)



＜写真 5.19＞ボランティア活動の風景
「地域住民に無料でネイルデザインを行っている」
(2013 年 5 月筆者撮影)



＜写真 5.20＞ボランティア活動の風景
「地域住民に無料でヘアカットを行っている。」
(2012 年筆者撮影)

地域社会のために役に立ちたいという結婚移住女性たちの胸中は次の実践からも窺うことができる。2012年4月9日の論山市ネット新聞に結婚移住女性たちの写真と記事が掲載された。結婚移住女性たちが論山市のイチゴ祭りでエスニック料理を販売して得た収益金全額を寄付したという内容である。女性たちは多文化家族支援センターのセンター長と論山市庁を訪問し、市長に直接収益金を渡したのである。

論山市に居住する多文化家族の主婦ら 10 人あまりは、2012 年 4 月 19 日午前、論山市のファン・ミョンソン市長に、低所得層独居老人のために使って欲しいと募金 177 万ウォンを寄付し、褒め称えられている。論山市多文化家族支援センターの具玉蘭所長によると、これら多文化家庭主婦らは 4 月 13 日から 15 日まで 3 日間論山川の水辺で開催されたイチゴ祭りでフィリピン、カンボジア、中国、日本、ロシア、モンゴルなどの母国の伝統料理を作り、観光客に販売した。



これらの多文化家族主婦らは、具玉蘭所長と協議し、販売収益金全額を生活が苦しい独居老人のため寄付することを決め、今日論山市に手渡したのである。(筆者訳)

<グットモーニング論山、2012 年 4 月 9 日⁶⁵>

一方で、女性たちは地域の様々な行事にも積極的に参加する。地域の祭りでは伝統舞踊を披露したり、出身国の歌を歌ったりしながら出身国の文化を韓国人住民に披露する。女性たちは自らも韓国文化を受け入れると同時に地域の韓国人たちにも自分たちの文化を知

⁶⁵논산시에 거주하는 다문화가정 주부들 10 여명은 2012 4 월 19 일 오전 논산시청으로 황명선 시장을 방문 형편이 어려운 독거노인을 위해 써달라며 성금 177 만원을 전달해 칭송을 받고 있다.

논산시 다문화가족지원센터 구옥란 소장에 의하면 이들 다문화가정 주부들 20 여명은 지난 4 월 13 일 부터 15 일 까지 사흘간 논산천 둔치에서 개최된 딸기축제장에서 필리핀 캄보디아 중국 일본 러시아 몽골 등 자신들 모국의 전통적인 음식을 만들어 관광객들에게 판매 했다.

이들 다문화가족 주부들은 구옥란 소장등과 협의 판매 수익금 전액을 생활형편이 어려운 독거노인을 위해 기탁하기로 의견을 모으고 이날 시에 전달 하게 된 것이다.<굿모닝논산 4.9 중 발췌>

http://www.gnnews.com/news/view.php?idx=12266&sm=w_total&stx=구옥란&stx2=&w_section1=&sdate=&edate=

らせるための行動を示しているのである。祭りだけではなく、女性たちは地域の様々な行事にも参加し、自分たちの存在を見せつける。ある小学校で行った多文化祭りでは、女性たち自らが出身国の料理を作り、子どもたちに食べさせていた。また、地域のスポーツ大会にも参加し大活躍をみせた。

こうして、結婚移住女性たちは、自分たちの存在を地域社会に可視化していき、地域社会の堂々たる一員になるための実践を行っている。彼女たちは韓国社会の期待や同化圧力の中でも、絶えず自国と韓国の文化の間を往来しながら一つの国、一つの文化だけに帰属することなく、トランスナショナルな市民として生きているのである。そして、このような結婚移住女性たちの日常的な「実践」が、保守的な韓国の農村社会をグローバルな空間に変えつつあることは間違いだろう。



<写真 5.21>祭りの風景
「伝統踊りを披露するモンゴル出身女性」
(2012 年筆者撮影)



<写真 5.22>祭りの風景
「ベトナムの歌を歌う子どもたち」
(2012 年筆者撮影)



<写真 5.23>小学校の多文化祭りの風景
(2012 年筆者撮影)



<写真 5.24>地域のスポーツ大会の風景
(2013 年筆者撮影)

6. 小結

本章では、韓国社会において弱者である結婚移住女性たちが、期待される役割や社会的圧力に対応しながらも、自分の欲求や意図に合わせて、自らの脆弱な立場を組み立て直していく日常的「実践」について考察した。

一節では、女性たちが韓国社会や韓国人家族から信頼を得るために社会文化的に、そして構造的に戦略的な「順応」・「同化」を選んでいることを明らかにした。女性たちは円満な結婚生活を送るために黙々と期待される再生産労働を実践していく。こうした行動が、ジェンダー規範の再生産につながるものであるとしても、女性たちは、このような実践によってのみ、構造上の周縁から中心へと自らを移すことができるのである。それを認識している女性たちは、あえてジェンダー規範に従うことで、交渉力を手に入れようとしている。また、女性たちは韓国国籍を取得し、「韓国人」としての地位を得る事で安定化を図る。しかし、彼女たちにとって国籍はそれほど大きな意味を持つものではない。国籍は必要に応じて変えられる「道具」であって、女性たちは自らを「韓国人」として帰属させない。自らを二つの国をまたがる存在として位置づけるのである。

二節では、女性たちの日常的「抵抗」について述べた。彼女たちは、一節で述べたようにただ韓国社会に「順応」あるいは「同化」するだけではなく、自分の意図に合わせて、積極的に交渉・抵抗しながら自らのポジションを確立しようとしていた。女性たちは徐々に自分の文化的要素や感情を表に出すようになる。それだけではなく、「従順な嫁・妻」の姿をやめ、状況によっては「反撃」も行う。彼女たちの日常的「抵抗」は、偽りの服従や口答えのようなソフトな抵抗から脅迫や家出のようなハードな抵抗まで様々である。いわば、女性たちは、韓国の家族や親族と顔を向き合わせ、葛藤しながら関わることで、序列関係を揺るがしているのである。

三節では、女性たちが経済活動を通じてエンパワーされていく様子について描いた。それまで家庭の領域に閉じ込められていた女性たちが、だれだれの母、妻、嫁としてではなく、一個人として社会参加することで自身を取り戻していくのである。そして、こうした経済的な自立によって、彼女たちは家庭内の不当な待遇や要求にただ耐えることなく、「抵抗」できる力を得るのである。

四節では、彼女たちが韓国で暮らしながらも、出身国の家族や親族、また友達と密接に関わりながら生活していることを明らかにした。女性たちは妊娠・出産をきっかけに母親を呼び寄せるケースが多いが、母親との同居生活によって家庭は二つの文化が漂う生活空間に変わる。夫はもちろん、子どもたちにも母親の文化的要素を「自然」に伝達することができるようになるのである。また、女性たちは同国人コミュニティを通じて情報交流や

日々のストレスを発散する。また、子どもたちをそのコミュニティにつれて来ることで子どもたちと出身国の文化を共有し、絆を深めていた。しかしながら、同国人コミュニティにおいてもヒエラルキーが存在していることが窺えた。女性たちは「おなじ同士」で集まることで、誰もが居心地よいコミュニティを作っていたのである。

最後に、五節では地域住民としての結婚移住女性を考察した。女性たちはボランティア活動や地域行事に積極的に参加し、自分たちを可視化していた。特に彼女たちが力を入れているのはボランティア活動であったが、その活動を通じて彼女たちは「私たちは可哀そうな存在ではない」「いつも助けられるばかりではない」という側面をアピールし、イメージチェンジを図っていた。つまり、彼女たちは、自らの負のイメージをそのまま持ち込むのではなく、多様な実践を通じて自らのイメージを希釈しながら、地域社会の同等な市民としてのポジションを確立していくのである。

終章

本研究は、韓国の農村地域で暮らすアジア出身結婚移住女性たちの日常世界をエスノグラフィーの手法を取り入れて考察したものである。特に注目したのは次の二点である。

一点目は、韓国社会がどのように結婚移住女性たちを「他者化」「定型化」しながら彼女たちに同化や再生産労働の圧力をかけているのか、ということである。二点目は、こうした韓国社会の要求や圧力に当事者である結婚移住女性たちがいかに対応しているのか、ということである。これらの二点に注目した理由は、第一に、既存の研究では結婚移住女性たちが同化や再生産労働の圧力を受けていることは明らかにされているものの、日々繰り返される彼女たちの生活の中で、具体的に誰が、どこで、いかに彼女たちにプレッシャーを与えているかという具体的な場や状況が見えてこなかったからである。第二に、メディアを通じてみた結婚移住女性のイメージと調査地で出会った結婚移住女性たちの実際の姿に大きなギャップがあったからである。メディアで見る結婚移住女性は主に無力で被害者的な姿であったが、筆者が2008年初めて調査地を訪れ、多くの結婚移住女性たちに出会って感じたのは彼女たちの「力強い生命力」であった。もちろん、彼女たちは韓国社会において弱い立場に置かれている。だが、彼女たちには自らの脆弱な立場を組み立て直す力があると思われたのである。こうした背景で、筆者は上に挙げた二つの研究課題を明らかにするため、文献調査とともに2008年から2014年にかけて忠清南道・論山市でフィールドワーク調査を行った。そこで、多くのアジア出身結婚移住女性たちと出会い、話し合い、彼女たちの日常を観察した。また、論山市多文化家族支援センターで韓国語を教えながら参与観察を行い、韓国政府の主導下で行われる結婚移住女性に対する再社会化教育について考察した。そして、これらの作業を通じて得られた知見は以下の通りである。

まず、明らかなことは、韓国社会が結婚移住女性たちを受け入れた理由は、韓国人女性の結婚離れによって父系家族維持のための再生産労働に隙間が生じたためであり、その隙間を結婚移住女性に埋めさせようと国家レベルで、また家庭レベルで彼女たちに強いプレッシャーをかけていることである。それは、第3章で述べたように韓国人男性の国際結婚の動機にもよく表れている。韓国人男性がアジア出身外国人女性と結婚する理由は、彼女たちが「韓国人女性とは違い、純粋で従順で伝統的な女性」だと信じていたからであった。また、彼らは結婚を親孝行と関連付けて考える傾向も強く、結婚を通して父系家族の維持と継承の義務を達成したいという思惑があったのである。しかしながら、彼らの望みとは違い、結婚移住女性たちは当然ながら従順な女性でも伝統的な女性でもない。彼女たちは自らの人生をより良い方向に転換させたいという望みを持って、良く知らない外国人男性

と結婚し国境を越えるほど、冒険心豊かで進取的な女性たちである。女性たちは家庭に閉じ込められることを拒み社会進出を望む。経済活動を通じて自己実現したい思いと出身国の家族を支えたい思いを持っているのである。しかしながら、こうした女性たちの望みは夫や姑によって挫折させられる。韓国の家族が彼女たちに求めるのは、ひたすら嫁、妻、母としての伝統的なジェンダー役割なのである。それは、結婚移住女性の家族形態だけを見ても明らかである。結婚移住女性たちは舅・姑と同居している比率が非常に高い。「2009年多文化家族実態調査」でみるように、結婚移住女性の27.5%が舅や姑、または夫の兄弟と同居しており、邑・面地域（主に農漁村地域）に限ってみると41.3%まで上る。本研究においても27人のインフォーマント女性のうち70%を超える19人の女性が舅・姑と同居したことがあるか、現在同居している。これは2005年時点の韓国の拡大家族の比率が10.1%⁶⁶であることを考えると、驚くべき数値である。結婚を通じて韓国の拡大家族に編入された結婚移住女性たちは当然ながら様々な困難に直面する。言葉の問題や文化の違い、経済的な問題はさることながら、女性たちは韓国の家父長的な家族文化に戸惑いを感じるのである。儒教に基づく韓国の家父長的な家族文化において夫と妻は対等な関係ではない。夫は家族を代表する最高権力者であり、妻は家門の維持や継承に適合しないと判断されればいつでも他の人に置き換えできる存在として考えられている。このような家父長的な家族文化は女性の服従と犠牲を強要し、男女間の不平等を正当化する。そして、家族関係にも大きな影響を及ぼす。ただでさえ家父長的な家族文化では夫が強い権力をもっているのに、多文化家族の場合は一層その傾向強い。なぜならば、マイノリティである妻はマジョリティである韓国人夫に依存せざるを得ないシステムになっているからである。事実上、夫の協力がなければ結婚移住女性たちは在留期間の更新もできないし、永住権や韓国国籍の取得も不可能である。夫が「国民という地位だけで特定な労働と感情サービスを要求することができるということがこれらの夫婦の特徴的な不平等の構造」なのである（キム・ミンジョン 2007:231）。このように、夫婦関係の主導権を握っている夫たちは、結婚にあたって抱いていた思惑通りに妻に「伝統的な女性としての役割」を求める。もし、妻がそれに応じない場合は、妻の外出や電話を禁じたり、在留期間の更新や帰化申請に協力してくれなかったり、経済的に圧力をかけたり、暴言や暴力を振ったりする形で妻を圧迫する。ところが、注目すべきことは、夫が妻に期待するのはあくまでも出産や育児、家事、介護などの再生産労働のみであり、家計管理を任せるケースはそれほど多くないということである。インフォーマント彼女たちは夫の給料や家庭の経済状況について詳しく知らない場合が多く、

⁶⁶ 統計庁「人口住宅総調査報告書」2005。

家計管理を任されているのはわずか4人に過ぎなかった。すなわち、韓国人夫は妻を対等なパートナーとしてではなく、再生産労働の担い手としてしか考えていないということである。

一方で、家父長的家族文化では、夫以外にもう一人の権力者がいる。それは姑である。姑は女性年長者としての強い権限を持っており、嫁を教育し家族文化を次の世代に伝承する責務を担っている。特に、結婚移住女性を嫁として受け入れた姑たちは嫁を不安に思う傾向が強く、嫁に権限を与えようとしない。姑は外国人嫁を「教育やしつけが必要な子ども」として捉え、嫁の行動を注視し、いちいち教えようとする。例えば、姑は洗濯物のたたみ方から子どもを何人産むかの家族計画まで口を出す。姑たちはこうして嫁の行動を注視し、嫁の教育に力を入れる理由を、自分が死ぬ前に嫁を「一人前」にさせるためであると語る。姑にとってはそれが姑としての当然な責務であり、息子家族を「守る」行為でもあるのだ。しかし、ここで注目すべきことは姑が考える「一人前」の条件である。姑が考える「一人前」の条件とは、家庭内で夫と対等な権限を求めたり、社会活動を通じて自己実現していく堂々とした嫁の姿では決してない。姑が思う嫁の「一人前」の条件とは、嫁として舅姑に服従し、ケアの義務を果たすこと、妻として夫を立て一生懸命に内助の功を発揮すること、母として子どもを産み、養育に専念することである。言い換えれば、社会活動を断念し、また、嫁の実家に対する娘・姉妹としての役割も諦め、ひたすら韓国家族のために伝統的なジェンダー役割を遂行することである。それこそが姑たちが考える「一人前」の条件なのである。

以上のように結婚移住女性たちは、家庭においてひたすら再生産労働の担い手として位置づけられ、一方的に韓国の家父長的な家族文化に従うように要求される。しかしながら、彼女たちにこうした役割を担わせようとするのは韓国家族だけではない。結婚移住女性をサポートする多文化家族支援センターにおいても彼女たちは同化の対象、再生産労働の実践者として扱われていたのである。韓国家族は露骨に彼女たちに再生産労働を要求していたとすれば、多文化家族支援センターでは「隠れたカリキュラム」を通して彼女たちにそういった役割を内面化させていた。第4章で明らかにしたように、2013年現在韓国には211カ所の多文化家族支援センターがある。そこでは結婚移住女性たちを対象に韓国語教育をはじめ、韓国文化や韓国生活適応教育など、結婚移住女性の再社会化に必要な教育が行われている。特に、韓国語教育が盛んに行われているが、韓国語教育の際に用いられる韓国語教材は非常に特徴的である。これらの教材は国立国語院で結婚移住女性向けに開発され、発刊されたものである。この教材の特徴は、結婚移住女性の日常生活に関わる主題

や語彙が多いことであるが、注目すべきことは教材には常に結婚移住女性が従順的な嫁・妻として、再生産労働の担い手として描写されていることである。また、イラストだけをみてもすぐ分かるように嫁姑の序列関係が明確に描かれており、性別役割分業意識も鮮明に表れている。つまり、結婚移住女性たちはこれらの教材で描かれている自分たちの姿を見ながら、それを通じて韓国語と韓国社会を学んでいるわけであり、これらの教材は、韓国語を教える道具に留まらず、韓国社会が結婚移住女性たちに期待する役割行動を彼女たちに内面化させるための媒体となっていると言える。こうした「隠れたカリキュラム」は、韓国語教育だけではなく韓国文化教育においても表れていた。韓国文化教育で常に結婚移住女性たちに強調されていたのは「韓国の伝統文化」であった。たとえば、韓国人女性には求めないコチジャン作りや茶道、韓服などの伝統衣装、礼儀作法といった伝統文化を彼女たちに求めるのである。興味深いことは、結婚移住女性と「伝統」を結びつけることは多文化家族支援センターだけではないことである。論山市の主催で毎年行われる多文化家族の合同結婚式もまた、現代では見ることも難しくなっている昔ならではの伝統的な結婚式であった。つまり、韓国社会が「多文化家族」に期待するのは「伝統家族の再生」であると言える。

このように、結婚移住女性たちは韓国社会及び家族から常に再生産労働のプレッシャーを受けているが、しかしながら、彼女たちがいくらその役割を忠実に実践するとしても、彼女たちは常に周辺的な立場に置かれる。繰り返して言うように、彼女たちは家庭でも、社会でも「一人前の大人」としてではなく、「欠乏した」存在としてみなされるからである。しかし、だからと言って、彼女たちがこうした偏見や圧力に無力でいるわけではない。限られた条件の中でも自らの脆弱な立場を組み立て直すための様々な日常的「実践」を行っていたのである。女性たちは基本的に韓国社会や韓国家族に認めてもらいたいという願望を持っている。そのため、できるだけ葛藤を避け、黙々と期待される再生産労働を実践していく。こうした行動が伝統的ジェンダー規範の再生産につながるものであるとしても、女性たちはこうした実践によってのみ構造上の周縁から中心へと自らを移すことができるので、あえてジェンダー規範に従事することで、交渉力を手に入れようとしているのである。また、女性たちは韓国国籍を取得し、「韓国人」としての法的地位を手に入れることで韓国滞在の安定化を図る。しかし、彼女たちにとって国籍はそれほど大きな意味を持つものではない。国籍は必要に応じて変えられる「道具」であって、女性たちは自らを「韓国人」として帰属させない。彼女たちは自らを二つの国をまたがる存在として位置づけるのである。一方で、女性たちは、韓国社会にただ「順応」及び「同化」するだけではなく、自分

の意図に合わせて、積極的に交渉・抵抗しながら自らのポジションを確立していく。特に、女性たちは妊娠をきっかけにそれまで我慢していた出身国の文化と自分の感情を表に出すようになる。彼女たちにとって子どもは自分の結婚の「真実性」を証明できる手段でもあって、家族と交渉できる手段でもあるのだ。出産を通じて地位上昇を感じ取った彼女たちは徐々に「従順な嫁・妻」の姿をやめ、状況によっては「反撃」も行う。女性たちの反撃の手法は、偽りの服従や口答えなどのソフトなものもあれば、脅かしや家出などのハードなものもあるが、こうした日常的「実践」を通じて彼女たちはそれまでの家父長的な生活文化や序列関係、権力関係を徐々に揺るがしていくのである。さらに、女性たちは経済活動を始めることで、より「抵抗」できる力をつけていく。それまで家庭の領域に閉じ込められていた女性たちが、社会参加することでエンパワーされ、家庭内の不当な待遇や要求にただ耐えることなく、「抵抗」の姿勢を見せるのである。しかし、女性たちが自らの脆弱な立場を組み立て直すためには自分ひとりの努力だけでは不十分である。そのため女性たちは出身国の家族や仲間集団といった「人的資源」を積極的に活用する。女性たちは妊娠・出産をきっかけに母親を呼び寄せたり、外国人労働者として、また同じ結婚移住女性として韓国に來ている家族・親族と頻繁に交流しながら、夫はもちろん、子どもたちにも自分の出身国の文化を馴染ませていく。それに加えて、同国人コミュニティ活動にも積極的に参加し、情報交換や出身国の文化を共有する。それに、子どもたちをこのコミュニティにつれてくることで子どもたちとも出身国の文化を共有し、絆を深めていく。さらに、こういう女性たちのコミュニティ活動は、情報交流や親睦などの私的領域に留まらない。女性たちはコミュニティ活動としてボランティアや地域の行事に積極的に参加しながら、韓国社会に自分たちの存在を可視化し、存在証明をしていたのである。彼女たちがボランティア活動や地域の行事に積極的に参加する理由は、韓国社会で自分たちがどのように見られているかを誰よりも知っているからである。女性たちはこうした活動を通じて「私たちは可哀そうな存在ではない」「いつも助けられるばかりではない」という側面をアピールし、イメージチェンジを図っていた。つまり、彼女たちは自らの負のイメージをそのまま持ち込むことで、社会によってコントロールされるだけでなく、多様な実践を通じて自らの負のイメージを希釈あるいは攪乱しながら、地域社会の同等な市民としてのポジションを確立しようとしているのである。

以上のように結婚移住女性たちは韓国社会において周縁的な立場に置かれていることは間違いない。しかし、彼女たちは絶えず何らかのアクションを起こし、自らの脆弱な立場を組み立て直していくための様々な日常的「実践」を行っているのである。そして、彼

女たちのこうした日常的「実践」は、韓国社会の構造やシステムを完全に変える可能性はないにしても、緩やかな形で韓国社会や韓国家族を変化させる可能性を秘めていると言えるよう。

論文の限界と課題

本研究では、韓国の典型的な農村地域で暮らすアジア出身結婚移住女性たちの日常世界に注目し、彼女たちが韓国社会の偏見や圧力の中でも、限られた資源を巧みに用いながら自らの人生を切り拓こうとする姿を明らかにした。

しかし、次の三点が課題として残された。一点目は、女性たちの結婚時期や出身国、学歴、生まれ育った環境などによって、彼女たちの日常的「実践」にどのような差異がみられるのかまでに踏み込むことができなかった。二点目は、論山市に在住する結婚移住女性だけを取り上げたため、この研究を一般化するには限界があると思われる。三点目は、韓国に先行して「ムラの国際結婚」が社会問題化した日本の状況を手がかりとしての考察も有意義であっただろうが、今回はそこまで行うことができなかった。以上のことは今後の課題にしたい。

参考文献

日本語文献

- 青山薫（2007）『「セックスワーカー」とは誰かー移住・性労働・人身取引の構造と経験』大月書店。
- 足立真理子（2005）「再生産領域のグローバル化と複数のグローバリゼーション（multiple globalizations）」『F-GENS ジャーナル』お茶の水女子大学 21 世紀 COE プログラム「ジェンダー研究のフロンティア」3, 110-114 頁。
- 足立真理子（2008）「再生産領域のグローバル化と世帯保持」伊藤るり・足立真理子編『国際移動と連鎖するジェンダーー再生産労働のグローバル化』作品社。
- 蘭信三（2000）『「中国帰国者」の生活世界』行路社。
- 石川准（1992）『アイデンティティ・ゲームー存在証明の社会学』新評論。
- 伊藤るり（1996）「もう一つの国際労働力移動ー再生産労働の超国家的移転と日本の女性移住者」伊豫谷登士翁・杉原達編『日本社会と移民』弘文堂、241-271 頁。
- 伊藤るり・足立真理子編（2008）『国際移動と連鎖するジェンダーー再生産労働のグローバル化』作品社。
- 伊豫谷登士翁（2001）『グローバリゼーションと移民』有信堂。
- 伊豫谷登士翁（2007）「方法としての移民」伊予谷登士翁編『移動から場所を問う』有信堂、3-23 頁。
- 上野加代子（2011）『国境を越えるアジアの家事労働者：女性たちの生活戦略』世界思想社。
- 上野千鶴子（1990）『家父長制と資本制ーマルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店。
- 上野千鶴子（1996）「複合差別論」『岩波講座現代社会学（15）差別と共生の社会学』岩波書店。
- 上野千鶴子編（2005）『脱アイデンティティ』勁草書房。
- 牛山美穂（2006）『「抵抗」および「戦術」概念についての考察』『死生学研究』東京大学大学院人文社会系研究科 第 8 号、191-210 頁。
- 小田亮（2001）「生活世界の植民地化に抗するために」『日本常民文化紀要』22, 1-43 頁。

- 小ケ谷千穂 (2001a) 『『移住労働者の女性化』のもう一つの現実ーフィリピン農村部送り出し世帯の事例から』 伊豫谷登士翁編 『経済のグローバリゼーションとジェンダー』 明石書店, 161-186 頁。
- 小ケ谷千穂 (2001b) 「国際労働移動とジェンダー：アジアにおける移住家事労働者の組織活をめぐって」 梶田孝道編 『国際化とアイデンティティ』 ミネルヴァ書房, 121-147 頁。
- 落合恵美子 (1989) 『近代家族とフェミニズム』 勁草書房。
- 梶田孝道 (2001) 『国際化とアイデンティティ』 ミネルヴァ書房。
- 梶田孝道編 (2005) 『新・国際社会学』 名古屋大学出版会。
- カースルズ, S&ミラー M. J. (関根政美・関根薫訳) (1996) 『国際移民の時代』 名古屋大学出版会。 (=1993, *The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World*, London: Macmillan)
- 嘉本伊都子 (2001) 『国際結婚の誕生ー「文明国日本」への道』 新曜社。
- 川上郁雄 (2001) 『越境する家族：在日ベトナム系住民の生活世界』 明石書店。
- 河原俊明・岡戸浩子 (2009) 『国際結婚ー多言語化する家族とアイデンティティ』 明石書店。
- 北村文 (2009) 『日本女性はどこにいるのかーイメージとアイデンティティの政治』 勁草書房。
- 金賢美 (羅一等訳) (2014) 『『社会的再生産』の危機と韓国家族の多層化』 平田由紀江・小島優生編 『韓国家族：グローバル化と「伝統文化」のせめぎあいの中で』 亜紀書房, 8-31 頁。
- 工藤正子 (2008) 『越境の人類学：在日パキスタン人ムスリム移民の妻たち』 東京大学出版会。
- 桑山紀彦 (1995) 『国際結婚とストレス：アジアからの花嫁と変容するニッポンの家族』 明石書店。
- 小井土彰宏 (2005) 「国際移民の社会学」 梶田孝道編 『新・国際社会学』 名古屋大学出版会, 2-23 頁。
- 駒井洋 (2002) 『国際化の中の移民政策の課題』 明石書店
- ゴフマン, E. (石黒毅訳) (1974) 『行為と演出ー日常生活における自己呈示』 誠信書房。 (=1959 *The Presentation of Self in Everyday Life*. Doubleday Anchor)
- ゴフマン, E. (石黒毅訳) (2003) 『スティグマの社会学ー傷つけられたアイデンティティ』 せりか書房。 (=1963 *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*. Prentice-Hall.

- 坂本佳鶴恵（2005）『アイデンティティの権力—差別を語る主体は成立するか』新曜社。
- 賽漢卓娜（2011）『国際移動時代の国際結婚—日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房。
- 桜井厚（2002）『インタビューの社会学：ライフストーリーの聞き方』せりか書房
- 桜井厚編（2003）『ライフストーリーとジェンダー』せりか書房。
- 桜井厚（2012）『ライフストーリー論』弘文堂。
- 佐竹真明・メアリー・アンジェリン・ダアノイ（2006）『フィリピン—日本国際結婚—移住と多文化共生』めこん。
- 定松文（1996）「家族問題：定住外国人の家族生活と地域社会」宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』有斐閣, 65-82 頁。
- サッセン・サスキア（森田桐郎訳）（1992）『労働と資本の国際移動——世界都市と移民労働者』岩波書店。（=1988, *The Mobility of Labor and Capital: A Study in International Investment and Labor Flow*, Cambridge University Press.）
- サッセン・サスキア（田淵太一・原田太津男・尹春志訳）（2004）『グローバル空間の政治経済学——都市・移民・情報化』岩波書店。（=1998, “Toward a Feminist Analytics of the Global Economy,” Sassen-Koob, *Globalization and its Discontents*, The New Press.
- サッセン・サスキア（大井由紀・高橋華生子訳）（2008）『グローバル・シティー：ニューヨーク・ロンドン・東京から世界を』筑摩書房。（=2001, *The Global City: New York, London, Tokyo*, Princeton University Press.）
- 佐藤郁哉（2006）『フィールドワーカー書を持って街へ出よう』新曜社。
- 佐藤隆夫（1989）『農村（むら）と国際結婚』日本評論社。
- シバ・M・ジョージ（伊藤るり訳）（2011）『女が先に移り住むとき——在米インド人看護師のトランスナショナルな生活世界』有信堂。
- 白水繁彦編（2008）『移動する人びと、変容する文化：グローバリゼーションとアイデンティティ』御茶の水書房
- スピヴァク G. C.（上村忠男訳）（1998）『サバルタンは語ることができるか』みすず書房。
- 宿谷京子（1988）『アジアから来た花嫁』明石書店。
- 末廣幹（2000）「エイジェンシー」『現代思想：現代思想のキーワード』第 28 巻 3 号臨時増刊, 52-55 頁。
- 鈴木一代（2000）「国際結婚女性の再社会化についての研究—バリ島の日本人，ドイツ語圏出身者，英語圏出身者」『東和大学紀要』No26, 189-198 頁。
- セルトー，ド・ミシェル（山田登世子訳）（1987）『日常実践のポイエティック』国文社。
- 高畑幸（2003）「国際結婚と家族——在日フィリピン人による出産と子育ての相互扶助」

- 石井由香編『移民の居住と生活』明石書店。
- 武田真子（2011）『ムラの結婚再結婚再考—結婚移住女性と農村の社会変容』めこん。
- 田中統治（1999）「カリキュラムの社会学的研究」安彦忠彦編『新版 カリキュラム研究入門』勁草書房，65-86 頁。
- 田辺繁治，松田素二編（2002）『日常実践のエスノグラフィ：語り・コミュニティ・アイデンティティ』世界思想社。
- 常田夕美子（2011）『ポストコロニアルを生きる：現代インド女性の行為主体性』世界思想社。
- 永田貴聖（2011）『トランスナショナル・フィリピン人の民族誌』ナカニシヤ出版。
- 林道義（1998）『主婦の復権』講談社。
- パレーニャス・ラセル（2007）「女はいつもホームにある—グローバル化におけるフィリピン人女性家事労働者の国際移動」伊予谷登士翁編『移動から場所を問う』有信堂，127-147 頁。
- パレーニャス・ラセル（2008）「家族を思うということ—フィリピン人海外就労の経済原因におけるジェンダーの作用」伊藤るり・足立真理子編（2008）『国際移動と連鎖するジェンダー—再生産労働のグローバル化』作品社。
- バトラー・ジュディス（竹村和子訳）（2004）『触発する言葉—言語・言語・行為体』岩波書店。
- 福田友子（2012）『トランスナショナルなパキスタン人移民の社会的世界：移住労働者から移民企業家へ』福村出版。
- フーコー・ミシェル（渡辺守章訳）（1986）『性の歴史Ⅰ 知への意思』新潮社。
- フーコー・ミシェル（田村俣訳）（1986）『性の歴史Ⅱ 快楽の活用』新潮社。
- フーコー・ミシェル（田村俣訳）（1987）『性の歴史Ⅲ 自己への配慮』新潮社。
- 古賀正義（1997）「参与観察法と多声的エスノグラフィー—学校調査の経験から」北沢毅・古賀正義編『〈社会〉を読み解く技法—質的調査法への招待』福村出版，72-9 頁
- 松田素二（1999）『抵抗する都市』岩波書店。
- 松田素二（2006）「セルフの人類学に向けて—偏在する個人性の可能性」田中雅一・松田素二編『ミクロ人類学の実践—エージェンシー／ネットワーク／身体』世界思想社，381-405 頁。
- 箕浦康子（1999）『フィールドワークの技法と実際—マイクロ・エスノグラフィー入門』ミネルヴァ書房。
- 宮島喬・梶田孝道編（1996）『外国人労働者から市民へ』有斐閣。

- 宮島喬・長谷川祥子 (2000) 「在日フィリピン人女性の結婚・家族問題ーカウンセリングの事例から」 立教大学社会学部『応用社会学研究』42, 1-14 頁。
- 宮西香穂里 (2012) 『沖縄軍人妻の研究』 京都大学学術出版会。
- ロビン・コーエン、ポール・ケネディ (山之内靖監・伊藤茂訳) (2003) 『グローバル・ソシオロジーⅡ・ダイナミクスと挑戦』 平凡社。

韓国語文献

- 강동관 외 (칸・통겐ほか) (2004) 「한국의 이주동향 2014」 IOM 이민정책연구원
- 강원도청 (江原道庁) (2001) 「강원도 외국인 주부 생활실태 및 복지욕구」 강원도청.
- 강유미 외 (칸・유미ほか) (2010) 「결혼이주여성의 성공적 적응과정에 관한 연구」 『상담학연구』 Vol. 11 (4) pp. 1393-1410
- 광주여성개발센터 (光州女性開發センター) (2003) 「외국인주부실태조사」 광주여성발전 센터
- 구정화 (ク・ジョンファ) (2010) 「결혼이주여성의 문화적응 스트레스와 한국인에 대한 인식:경인교대 이중언어교수요원 강좌 수강생을 중심으로」 『교육논총』 Vol. 30 (2) pp. 93-108
- 구차순 (ク・チャスン) (2007) 「결혼이주여성의 다문화가족 적응에 관한 연구」 『한국 가족복지학』 Vol. 19 (20) pp. 319-359.
- 김민정 (김・민쥬) (2007) 「한국 가족의 변화와 지방 사회의 필리핀 아내」 『페미니즘연구』 Vol. 2 pp. 213-248.
- 김재은 (김・제운) (1987) 『한국인의 의식과 행동양식』, 이화여자대학교출판부
- 김정선 (김・쥬선) (2010) 「필리핀 결혼 이주 여성의 귀속(belonging)의 정치학」 이화여자대학교 박사학위논문.
- 김한곤 (김・한곤) (2009) 「농촌지역 국제결혼 이주여성의 생활적응에 영향을 미치는 요인-경북 농촌지역을 중심으로」 『農村社會』 Vol. 19 (1) pp. 83-120.
- 김현미 (김・현미) (2005) 『글로벌시대의 문화번역』 도서출판 또 하나의 문화.
- 김현미 (김・현미) (2007) 「국가와 이주여성:한국사회의 ‘다문화가족’ 만들기 의 갈라지는 희망들」 한국여성연구원 30 주년기념국제학술대회자료집 pp. 213-227
- 김혜순 (김・혜순) (2008) 「결혼이주여성들과 한국의 다문화사회실험 :최근다문화 담론의 사회학」 『한국사회학회』 Vol. 42 (2) pp. 36-71
- 김희주 (김・희주) (2009) 「결혼이주여성의 한국생활 적응 유형에 관한연구」 『지

- 역사회』 Vol. 61 pp. 79-83.
- 김희주, 은선경(キム・ヒジュ, ウン・ソンギョン) (2007) 「결혼이주여성의 적응을 위한 대처저략에 관한 사례연구-필리핀 여성을 중심으로」 『사회복지연구』 Vol. 35 pp. 33-66
- 박정숙 외(パク・ジョンスクほか) (2007) 「국제결혼이주여성의 가족갈등과 생활만족도에 관한 연구」 『한국가정관리학회지』 Vol. 25(6) pp. 59-70.
- 박현정(パク・ヒョンジョン) (2004) 「광주·전남지역 국제결혼 한 이주여성 실태보고」 광주여성의전화 부설 가정폭력상담소.
- 반승현(반・스니ョン) (2008) 「사회적 지지에 따른 국제결혼이주여성의 문화적응 유형: 중국, 필리핀, 베트남 여성을 중심으로」 경기대학교 사회복지대학원 석사논문.
- (사) 한국가족문화원 편(韓國家族文化院編) (2009) 『새로 본 가족과 한국사회-변화하는 한국가족의 삶 읽기』 경문사.
- 서선희(ソ・ソンヒ) (2003) 「한국사회에서 `가족중심주의`의 의미와 그 변화」 『한국가정관리학회』 Vol. 21(4) pp. 93-101.
- 스튜어트 홀(임영호편역)(スチュアート・ホル著, イム・ヨンホ訳) (1996) 『스튜어트 홀의 문화이론』 한나래.
- 안옥희 외(アン・オッキほか) (2011) 「국제결혼 이주여성의 적응경험」 『다문화학회지』 Vol. 1(1) pp. 33-43.
- 안준희·조정희(안・쥬니히·쵸・쥬니히) (2011) 「결혼이주여성의 문화적응 스트레스의 영향요인분석-충청남도지역을 중심으로」 『한국가족복지학』 Vol. 32 pp. 137-176.
- 양소영(ヤン・ソヨン) (2014) 「한국 다문화가정의 문화유형에 관한 연구: 광주광역시 전라남도 지역 국제결혼이주여성을 중심으로」 전남대학교대학원 박사학위논문.
- 양순미(ヤン・스니미) (2006) 「국제결혼부부의 적응 및 생활실태에 대한 비교분석 : 중국, 일본, 필리핀 이주여성 부부 중심」 『農村社會』 Vol. 16(2) pp. 151-179.
- 염미경·김규리(ヨム・미ギョン, 키ム・기리) (2008) 「제주여성 결혼 이민자들의 결혼 이주, 딜레마와 적응」 『지역사회학』 Vol. 9(2) pp. 151-182.
- 위훙(ウイホム) (2003) 「국제결혼과 여성폭력에 관한 정책제안을 위한 원탁토론회 자료집」 국가인권위원회.
- 윤명숙·이혜경(윤・미온스쿠, 이・헤기온) (2011) 「농촌지역 결혼이주여성의 부

- 모됨을 통한 적응 경험」 『한국가족복지학』 Vol.32 pp. 103-135.
- 윤형숙 (ユン・ヒョンスク) (2004) 「국제결혼배우자의갈등과적응」 『한국의소수자, 실태와전망』 한울.
- 윤형숙 (ユン・ヒョンスク) (2005) 「외국인 출신 농촌 주부들의 갈등과 적응: 필리핀 여성을 중심으로」 『지방사회와 지방문화』 Vol.8 (2) pp. 299-339.
- 이광규(イ・クァンギュ) (1990) 『한국의 가족과 종족』 서울 : 민음사.
- 이금연(イ・クムヨン) (2003) 「이주여성의결혼과가족」 『국경과 인종, 피부색과 문화의 차이를 넘어 평등과 연대를 향해』 이주노동자지원단체연대.
- 이미정·김현민(イ・ミジョン, 김·ヒョン민) (2011) 「도서지역 결혼이주여성의 문화 적응 실태 조사 연구-강화도, 대부도, 영종도, 영흥도를중심으로」 『교육 문화연구』 Vol. 17(2) pp. 77-112.
- 이상노(イ・サンノ) (2014) 「결혼이주여성의 한국생활적응」 『한국지역사회복지학』 Vol. 49 pp. 105-136.
- 이수자(イ・スジャ) (2004) 「이주여성디아스포라 : 국제성별분업, 문화혼성성, 타자화화 색슈얼리티」 『한국사회학』 Vol. 38(2) pp. 189-219.
- 이애련(イ・エリョン) (2014) 「결혼이주여성의 가정생활문화 적응에 관한 사례연구 베트남여성을 대상으로」 『한국가족자원경영학회지』 Vol. 18(4) pp. 69-90.
- 이용승·이용재(イ・ヨンスン, 이·ヨン제) (2013) 「결혼이주여성의 문화적응」 『다문화와 인간』 Vol. 1(20) pp. 163-185.
- 이정화(イ・ジョンファ) (2014) 「한국의 다문화 역사와 다문화 담론」 백승대 외편 『한국사회의 다문화 현상 이해』 정림사, pp. 51-67.
- 이지현 외(イ・ジヒョンほか) (2014) 「결혼이주여성의 문화적응유형과 영향요인」 『한국가정관리학회지』 Vol. 32(3) pp. 1-15.
- 이혜경외 (2006) 「이주의 여성화와 초국가적 가족」 『한국사회학회』 Vol. 40(5) pp. 258-298
- 이혜림·조민효(イ・ヘリム, 조·민효) (2014) 「다문화가정 이주여성의 적응유형과 사회자본이취업에 미치는 영향에 관한 연구」 『韓國政策學會誌』 Vol. 23(4) pp. 237-263.
- 임은미 외(イム・ウンミほか) (2010) 「여성 결혼이민자의 문화적응 유형과 문화적응 스트레스」 『상담학연구』 Vol. 11(3) pp. 957-973.
- 장경섭(チャン・キョンソプ) (1994) 「가족과 사회제도 : 가족과 정치제도」 『한국가족학회』 Vol. 6 pp. 323-348.

- 장미경(チャン・ミギョン) (2005) 「한국사회 소수자와 시민권의 정치」 『한국사회학』 Vol. 39(6) pp. 69-104.
- 장수현(チャン・スヒョン) (2004) 「한국화교의 현실과 도전」 최협.김성국 외 『한국의 소수자 실태와 전망』 한울아카데미, pp. 261-279.
- 정기선(チョン・キソン) (2008) 「결혼이주여성의 한국이주특성과 이민생활적응:출신 국가별 차이를 중심으로」 『人文社會科學研究』 Vol. 20 pp. 69-104.
- 정명희(チョン・ミョンヒ) (2011) 「결혼이주여성의 한국사회적응 스트레스 발생요인에 대한 실증연구」 『국제지역연구』 Vol. 15(2) pp. 451-481.
- 정천석(チョン・チョン석) (2008) 「국제결혼 이주여성의 적응 유형에 관한 질적비교연구」 백석대학교 박사학위논문.
- 정현주(チョン・ヒョン주) (2009) 「경계를 가로지르는 결혼과 여성의 에이전시: 국제결혼이주연구에서 에이전시를 둘러싼 이론적 쟁점에 대한 비판적 고찰」 『한국도시지리학회지』 Vol. 12(1) pp. 109-121.
- 조혜정(チョ・ヘジョン) (1985) 「한국의 사회변동과 가족주의」 『한국문화인류학』 Vol. 17(1) pp. 81-98.
- 최운선(チェ・ウンソン) (2007) 「국제결혼 이주여성의 사회문화 적응에 관한 연구」 『아시아 여성연구』 Vol. 46(1) pp. 141-181.
- 최재석(チェ・ジェ석) (1976) 『한국인의 사회적 성격』 개문사.
- 최협 외(チェ・ヒョプほか) (2004) 『한국의 소수자, 실태와 전망』 도서출판 한울.
- 최혜지(チェ・헤지) (2009) 「이주여성의 문화적응유형과 관련 특성에 관한연구」 『한국가족복지학』 Vol. 61(1) pp. 163-194.
- 한정애 외(ハン・ジョン애ほか) (2008) 「상담일반: 결혼이주여성의 문화작용 과정분석」 『상담학연구』 Vol. 9(4) pp. 1607-624.
- 홍달아기 외(ホン・ダ라기ほか) (2012) 「결혼이주여성의 한국가정생활 문화적응 단계별특성: 필리핀 결혼이주여성을중심으로」 『한국가족자원경영학회지』 Vol. 16(4) pp. 1-22.

<政府関連資料>

- 교육과학기술부(教育科学技術部) (2003) 『2013 년국내외국인유학생통계』
- 법무부(法務部) (2013) 『출입국·외국인정책 통계연보』
- 여성가족부(女性家族部) (2009) 『2009 다문화가족실태조사』
- 여성가족부(女性家族部) (2012) 『2012 다문화가족실태조사』

여성가족부(女性家族部) (2013) 『2013 다문화가족지원사업 결과보고서』
통계청(統計庁) 『인구통계연보』 각 연도.
한국보건사회연구원(韓國保健社會研究院) (2008) 『국제결혼 이주여성의 생식건강 실태
와 정책과제』
행정자치부(行政自治部) (2014) 『외국인주민조사현황』
행정안전부(行政安定部) (2013 『지방자치단체외국인주민실태조사자료』

<新聞>

조선일보(朝鮮日報) 2006年4月21日 「베트남 처녀들 희망의 땅 코리아로」
동아일보(東亞日報) 2009年5月13日 「달라도 다함께/열린 문화, 국경을 허문다
<6>결혼이야기」

<インターネット上の資料>

グットモーニング論山ホームページ <http://www.gnnews.com/news/>
韓国統計庁 <http://www.nso.go.kr/>
韓国出入国管理局 <http://www.immigration.go.kr/>
法律情報 http://www.lawnb.com/main/P_index.asp
忠清南道ホームページ <http://www.chungnam.go.kr/>
論山市ホームページ <http://www.nonsan.go.kr/>
論山市多文化家族支援センターホームページ <http://cafe.daum.net/nfmc>

英語文献

Anderson and Bridget, (2000). *Doing the Dirty Work? : The Global Politics of Domestic Labour*, London: Zed Books.
Constable, Nicole, (1997) *Maid to Order in Hong Kong: Stories of Filipina Workers*, Ithaka: Cornell University Press.
Constable and Nicole, (2003) *Filipina Workers in Hong Kong Homes: Household Rules and Relations*. In Ehrenreich, B. and Hochschild, A.R.(eds.). *Global woman : nannies, maids, and sex workers in the new economy*. New York : Metropolitan Books.
Chin, Christine B. N., 1998, *In Service and Servitude: Foreign Domestic Workers and the Malaysian "Modernity" Project*, New York: Columbia University Press.
Constable, Nicole, (2005). *Cross-border Marriages: Gender and Mobility in*

- Transnational Asia*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Clark, H, (1996) *Using Language*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hammersley, M. and Atkinson, P. (1995) *Ethnography: Principles in Practice*, Second Edition, Routledge.
- Kim, Hyunmee, (2006) "Global Gender Politics of Cross-Border Marriage: with a Focus on Marriages between Korean Men and Vietnamese Women," *Economy and Society*, Vol.70(summer), Korean Association of industrial Sociology, p.11.
- Krashen, S, (1981) *Second Language Acquisition and Second Language Learning*. Oxford: Pergamon.
- Lee, Hyekyung (2003) "Gender, Migrant and Civil Activism in South Korea," in *Asian Pacific Migration Journal*, Quezon City: Scalabrini Migration Center, 12(1-2), pp.99-125.
- Nakamatsu, Tomoko, (2003). International Marriage through Introduction Agencies : Social Legal Realities of 'Asian' Wives of Japanese Men. In Piper, Nicola, and Roces, Mian.(eds.) *Wife or Worker?*. Roman & Littlefield Publisher. Inc.
- Nakamatsu, Tomoko, (2005). Faces of "Asian Brides": Gender, Race, and Class in the Representations of Immigrant Women in Japan, *Women's Studies International Forum*, 28, pp.405-417.
- Oishi, Nana, (2005) *Women in Motion: Globalization, State Policies, and Labor Migration in Asia*, Stanford University Press.
- Parrenas, R.S, (2000) "Migrant Filipina Domestic Worker and International Division of Reproductive Labor," *Gender and Society*, Vol.14(4), pp.560-581
- Parrenas, R. S,(2001) *Servant of Globalization: Women, Migration and Domestic Work*. Stanford University Press.
- Piper, N,(1997). "International Marriages in Japan 'Race' and 'Gender' Perspectives," in *Gender, Place, and Culture*. 4(3), pp.321-338.
- Piper, N, (2003) "*Wife or Worker?* Worker or Wife ? Marriage and Cross-Border Migration ", in *Contemporary Japan, International Journal of Population Geography* 9, pp.457-469.
- Piper, N and Poces, M, (2004) "Rights of foreign Worker and the Politics of Migration in the Asian context", *International Migration*, 42(5), pp.71-97.
- Scott, James C, (1985) *Weapons of the weak: everyday forms of peasant resistance*, Yale University Press.

- Suzuki, Nobue, (2000) "Between Two Shores: Transnational Projects and Filipina Wives in/from Japan", *Women's Studies International forum* 23(4), pp.431-444.
- Suzuki, Nobue, (2002) "Women Imagined, Women Imagine: Re/presentations of Filipinas in Japan since the 1980s," Filomeno Aguilar Jr. ed., *Filipinos in Global Migrations: At Home in The World?*, Quezon City: Philippine Migration Research Network.
- Suzuki, Nobue, (2004) "Inside the Home: Power and Negotiation in Filipina-Japanese Marriages", *Critical Asian Studies* 35(3), pp.399-420.
- Truong, Than-Dam, (1996) "Gender, International Migration and Social Reproduction: Implications for Theory, Policy, Research and Networking," International Peace Research Institute Meiji Gakuin University (PRIME) ed., *International Female Migration and Japan: Networking, Settlement and Human Rights, Tokyo:* International Peace Research Institute Meiji Gakuin University.
- Wang, Hong-zen and Chang, Shu-mine, (2002) "The Commodification of International Marriages: Cross-border Marriage Business in Taiwan and Vietnam" *International Migration*, 40(6), p.94

<インターネット上の資料>

International Organization for Migration (2010) World Migration Report 2010, Retrieved 15 January, 2011, from http://publications.iom.int/bookstore/free/WMR_2010_ENGLISH.pdf#search='World+Migration+Report+2010